

令和5年第3回広野町議会定例会会議録目次

第1日 9月12日（火曜日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	1
○本会議に出席した事務局職員	2
○開会の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	3
○町長の町政全般について経過報告	4
○監査委員報告	11
○委員会報告	12
○一般質問	12
畑 中 大 子 さん	12
遠 藤 浩 君	24
北 郷 伯 弘 君	31
阿 部 憲 一 君	35
小 磯 利 雄 君	50
門 馬 まりえ さん	63
○会議時間の延長	68
○散会の宣告	70
○署名	73

第2日 9月13日（水曜日）

○議事日程	75
○出席議員	75
○欠席議員	75
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	75
○本会議に出席した事務局職員	76

○開議の宣告	7 7
○会議録署名議員の指名	7 7
○議案第41号 広野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	7 7
○議案第42号 広野町税特別措置条例の一部を改正する条例	7 9
○議案第43号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について	8 0
○議案第44号 工事請負契約の締結について	8 1
○議案第45号 令和4年度広野町一般会計歳入歳出決算認定について	8 4
○散会の宣告	1 4 1
○署名	1 4 3

第3日 9月14日（木曜日）

○議事日程	1 4 5
○出席議員	1 4 5
○欠席議員	1 4 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	1 4 5
○本会議に出席した事務局職員	1 4 6
○開議の宣告	1 4 7
○会議録署名議員の指名	1 4 7
○議案第46号 令和4年度広野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 4 7
○議案第47号 令和4年度広野町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 5 0
○議案第48号 令和4年度広野町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 5 2
○議案第49号 令和4年度広野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 5 3
○議案第50号 令和4年度広野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 5 6
○議案第51号 令和4年度広野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	1 6 0
○散会の宣告	1 6 2
○署名	1 6 3

第4日 9月15日（金曜日）

○議事日程	1 6 5
○出席議員	1 6 5
○欠席議員	1 6 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	1 6 5
○本会議に出席した事務局職員	1 6 6

○開議の宣告	1 6 7
○会議録署名議員の指名	1 6 7
○議案第 5 2 号 令和 5 年度広野町一般会計補正予算（第 3 号）	1 6 7
○議案第 5 3 号 令和 5 年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	1 8 4
○議案第 5 4 号 令和 5 年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第 2 号）	1 8 5
○議案第 5 5 号 令和 5 年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	1 8 6
○議案第 5 6 号 令和 5 年度広野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	1 8 7
○議案第 5 7 号 令和 5 年度広野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	1 8 7
○議案第 5 8 号 令和 5 年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	1 8 9
○動議の提出	1 8 9
○日程の追加	1 9 0
○発議第 4 号 町長の不信任案について	1 9 1
○発議第 3 号 広野町議会委員会条例の一部を改正する条例について	1 9 2
○報告第 1 号 広野町の健全化判断比率等の報告について	1 9 4
○委員会の閉会中の継続調査の申出について	1 9 5
○閉会の宣告	1 9 6
○署名	1 9 7

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和5年第3回広野町議会定例会会議録（第1日）

令和5年9月12日（火曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の町政全般について経過報告
日程第 5 監査委員報告
日程第 6 委員会報告
日程第 7 一般質問

○出席議員（8名）

1 番	阿	部	憲	一	君	2 番	北	郷	伯	弘	君	
3 番	遠	藤		浩	君	4 番	北	郷	幹	夫	君	
5 番	門	馬	ま	り	え	君	6 番	畑	中	大	子	君
7 番	小	磯	利	雄	君	8 番	門	馬		巧	君	

○欠席議員（1名）

9 番	渡	邊	正	俊	君
-----	---	---	---	---	---

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	遠	藤	智	君		
副町	長	松	本	正	人	君	
教	育	長	根	本	良	政	君
参事兼総務課	長	飯	島	洋	一	君	
参事兼復興企画課	長	小	松	和	真	君	
参事兼産業振興課	長	猪	狩	裕	一	君	
建設課	長	松	本	周	次	君	
参事兼環境防災課	長	遠	藤	義	宏	君	
健康福祉課	長	佐	藤	尚	文	君	

参事兼 子ども家庭課長	坂	本	淳	君
参事兼 町民税務課長	岡		修 一	君
会計管理者兼 出納室長	北	郷	智 恵 子	君
教育次長兼 学校教育課長兼 生涯学習課長兼 公民館長	加	賀	博 行	君
代表監査委員	鯨	岡	公 一	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡 宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻 介	君

○開会の宣告

○議長（北郷幹夫君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回広野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時00分)

○会議録署名議員の指名

○議長（北郷幹夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

2番 北郷 伯弘 君

3番 遠藤 浩 君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（北郷幹夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、去る9月4日開催の広野町議会運営委員会に諮問いたしましたところ、本日から9月15日までの4日間といたす答申がありました。本日から9月15日までの4日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から9月15日までの4日間とすることに決しました。事務局をして議事の日程表を配付いたさせます。

(配付する。)

○議長（北郷幹夫君） 今期定例会の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長をして報告いたさせます。

(報告する。)

○諸般の報告

○議長（北郷幹夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

今まで議長宛て提出されました例月現金出納検査報告、財政援助団体等に関する監査報告、株式会社広野町振興公社に係る事業の計画及び決算に関する書類、双葉地方広域市町村圏組合議会第3

回定例会の議決書、双葉地方水道企業団議会第2回定例会の議決書、「生体臓器収奪の阻止と撲滅に関する世界宣言」への賛同に係るご署名のお願い、政党機関誌の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情、令和6年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いについては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○町長の町政全般について経過報告

○議長（北郷幹夫君） 日程第4、町長の町政全般について経過報告を行います。

町長、登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 皆様、おはようございます。

本定例会に提出いたしました議案を審議いただくに当たり、令和5年第2回定例会以降における町政の経過をご報告申し上げます。

初めに、台風13号の影響による災害対策本部であります。

9月8日、午後7時49分に大雨警報が発表されたため、午後7時53分に災害対策本部を設置しました。午後8時22分に土砂災害警戒情報が発表され、夜間を通して気象情報の収集、関係機関との連携・対応に取り組みました。この間、気象庁により午後9時半までの1時間に広野町付近でおよそ100ミリの猛烈な雨が降ったとして、記録的短時間大雨情報も発表されました。午後11時29分、福島県知事から町長へ状況確認等の連絡がありました。9月9日午後2時44分、大雨警報が解除され警戒配備体制を解除しました。この大雨により、人的被害及び住宅等への被害はありませんでした。県道上戸渡・広野線の籌平地区で道路が崩落し、現在通行止めとなっております。同日、いわき市長に対し、お見舞いと災害対応への職員協力等について連絡を行い、「浜・中・会津友好協定」を締結する平田村長、西会津町長方々からお見舞いのご連絡をいただきました。

次に、総務課であります。

6月17日、広野駅環境美化推進協議会が主催する美化活動が広野駅周辺で行われました。当日は、暑さが厳しい中、同協議会の根本会長をはじめ、JR職員OBや町職員など約60人が参加し、広野町の玄関口である駅前や駅構内の除草作業に取り組みました。

6月24日、25日、第34回広野町民号「石巻・松島海岸巡りさくらんぼ狩りと米沢ふれあい旅」を町民や町内事業者など82名の参加の下、コロナ禍の影響により4年ぶりに開催し、町民等が旅行を楽しみながら親睦を深めました。交流会において、来賓の櫻井公一松島町長、小沢晴司宮崎大学教授から歓迎の言葉をいただきました。

6月27日、故黒田政徳様への叙勲「旭日単光章」伝達式をご遺族同席の下、執り行いました。

7月3日、特別職及び職員26名参加の下、福島第一原子力発電所視察を行い、廃炉及びALPS

処理水の海洋放出への取組について現況を確認しました。

7月4日、広野町地域公共交通活性化事業「NOSSE」出発式を行いました。従来の町民バスに新たなデマンド交通を組み合わせたNOSSEの取組により、町民の買物や通院、公共機関への移動手段の確保を図っていきます。

8月23日、東京電力ホールディングス株式会社小早川社長、小野副社長、高原復興本社代表が来庁し、議長同席の下、国の「ALPS処理水の処分に係る基本方針」に基づき実施される福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出について説明を受けました。処理水の海洋放出において、科学的な根拠に基づく安全性の理解は進んできているが、社会や国民における「安心」の醸成は必須であり、国・県等が実施するモニタリング調査結果等を国内外に対し透明性を持って情報発信し続け、「新たな風評」を生まない社会・環境形成、廃炉作業等における安全の徹底について意見を申し伝えました。

9月4日、学校法人沼津学園桐陽学園高等学校において、400人の生徒を対象に「福島・復興・創生への災害に強いまちづくり」と題して講演を行いました。学校法人沼津学園は、震災後13回にわたり約1,500人の職員・生徒が当町を訪問し、老人クラブの高齢者との交流や「沼津の杜公園」の河津桜の手入れなどを行ってきており、9月28日にも来町する予定です。

次に、復興企画課です。

7月5日、第27回廃炉・汚染水・処理水福島評議会がいわき市ワシントンホテルを会場に開催され、太田房江経済産業副大臣を議長に、15市町村長、県漁業組合連合会、県商工会連合会、原子力災害対策本部、廃炉・汚染水・処理水対策チーム、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、復興庁などの関係機関、東京電力ホールディングス株式会社廃炉推進カンパニー、福島復興本社の事業者、総勢50名が出席しました。広野町は、処理水放出に伴う風評被害防止と国際機関による正確な情報発信、地域の合意形成について求めました。

7月12日、広野駅東側第2期開発整備事業として、町と受託者、パナソニックホームズ株式会社との共同による47区画の住宅造成工事が完成し、北郷議長をはじめ議員各位、来賓を迎えての竣工式が開催されました。

7月26日、27日、町、議会との合同要望として、第二期復興・創生期間後における被災地の支援継続、予算の確保、福島イノベーションコースト構想の推進、移住・定住の推進、カーボンニュートラルへの支援など、竹谷とし子復興副大臣、太田房江経済産業副大臣、柳本顕環境大臣政務官、橘慶一郎自由民主党東日本大震災加速化本部事務局長、吉野正芳本部長代理ほか、地元国会議員、東京電力ホールディングス株式会社に対し、要望活動を行いました。

7月30日、早稲田大学ふくしま浜通り未来創造リサーチセンター主催、第12回ふくしま学（楽）会が県立ふたば未来学園中高一貫校をメイン会場として、リモートと合わせて約150名の参加の下開催されました。

福島第一原子力発電所の廃炉や浜通り地域社会の将来像について、早稲田大学、東京大学の専門家や新たに双葉地方に進出した企業の代表者、ふたば未来学園高校生らが登壇し、研究内容や取組状況を報告するとともに、参加者と意見交換をしました。

8月6日、二ツ沼総合公園フルーツミュージアムへの来場者が5万人に達し、記念のセレモニーを開催しました。5万人目の来場者は、三春町にあるコミュタン福島のバスツアーに参加した小学生の団体の皆さんでした。セレモニーでは、参加者全員へ国産バナナ「綺麗」を使ったスイーツを贈呈しました。

8月27日、第7回福島第一廃炉国際フォーラムが双葉町産業交流センターで約200名の参加の下、開催されました。福島第一原子力発電所の廃炉を着実に進めていくため、国内外に対して正確性と透明性を持った情報発信が求められ、地元住民との丁寧な議論の継続が重要であります。

今般の開催は、8月24日の福島第一原子力発電所廃炉に伴うALPS処理水が放出された直後であり、主催者のNDFや経済作業省、IAEAやOECDなど国際機関、当事者の東京電力ホールディングス株式会社廃炉推進カンパニーによる見解と説明がなされ、会場との意見交換がなされました。

9月1日、里見経済産業大臣政務官が来訪し、二ツ沼総合公園の国産バナナ栽培事業で実施している産総研の地下水を使った熱交換システム（地中熱）を活用した再エネルギー事業の取組を視察し、国産バナナ「綺麗」のご試食をされました。里見政務官から、広野町のチャレンジが地球温暖化防止、省エネの推進につながることを期待することをお言葉をいただきました。

9月3日と6日、町の魅力発信やイベントへの参加などを行う「広野夢大使」に尾田栄章様、岬花江様を任命しました。広野夢大使は、福島県や町にゆかりのある人、東日本大震災からの復興に尽力する人などを任命しており、今後、町の情報発信などで復興を後押ししていきます。

次に、町民税務課であります。

マイナンバーカード普及促進事業は、申請やマイナポイント受付等の機会を増やすため、毎月2回日曜日の役場開庁、高齢者宅訪問に加え、申請業務委託によるスタッフを増員し対応しています。

これまでマイナンバーカードの発行に関しては、総務省において「交付件数」、「交付率」として公表していましたが、この数値には既に亡くなっている方も含まれ実態に合わないことから、7月より現在有効なマイナンバーカードのみを対象とする「保有枚数」、「保有枚数率」と名称を変更しました。

総務省発表による令和5年8月31日現在、本町におけるマイナンバーカードの保有枚数は3,731枚であり、保有枚数率は79.9%、県平均は72.4%、全国平均は71.7%となっています。

次に、健康福祉課であります。

7月4日から8日までの5日間、3密を防ぐために検診会場を町中央体育館とし、待機中の座席間隔を十分に取り、総合検診を実施しました。受診者数は、国保特定健康診査407人、後期高齢者

健康診査244人、社保被扶養者特定健康診査51人、その他の検診16人、合計718人でした。

受診されなかった方の受診機会として8月27日、日曜日に検診日を設けるとともに、国保特定健康診査の未受診者に対して受診勧奨通知を行い、受診率の向上を図りました。

また、女性特有の疾病である「乳がん・子宮がん」の早期発見・早期治療を図るため、7月1日から10月31日の期間、乳がん検診・子宮がん検診について検診日・検診場所を設定し、広野町保健センターまたはいわき市の医療機関において実施しています。

9月6日、令和5年度広野町敬老会を町中央体育館において開催し、結婚50周年を迎えられた10組のご夫妻へ福島民報社とともに金婚夫妻表彰を行い、最高齢者及び満85歳以上の高齢者に対して記念品の贈呈を行いました。余興として「歌と踊りの祭典」を開催し、来場されました高齢者の皆様は楽しい一時を過ごしました。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種につきましては、5歳以上の全ての方約4,500名を対象とした令和5年秋開始接種は、高齢者と基礎疾患を持つ方は、9月20日から馬場医院での個別接種、12歳以上65歳未満の接種希望の方は保健センターでの集団接種、5歳以上11歳未満の方はふたば医療センターでの実施に向け準備を進め、円滑なワクチン接種に取り組めます。

次に、こども家庭課であります。

6月16日、保育・給食参観を開催しました。当日は、保育参観の前に3歳から5歳児保護者を対象に、相双保健福祉事務所・歯科衛生士による「フッ化物洗口事業」、わくわくネットいわきによる「小学校入学までに親として知ってほしいことについて」の説明会を併せて実施しました。

7月7日、こども園の3歳から5歳児を対象に、劇団飛行船によるアリオスでの演劇鑑賞に参加しました。園児たちは、大きな会場で演じられる2つの劇を最後まで真剣に鑑賞していました。

7月21日、児童館において夏まつりを実施しました。4年ぶりに新型コロナウイルス感染症による規制が一切ない中での開催に、浴衣や甚平を着た児童たちは友だちと一緒にゲームやヨーヨーすくいなどを行い、夏祭りを楽しんでいました。

8月10日、こども園の3歳から5歳児を対象に、田村市ムシムシランドでの体験見学会を開催しました。園児たちは、昆虫館で世界の貴重な生きた昆虫を見学し、カブトムシドームでは自然の中で実際にカブトムシに触れるなど、貴重な体験をしました。この体験見学会は、次年度以降も継続的に開催することを予定しています。

9月1日現在、こども園、児童館の在籍者は、こども園94人、児童館64人となっています。

次に、環境防災課であります。

6月21日、7月21日、広野町安心・安全ネットワーク会議立哨活動を国道6号役場前交差点で実施し、ドライバーに安全運転への注意喚起を促しました。7月21日、広野町安心・安全ネットワーク会議を開催し、交通事故防止対策、熱中症予防、ごみの分別について会員企業に協力を求めました。

7月14日、双葉警察署の「夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動出発式」が広野町中央体育館で行われました。出動式には、課、交通関係団体をはじめ、地元企業、広野小学校の1・2年生が参加して運動期間中の無事故を誓い合いました。福島県警察音楽隊による演奏も行われ、参加した小学生たちも楽しく交通安全を学びました。

8月16日、町内の河川と海岸の環境を守るため、盆送り供物の回収を行いました。役場敷地内に焼香台と供物置場を設置し、早朝より多くの方に活用いただき、供物約450個、重さにして410キログラムを回収しました。

9月10日、第70回福島県消防協会双葉支部幹部大会が広野中央体育館で開催されました。大会には、双葉地方の消防団幹部団員及び婦人消防隊員、約300名が参加し、永年の消防功労者に対しての表彰、並びに国県等表彰、日本消防協会、福島県消防協会表彰受賞者の披露が行われました。

次に、産業振興課であります。

6月15日と7月7日、JA福島さくらふたば統括センターが主体となり、「あぜみち指導会」を実施いたしました。延べ50人の参加者に対し、水稻栽培管理、病虫害防除対策、農作業中の安全管理等について説明を行いました。

7月8日、田村市において「昆虫の聖地協議会」設立総会及び発足式が開催されました。当協議会は原子力被災12市町村が発起人となり、多様な昆虫が生息していること自体に着目し、豊かな里山を守り、大切な観光資源として生かしながら市町村が連携して交流人口の拡大を目指すことなどを目的に設立され、本町をはじめ県内12市町村、宮城県延岡市など県外から2市1町、合計15の自治体が参加しています。今後は昆虫に関する交流事業、里山保全や復興の情報発信などを実施します。

7月15、16日の両日、広野町中央体育館及び広野町公民館において、福島県事業再開・帰還促進事業を活用し、町民の帰還促進と町内事業者の支援を目的とした「プレミアム付ひろの商品券」の特設販売会を開催いたしました。7月18日から12月28日までは、広野町商工会館において販売しています。8月末現在、1万3,342セット、額面にして2億13万円分の商品券を販売しました。「プレミアム付ひろの商品券」事業につきましては、令和5年度で終了となります。

7月11日、広野小学校6年生全員参加により、ふるさと広野町の自然を愛し、育てるために協力して社会に奉仕することを目的とした「広野町緑の少年団」の団結式を執り行いました。新型コロナウイルス感染症の影響により2年ぶりの結団式となりました。9月3日には、「未来へつなぐ希望の森林（もり）づくり」をコンセプトに南会津町で開催された「第6回ふくしま植樹祭」に緑の少年団2名が保護者と共に参加し、山桜やブナなど広葉樹の植樹や自然と共生する環境づくりとして緩衝帯整備のための育樹などを体験しました。

8月11日、国の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」が廃止となったことを踏まえ、二ツ沼総合公園において夏の祭典「広野町サマーフェスティバル2023」を飲食物のテント販売、ス

テージイベントなどを従来どおり実施して開催しました。会場には、若松謙維参議院議員をはじめとする多くのご来賓と町内外から訪れたおよそ1万人の皆様が夜空を彩る4,000発の花火を堪能していただきました。

次に、建設課であります。

町道北釜・大谷地原線道路改良舗装工事につきましては、4月に契約した埋蔵文化財の本発掘調査が終了し、調査の結果、竪穴建築物跡2件、溝跡1件、縄文土器や弥生土器等が出土しました。出土した遺物については、7月に契約した埋蔵文化財報告書作成業務委託によりデータの取りまとめを進めています。

本工事につきましては、支障電柱6本の移設、流末の排水構造物設置が完了し引き続き本線の道路改良を進めています。下水道移設工事については、起点部から施工し、延長100メートル区間全てが8月21日に完了しました。上下水道移設工事については、双葉地方水道企業団発注により工事を実施しており、延長80メートル区間のうち8月4日時点で7メートル完了し、残りの73メートルにつきましては、9月19日より施行予定となっています。

町道萱平線につきましては、5月25日に2か所ある橋梁の詳細設計の委託契約を締結し、6月29日には水道管の添架設計の委託契約を締結しました。どちらも令和6年2月29日に完了予定となっています。河川測量については、地権者へ測量立ち入りの周知を図り、10月上旬完了し、その後、橋梁詳細設計を進めていく予定となっています。福島地方法務局の調査で判明した長期相続登記未了土地については、司法書士と用地取得の方法について協議をしています。

町道田戸作線道路改良工事につきましては、7月27日に工事請負契約を締結し、延長253メートル区間の道路改良工事を実施します。工期については、令和6年2月29日完了予定となっています。現時点では現地調査・測量を実施し、10月から現地の状況を確認しながら工事を進めていく予定となっています。

次に、学校教育課であります。

7月7日、広野中学校において、サッカー日本代表専属シェフの西芳照さんによる「アスリートから学ぶ食事の摂り方」をテーマに、全校生徒を対象に食育講演会を実施しました。サッカーワールドカップ5大会に帯同された西シェフからは、その経験を基に、体をつくるには「なに」を「どのように」食べるとよいかを考えて食べることが大事だと教えていただきました。生徒からは、「あまり意識していなかった食生活ですが、今日の講演を聞いて、自分のことなので食事について意識していきたいと思いました」、「監督の要望によって食材を変えたり、食べ物の置き方などを工夫されていてすごいと思いました」などの感想がありました。

7月29日、第8回となる町営学習塾の開講式を行いました。平成26年度から実施している町営学習塾は、基礎学力の向上や自身の進路実現を見据えた対策、現役大学生の経験談や県外の実情を聴きながら、これからの社会を生きる抜くための広い視野を持たせる総合的な学習支援を実施し

ており、今年度は広野中学校及びふたば未来学園中学校から17名の生徒が参加しています。式では、講師を務める首都圏の大学生6名に委嘱状、17名の受講者に受講者証をそれぞれ交付しました。

8月2日、「広野町通学路交通安全推進会議」を開催し、児童・生徒の通学路における交通安全の確保と交通事故を防止するため、国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所など関係機関・団体の皆様と昨年度に取り組んだ施策の検証と保護者からのアンケート調査結果を基に危険箇所等の対応策を検討するとともに、通学路危険箇所の合同点検を実施しました。

8月18日、環境創造センター（コミュタン福島）において、県教育委員会主催による不登校・いじめ等対策推進事業「いじめ防止ラウンドテーブル」が開催され、広野中学校から代表3名が参加しました。本事業は、いじめ防止に主体的に取り組む学校が一堂に集い、互いに活動や意見を交流する目的で行われており、県内から白河中央中学校、下郷中学校、広野中学校が選ばれました。広野中学校からは、学校で取り組んでいる「いじめゼロ運動」についての活動紹介を全参加者の前で行った後、グループに分かれて「SNSによるいじめをするためにはどうしたらよいか」について意見交流を行いました。

次に、生涯学習課であります。

6月17日、広野町の明日を担う青少年の健全育成のため、町民総ぐるみで推進することを目的として、広野町青少年育成町民会議総会を開催しました。ふるさとの歴史伝統文化を継承し、希望に満ちた青少年の育成のための事業を展開していきます。

7月1日、町民の「教育機会の確保」、「郷土愛の育成」、「世代間の交流」を目的とした「広野町ふるさと創生大学」を開催しました。9回目となる今年度の申込者は23名であり、開校式では、受講生に入学許可書を交付しました。続いて、東京大学アイソトープ総合センター特任研究員、裏出良博先生による「続！聞いて得する眠りの話」と題した講義を実施いたしました。今年度の一部の講義は、座学のほか、実際に目で見て自然に触れるフィールドワークを取り入れ、講座を進めていくこととしております。今年度のふるさと創生大学は、来年2月まで、計6回、全11回開催する予定です。

7月2日、令和5年度双葉郡スポーツ交流大会が富岡町、檜葉町を会場に開催されました。本町からは野球、バレーボール、剣道、グラウンド・ゴルフの各競技に総勢55名が参加し、暑さに負けず熱戦を繰り広げ、バレーボール、グラウンド・ゴルフが優勝と好成績を収めました。

7月24日、令和5年度前期広野町公民館講座における「終活講座」第1回目を開催し、相続・エンディングノート・後見人制度等について、人生の終着点を見据えた終活の関連トラブル等を基礎から学びました。この講座については、8月7日、8月21日の3回開催しており、延べ39人の参加者が税金・ライフプラン・お墓事情や、身近で起こるかもしれない消費者被害等について知識を深めました。

7月26日、放課後学習支援事業「ひろの元気教室」の夏休み特別教室として、「明治食育セミナ

一出前授業」を行い、小学4年生から6年生までの11名がチョコレートができるまでや名前の由来、歴史やカカオ産地での生活向上のための取組について新たな発見とともに興味深く学びました。

7月29日から30日の2日間、ひろの未来館にて「ひろの移動水族館」を開催しました。2日間にわたり、アクアマリンふくしまによる海の生き物の展示のほかに、化石発見体験やまが玉づくり体験を行い、町内外から約300名が来館しました。今後も、町内で発掘された化石などの埋蔵文化財に触れ合うきっかけづくりやひろの未来館の利用を促進していきます。

8月19日、広野町青少年健全育成町民会議、青少年健全育成事業として「茶道教室」を開催し、参加した小学1年生から高校1年生までの14名が茶道裏千家教授、猪狩宗成先生の下、準備段階からのおもてなしや礼儀作法など茶道の基本を学びながら、実際に自分でお茶をたてる難しさや茶道の奥深さを体験しました。

8月31日、市町村対抗福島県大会広野町実行委員会を開催しました。軟式野球、ソフトボール、駅伝競走の各大会に係る事業計画、予算の承認、監督及びコーチの選任を行いました。

9月1日、福島県ふたば未来学園バトミントン部及びレスリングの活動報告会を行いました。町民に夢と希望そして誇りと活力を与え、スポーツ振興に貢献された功績をたたえ、ふたば未来学園バトミントン部とレスリング部に表彰状と記念品を贈呈しました。

以上であります。

本定例会にご提案申し上げる案件は、条例案件2件、決算案件7件、補正予算案件7件、その他案件2件、報告案件1件、合計19件であります。

慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、本議会招集のご挨拶と経過報告といたします。

○監査委員報告

○議長（北郷幹夫君） 日程第5、監査委員より監査報告を求めます。

代表監査委員、登壇を許します。

代表監査委員。

〔代表監査委員 鯨岡公一君登壇〕

○代表監査委員（鯨岡公一君） おはようございます。監査報告をいたします。

例月現金出納検査につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、5月分を6月20日、6月分を7月20日、7月分を8月21日に実施しました。5月分につきましては、令和4年度分と令和5年度分になっております。

検査の結果については、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、基金の預金残高は各金融機関の預金残高証明書と照合した結果、異常はなかったと認めます。

次に、財政援助団体の監査につきましては、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、7月4日、5日、6日の3日間、監査の対象は、社会福祉法人広野町社会福祉協議会、社会福祉法人光美

会、株式会社広野町振興公社及び総務課、復興企画課所管の団体に対して実施いたしました。監査の対象事項及び範囲については、令和４年度の公の施設の指定管理者、町が補助金等の財政援助を行った団体を指導、監督する町の主管課を対象に実施しました。

監査の結果については、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、おおむね適正に処理されていると認めます。

以上、監査報告を終わります。

○委員会報告

○議長（北郷幹夫君） 日程第６、委員会報告を議題といたします。

各常任委員会における調査について、委員長より報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会委員長、６番、畑中大子さん、登壇を許します。

６番、畑中大子さん。

〔６番 畑中大子さん登壇〕

○６番（畑中大子さん） おはようございます。

総務文教常任委員会報告書。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（北郷幹夫君） これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長、２番、北郷伯弘君、登壇を許します。

２番、北郷伯弘君。

〔２番 北郷伯弘君登壇〕

○２番（北郷伯弘君） おはようございます。

産業厚生常任委員会報告書。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（北郷幹夫君） これで産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○一般質問

○議長（北郷幹夫君） 日程第７、一般質問を行います。

一般質問は、質問事項ごとに一問一答式で行います。

◇ 畑 中 大 子 さん

○議長（北郷幹夫君） 通告順に従い、一般質問を許可いたします。

６番、畑中大子さん、一般質問席に移動してください。

６番、畑中大子さん。

〔6番 畑中天子さん登壇〕

○6番（畑中天子さん） 日本共産党の畑中天子でございます。発言通告に従いまして、3問一般質問を行います。

1問目、広野町が賛成と意思表示した海洋放出について。①、8月24日付福島民報新聞には、海洋放出に賛成したのは広野町、下郷町と報道されました。新聞社の調査に対し賛成と答えた理由は何ですか。

②、自治体の長がかかる微妙な問題で明確に賛成と答えたことで、議会も賛成したのかと問合せがありました。私たちの議会の意思表示は、明確な賛成ではなかったはずです。双葉郡のほかの自治体もどちらかといえば賛成ということです。町民の立場を考えるべきだと思いますが、考えをお聞きします。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 6番、畑中天子議員のご質問につきまして、ご質問の1番目、広野町が賛成と意思表示した海洋放出についての1点目、新聞社の調査に対し賛成と答えた理由は何ですかにつきましては、処理水の海洋放出は国のALPS処理水の処分にに関する基本方針に基づき実施されるものであり、令和5年8月24日の海洋放出が開始されるまでの間、廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会において、平成26年2月の第1回から9年間、27回にわたり、国、地方自治体、漁業等の関係機関において協議を重ね、処理水の海洋放出に理解を深めてきました。私は、学術機関等において講演や意見交換を行い情報発信を行うことにより風評対策に取り組み、町職員は繰り返し福島第一原子力発電所の廃炉進捗を視察し、理解の醸成から情報発信に当たっています。岸田首相は、「廃炉と復興のために処理水の処分は避けて通れない課題であり、政府が責任を持って取り組む」としています。原子力被災地において復興をさらに前進させるため、福島第一原子力発電所の廃炉工程の進捗が不可欠であり、ALPS処理水処分にに関する基本方針に基づく処理水の海洋放出は避けて通れない課題であり、処理水の海洋放出が長期にわたる取組において、安全性の確保、科学的根拠に基づく風評対策などを万全に講じ、国民及び国際社会の理解の下実施されるべきと捉え、放出後の風評を起こさせない風評対策を念頭に、福島復興を前進させるため賛成の意思を示したものであります。

ご質問の2点目、議会は明確な賛成でなかったはず、どちらかといえば賛成とし、町民の立場を考えるべきと思いますが、お考えをお聞きしますにつきましては、広野町議会定例会において請願及び意見書が発議され採決が行われていることは認識しています。原子力被災地において復興をさらに前進させるためには、福島第一原子力発電所の廃炉工程の進捗が不可欠であり、ALPS処理

水の処分に關する基本方針に基づく処理水の海洋放出は避けて通れない課題であり、処理水の海洋放出が長期にわたる取組において、安全性の確保、科学的根拠に基づく風評対策などを万全に講じ、国民及び国際社会の理解の下実施されるべきと捉え、放出後の風評を発生させない風評対策を念頭に、福島復興を前進させるため賛成の意思を示したものであります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 1問目の再質問を行います。

海洋放出が決定されても、漁業者の方などはあくまで反対だの姿勢で、約束を守れの声が大きく、政府に届けられました。漁業者など、関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないと約束をしたのが政府でございます。東京電力は、政府が海洋放出を決めたのであり、我々が決定したわけではないという姿勢であります。町長は関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないと、この約束が守られなかったことをどのように捉えておりますか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいまの漁業従事者の方々の理解なしには放出をしないという約束が履行されたのかという問いにお答えいたします。

私は、これまでこの復興を捉えるに当たって、国民の地域の方々の理解、コンセンサスを得るということは極めて重要であるということを繰り返し唱えてきました。そのためには、丁寧な説明としっかりとした情報発信を出さなければなりません。今般の新聞社等のアンケートについては、8月22日、関係閣僚会合があった際の政府の発信に基づいてお答えせよという問いでありました。このことについて、ただいま答弁申しましたように、私は27回に及ぶ9年間にわたる福島評議会、繰り返し、繰り返し要請、要望を繰り返してきました。かつ加えて、国際フォーラム、NDFが主催される7回にわたるフォーラムにおいても参画を全てして、この要請、要望に当たってきました。この取組において、8月の27日の、これは報道されている内容となりますが、いわゆる政府の見解、国の束ねる、中央となるこの22日の見解はこのように発出をされています。令和5年7月に発表されたIAEAへの包括報告書では、ALPS処理水の海洋放出に対する取組、東京電力、原子力規制委員会及び日本政府における関係活動が関連する国際社会、国際安全基準に合致していること及び環境に与える影響、放射線の影響は無視できることとなることが結論されており、IAEAは放出中、後においても安全性確保にコミットすると。IAEAは、安全性確保、約束をもって結果を出すとここで言っているのです。そして、政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組むと、このようにうたっています。そこで、重ねてであります。漁業事業者とのフォローアップ体制を構築すると。フォローアップ体制を構築するということは、一度行った事柄をさらに強化をして、効果を確認して、もう一度その進展を調べる、この行為を繰り返し政府は責任を持ってやるということを言っています。

8月22日の前日ではありますが、ここでまとめたいと思います。岸田総理と経産大臣において、総

理官邸において全漁連の会長さん方々が、この要請等々が意見交換が行われました。この意見交換において、取りまとめは、関係者の一定の理解を得たと判断したということであります。一定の理解を得たと判断したということについて、これは重く受け止めると。総理と経産大臣が一定の理解を得たということを全漁連の会長さん、県の会長さんの声明から発せられた、このことを重く受け止めた次第であります。1つ申し上げますが、放出する前は、放出した後のことの報道はされておりました。放出されてからのことについては、しっかりとやはり私は被災地において与えられた環境の中で、町の責任者として、地域の方々の生活を守ること、ここには期待されて、漁業従事者の方も広野町におられます。その方とも話をしています、私は。幼い頃から身内が漁業に従事されていることの生活で私は育ちました。全てのなりわいにおいて守らなければならないことについては、いわゆる合意形成という念頭するところ、風評被害を起こさない。今WTOへの、国際社会に向けて今手続が進められおります。今答弁で申しましたように、風評被害を起こさないということを念頭として、安心を醸成させることを同軸で捉えて、そして今放出がされてからかかる影響はないと報道されておりますけれども、各ステークホルダーがしっかりと一丸となって理解と協力体制をしいて、風評被害を発生させない、そのことが目的となる、願いとなる、漁業関係従事者の方々をはじめとするなりわいを守ることにつながると、そのように私は念ずるものであります。

しかしながら、私は意思を表明したその時点でも、繰り返し各市町村長とのやり取りをしています。その後、私は連絡をいただいて、県内の方、原子力立地町の住民の方、様々な方から理解をいただいている連絡をいただいております。その方に申し上げているのは、農業従事者はもとより、観光業をはじめとする様々な風評対策を徹底して行くと、そして国内外の理解情勢をさらに広げていかなければならないと。国として言うべきことはしっかりと国は発信していく。この状況で、私たちはこの苦痛というものを、被災地の苦痛を、そしてその負担を上積みされてはならない、許されないということです。万全な風評対策、理解醸成をもってして被災地、国民の生活を守り確保することにより、これからは、これまでも同様に、政府の方針、取組をしっかりと問い続けていく。完了するまで問い続けていく。そのことを強く、この覚悟を持って臨むものであります。私は、そういう考えの下に各市町村長とのやり取り、かつ政府、国、担当者に、どの方にも直接責任を持って全うしていただくということを9年間問い続けてきたものであります。

よって、今のお問いについては、報道されているように、全漁連の会長さんは、安全性の理解は深まったと、21日の時点で、そして政府の漁業のなりわいを未来、子々孫々に農業を継続できるよう責任を持って対応していくことは必然であると、安全性を含めた対応について我々の理解は進んでいるという表現をされた。その一定の理解を重く受け止めて、私は私の責任を持って、責務を持って、覚悟を持って表明したものであります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 本当に24日のその実施する前に岸田首相が福島県にやってこられて、いろんな方とお会いしたはずですけども、報道によれば漁業関係者の方とはお会いにならなかったと。一定の理解を得たというふうに判断されたのであれば、漁業関係者の方にまずお会いすべきだったのではないかと私は考えるのですけれども。報道でもそういうふうに言っている新聞などがあります。首相が幾ら責任を持つと言っても、これはもう廃炉がまだ全然進んでいない中で放出だけが進んでいくということです。毎日毎日その汚染水というのは増え続けているのです。もちろん処理するときに海水で薄めて一定の濃度にして、そして放出しているから、農水大臣が汚染水と言ったことですごく批判を受けましたけれども、処理する前は確実に汚染水なのです。そして、世界で初めて原発の燃料が溶けてしまって、それがその汚染水の中に含まれているわけでしょう。高濃度の放射性物質が確実にその処理する前の水には含まれているのです。毎日増え続けているのです。政府は、この汚染水が増えるということにもっと対策を取らなければならないと思うのです。放出をする前に、どうしたらこれ以上増えないようにするか。反対している方たちなどは、広域の遮水壁を造るべきだと、そういう提案をしておりますよね。そういうこと全然考慮されていないのです。ですから、本当に始まったばかりで、これが本当に確実に安全なのかどうか、これから検証されていくと私は思っております。

それで、広野町の方は、賛成と新聞で1面に載りまして、それで少なくない町民の方がなぜほかの双葉郡の、特に原発立地町とは広野町は答えが違うのかと、そのように感じたから私のところに質問が来たのだと思います。議会は賛成したのかと、そういう質問でした。町長は、広野町の方がこの賛成したことに違和感を感じたという、そういう町民のお気持ちは理解できますか、お聞きします。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） まず、このアンケート、1つだけ確認をしますが、その新聞社のアンケートの総括は賛成、どちらかといえば賛成、どちらでもない、無回答、反対、どちらかといえば反対。その総括をする際に、約7割は賛成の方向性に受け止めるという評論がされています。令和5年の3月と記憶しますが、別の新聞紙において、その方針について賛成の有無のアンケートが出ています。その際は、賛成を、どちらかといえば理解をしているということを、双葉8町町村長はそのようにお答えをしています。今般、私はそういったその全体を俯瞰して対応に当たらせていただいたということでもあります。どの町村長のコメントが尊重されるべきであって、については町民の方が違和感を覚えられる方についてはしっかりと念頭として対応してまいります。全町民がそれぞれのお考えをお持ちになっていることは当然ながらそれは尊重し、正面に受け止めてまいります。については、ただいまご説明申し上げたように、今質疑の中にあることにおいて、この中長期ロードマップに及ぶこれからのいわゆる廃炉工程は長きにわたることは明確になっております。その

明確になっている工程において、繰り返しとなりますけれども、全体を俯瞰して表明をさせていただいたということであります。ついては、先ほども答弁申し上げましたけれども……

〔「８番」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） はい。

○８番（門馬 巧君） 誠に申し訳ないのだけれども、町長の答弁が少し声が低いように、分かるようにお願いします。

○議長（北郷幹夫君） はい。

○町長（遠藤 智君） 改めて答弁をいたします。よろしいでしょうか。

○８番（門馬 巧君） はい。

○議長（北郷幹夫君） 簡潔に、では町長、答弁をお願いします。

○町長（遠藤 智君） ということで、関係各位の皆さんのその思いというのはしっかりと受け止めてまいります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） ６番、畑中大子さん。

○６番（畑中大子さん） １問目の最後の質問にいたします。

12年間、福島県民は必死になって復興に取り組んでまいりました。海洋放出をしたことで、この12年間の復興の努力が台なしになったというふうに判断している方も多いわけです。これから30年、40年続く廃炉作業の中で、この海洋放出も本当に長い間続いていくわけです。その長い年月を皆さんはまたさらに努力をされると思うのです。町長は、福島県にとって、この海洋放出をしたことで福島県の復興作業に不利なように働いていかないようにするにはどういうふうにしたらいいというふうにお考えになりますでしょうか。最後にそれを質問いたします。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 長きにわたる中長期ロードマップの廃炉工程を確実にするためにはどうすればよいのかについてお答えしたいと思います。

繰り返しお答えしますが、国民の理解と協力がなければ復興はなし得ません。廃炉はなし得ません。国民の理解と協力を得るためには、繰り返し丁寧な説明を、そして情報発信を続けていかなければなりません。１点だけ触れますが、この海洋放出、ただいま台なしになったというご発言がありました。海洋放出がなぜ執り行われたことになるのかということについては、トリチウム水タスクフォースという取組が平成25年から28年において取り組まれた。５つの方法から結論として海洋放出というものが選択されたという手続がなされています。そして、説明公聴会が平成30年に執り行われております。こういったそのプロセスをしっかりと読替えをして、そして世代を超えて次の世代の方々にまでに向けてしっかりと理解できる状況というものを体制としてつくっていくということが重要であろうと捉えます。報道されているように、タンク類があればいわゆる燃料デブリ

の取り出しはできないと。現実にはある。物理的な現実がある。私は、公式見解を基にご対応させていただいております。トリチウム水等々の化学放射性物質としての性質ですね。ということで、放出現場の1キロ先の体制も規制庁によって安全確保は保たれ、検証された。そういった一つ一つを、正確な情報を福島からしっかりと発信していくことが大事だということにおいて、結論としまして、この廃炉事業を前進させるためには国民と被災地の方々のご理解とご協力がなければなし得ることはできません。そのことにおいて、政府、各省庁、国は全責任をもってそれを成し遂げる覚悟を持って取り組んでいかなければならないと、そのように考えております。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 1問目終わります。

2問目です。社会に混乱を招いているマイナ保険証について質問します。町内の人が医療機関にかかるときに、受付で保険証を出すことが多いというお話を耳にしました。マイナ保険証でのトラブルが多いようだからということです。また、町内でもマイナ保険証が使えなかったという方がいましたから、やはりマイナ保険証での受診には不信感がつきまといまいます。

①、マイナ保険証がない方や使用できなかった場合には、保険証ではなく資格証を出すようにする本人確認について。なぜ二重に手間暇かけてこういった制度をつくらなければならないのかの疑問です。また、新たに資格証の制度では多額の国家予算が必要と言われております。医療機関にとっても、無駄に時間と経費を費やすことになるのではないのでしょうか。

②、保険証を廃止することへの国民の不信感を真剣に捉えるべきではないのでしょうか。自治体の仕事としても納得できないのではないのでしょうか。保険証を廃止することは、申請が自己判断とされているのにマイナンバーカードは強制的に持たされることになります。どのように考えますでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の2番目、社会に混乱を招いているマイナ保険証についての1点目、マイナ保険証がない方や使用できなかった場合に、保険証ではなく資格証を出すようにする本人確認について、なぜ二重に手間暇かけて制度をつくらなければならないのか、また新たに資格証の制度では多額の国家予算が必要となっており、医療機関にとっても無駄に時間と経費を費やすことになるのではないのでしょうかにつきましては、令和5年6月9日に発布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる改正マイナンバー法により、改正ナンバー法が施行される令和6年秋を目途に現行の被保険者証は廃止となることに伴い、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナンバーカードをお持ちでも医療保険情報

とのひもづけを行っていない方などを対象に、資格確認書を発行することで医療機関受診の際にこれまでの被保険者証と同様の取扱いが可能とする仕組みが検討されています。資格確認書は、被保険者証の廃止後の利用を想定していますが、施行日から起算して1年間は被保険者証が使用できる経過措置があるため、施行前日においても最後に交付する被保険者証の有効期限を令和7年秋までの有効期限とすることが想定されます。一時的に被保険者証と資格確認書の交付事務が二重となる場合があります、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関で使用することを想定した資格情報のお知らせを交付することが検討されています。このことにより、事務や経費負担の一時的な増加につながり、厚生労働省の試算ではマイナ保険証の保有率が進むことにより、国民健康保険だけでも国全体で最大58億円のコスト削減ができるとされています。町は、最優先として考えるべきは町民の分かりやすい、安心して医療機関を受診していただくことが重要であり、十分な周知と丁寧な説明、国の制度設計の取組において資格確認書の交付等、よりよい医療体制の充実に対応していきます。

ご質問の2点目、保険証を廃止することへの国民の不信感を真剣に捉えるべきではないでしょうか。自治体の仕事としても納得できるものではないでしょうか。保険証を廃止することは申請が自己判断とされているのにマイナナンバーカードは強制的に持たされることとなります。どのように考えますかにつきましては、マイナ保険証に係るトラブルが報道され、被保険者証廃止やマイナ保険証への国民の不信感や不安が募っているものと認識しています。町は、正確な資格情報の登録に努め、被保険者証の有効期限を柔軟に設定することや、マイナナンバーカードをお持ちでない方へ発行する資格確認書の職権交付などを行い、安心して医療機関等を受診できる体制構築に取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） あくまで国がやることだから、そのままずっと制度としてマイナナンバーカードで一本化してやっていくという、そういうことだと思うのですけれども、障害者の方とか、あるいは介護が必要で家から出られない方、あるいは認知症の方、いろいろな外に出られない方がおります。そういう方は、自分の判断では申請できないのです。そういう方が結構いるそうです。それも問題ですし、来年秋に保険証を廃止して、もうマイナ保険証で一本化してやっていくのだという、そういう国の強い意思があるわけなのですけれども、実際にマイナ保険証を持っていない、不利益を被っている人、そういう人が、例えば保険証を廃止された後に資格証明書を取得するのだというふうに言われているのですけれども、この資格証明書もご自分の判断で取得しなければならないのではないのでしょうか。申請して、それを発行してもらおう、そういうことなのではないのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長に申し上げます。

再質問の答弁は簡潔に答弁をお願いします。

町長。

○町長（遠藤 智君） ただいまその手続についてのご質問ありました。今1点だけちょっと申し上げて答えたいと思いますが、国のやることについて町は、6月の定例でもこの質問をいただいております。お答えをしております。その後も国のほうには申し伝えをしております。この保険証の廃止というものを早急にすべきでないということを伝えていきます。しっかりと期間を取って、協議をして、そして不安解消してやらなければならないということを国のほうには申し伝えております。重ねてですね。そして、この手続については、個々人がどのようにするかについては、今想定として担当課長から説明させますので、よろしいでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長、答弁。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 6番、畑中大子議員のただいまのご質問にお答えいたします。

保険証が、そのマイナ保険証の手続のできない方につきましては、医療情報、保健情報とマイナンバーカードとつながっていないので資格確認書を交付することになるのですが、今国とその辺、国のほうでちょっと検討しておりまして、町ではできればその資格確認書の必要な人につきましては申請なしでの交付の手続をするよう検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） あと、申請しなくても取得できるのだというふうにこれからなっていくということなのですが、例えば病院に行かないでマイナ保険証を使う方もいると思うのですが、そしたらなかなか顔認証が難しいというのです。ですから、本当にこのマイナンバーカードのいろいろな不都合なこといっぱい出てきているのです。やはり国民皆保険はもう国民にとって命を守る最後のとりでです。そこはしっかり捉えていただきたいと思うのです。お話では、いろいろな大企業などが一本化したいのだということを言っているのだと、そういうお話もありますけれども、国民にとってやはり医療を受けるときに不利益を被ってはならないと思うのですけれども、先ほどそんなに急いで廃止しないようにということを国に言っているというふうにお聞きしたのですが、私はやはりこの国民健康保険、これの国民皆保険の制度、それをしっかり守る方向で行政の方も働いていただきたいなというふうに思うのですけれども。

あと、再発行するのにもなかなか何か時間がかかるということで、医療がすぐ必要な方にとっては、本当に高齢者の方はパスワードというのが苦手なのです。なかなか覚えられない。高齢者だけではないと思います。パスワードというその数字、いろいろな通販などでも今必要になっている場合が多いのですが、マイナ保険証、しっかり国民皆保険を守ると、維持していくと、絶対に

国民皆保険は国民の命のために必要なのだということを発信していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） マイナンバーの対応からの国民皆保険における保健、医療の担保について展望を述べよというご質問にお答えしたいと思います。

繰り返し答弁しますが、この医療行為を正確に受けられる環境があつて、今この保険証が履行されていることについては、ただいま申し上げたように、継続をすることを当面堅持するべきだということを国当局にお伝えしております。そのことは、やはりこのマイナンバーカードへの信頼感が薄れていると。様々なトラブル事例が出ていると。健康保険証であり、口座振込等々においてトラブルが発生している。これがあつては医療行為というものには届かないということについて、しっかりと省庁間の中でその制度設計を見直すべきものはきちっと見直すと、そして国民の理解と協力を得るということの時間を取って、そして法改正をもってしてこの法の履行に当たるということ伝えて今来ております。今どのような手続になるかについて担当課長から答弁申し上げましたが、町民が不利益を行わない、発生させないということを事例として検証して、そのことも併せてお伝えをしているところであります。つきましては、今この交付率も広野町は特段高い交付率を捉えています。町民の方にしっかりとこの理解と納得がいただけるような、その展望に向けて町から繰り返し情報を発信していきたいと、そのように考えるものであります。国民皆保険、保険証の取扱いにおいてのマイナンバーカードの展望においては、全国民の理解、弱者救済における様々な制度設計において履行できるように繰り返し唱えてまいります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 私たち議会と、そして町とで7月26日、27日に国会と東京電力に対して要望活動を行ってまいりました。遠藤町長におかれましては、本当に毎年これを実施していただきまして、その姿勢に私は非常に感銘を受けているところなのですけれども、マイナンバーカードのこの制度につきましても県や国にしっかりと町民の命を守るという観点で意見を発信していただきまうようお願いしたいと思います。2問目終わります。

3問目です。プレミアム商品券の使用できない二ツ沼直売所についてお聞きします。①、広野町商工会から抜けたので、二ツ沼直売所ではプレミアム商品券が使用できないということです。なぜ商工会から抜けたのでしょうか。

②、前の議会で質問したとき、商品の種類などを増やすのに広野町商工会と相談をするとのことでしたが、今後の経営について、具体的な考え方をお聞きします。お願いします。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の３番目、プレミアム商品券の使用できない二ツ沼直売所についての１点目、広野町商工会から抜けたのでプレミアム商品券が使用できない、なぜ商工会から抜けたのかにつきましては、二ツ沼直売所は東日本大震災後、平成25年７月より再オープンし、令和４年度まで広野町二ツ沼直売所組合が運営していましたが、令和５年３月31日付で解散したことに伴い、広野町商工会から脱会いたしました。二ツ沼直売所は、令和５年４月より町が直営で運営しています。プレミアム商品券事業は、福島県事業再開・帰還促進事業交付金を100％活用した事業であり、商品券を利用して農産物等を購入した場合、商品券を換金し町に納める販売手数料を除き、出品者へ売上金として渡すことになります。販売手数料にも交付金が含まれており、町の収入とすることは交付金事業の目的外となります。プレミアム商品券は活用できないことにより、商品券利用店舗から対象外としています。

ご質問の２点目、商品の種類などを増やすのに広野町商工会と相談をすることでしたが、今後の経営について具体的な考え方につきましては、直売所利用者から要望があった野菜以外の飲料水、卵、納豆などについて、商品を選定し出品希望者について広野町商工会と協議して会員事業所に募集をした結果、１事業所が出品することとなりました。出品者については、町内外にかかわらず随時募集しており、令和５年７月以降、新たに町外から１事業所が出品しており、商品流通体系の構築に取り組んでいます。二ツ沼直売所は、新鮮な農産物などが購入できるお買物のコミュニティーの場所であり、生産者の拡大並びに生産者の技術、品質向上を図り、販売する商品を拡充させ、生産農家等の所得向上につなげ、利用者から喜ばれるさらなる直売所の運営に向け、民営による運営体制も検討し、魅力ある町の観光資源となるよう取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） ６番、畑中大子さん。

○６番（畑中大子さん） いつでしょうか、プレミアム商品券を購入してから直売所に行きました。そして、買物をするつもりでおりましたら、レジのところにそういうことをお知らせする紙が貼ってありました。私たちはそれに気がつかなかったものですから、レジでお金を払うときにプレミアム商品券を出そうとしたのです。そしたら係の方が、商工会から抜けたのでもうプレミアム商品券はここでは使えないのだというふうに言われました。ちょっとびっくりしたのですけれども。町が経営主体となる前、もちろんその直売所の組合員の方たちがやってみえたのですけれども、そうしますと今お見えになっている農家の方たちは組合員ではないということなののでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 組合員であります。

○議長（北郷幹夫君） ６番、畑中大子さん。

○６番（畑中大子さん） そうしますと、前は組合員の方が経営していたので商工会に入ることがで

きたのだと、そういうふう判断してよろしいのですか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいま答弁申しましたように、直売所を経営するに当たり、直売所としてその売上金の処置からそれを対応することができないという答弁をしています。つまり商工会の会員の資格があり、商工会の13条に商工業者とするという定めがあるのですけれども、この定めをもってして、この売上金の処置の観点からそれは脱会をして、それに対応に当たるということであります。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） あと、先ほど出品者を募るということで、そのときに何か新しくお豆腐屋さんが入っていたように思ったのですけれども、そういうふうに商品を増やしていただくとことは本当に町民にとってよいことだなというふうに思ったのですけれども。

あと、直売所、やはり広く町民の方に今こういうものを置いているのですよということを知っていただくことが非常に大切なのではないかなと思うのですけれども、例えば広野の広報紙などで今現在の直売所の商品はこういうものがそろっておりますみたいな写真入りの、宣伝とまではいかないとは思いますが、何かそういうお知らせ、そういうのを定期的にされるというようなお考えはないのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 直売所の現況の情報発信について広報等という今ご進言がありました。この広報をはじめとして、チラシ等でもご案内はできますので、その現況を捉えて必要に応じて発信していきたいと、そのように考えます。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 本当に広野町で唯一町内の新鮮な野菜が買える直売所です。デマンド交通もできて、二ツ沼にも行けるはずだったと思うのですけれども、本当にもっともっと野菜や果物の種類や数を増やしていただいて、町民の利用しやすい直売所ということで宣伝などもしていただいて、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

私の3問の質問は以上で終わりにさせていただきます。

○議長（北郷幹夫君） これで6番、畑中大子さんの一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時56分です。ただいまから11時15分まで休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、11時15分まで休憩いたします。

（午前10時56分）

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 15 分）

◇ 遠 藤 浩 君

○議長（北郷幹夫君） 皆さんにお願いいたします。

発言する際は、マイクを近づけて発言するようにお願いいたします。

それでは、3 番、遠藤浩君の一般質問に入ります。

3 番、遠藤浩君。

〔3 番 遠藤 浩君登壇〕

○3 番（遠藤 浩君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項の 1 点目、広野町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）。当町では、2021 年 3 月に「広野町ゼロカーボンシティ宣言」を公表し、2022 年 1 月には 2050 年カーボンニュートラルに向けた当町における再生可能エネルギー導入の基本方針を定めた広野町ゼロカーボンビジョンが策定され、2023 年 3 月に広野町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定されました。そこで、以下を伺います。

1 点目、広野町地球温暖化対策実行計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を短期目標として、2030 年度に 2013 年度比で 50% 以上と掲げておりますが、達成可能な目標値と理解してよろしいか伺います。

2 点目、地球温暖化対策の分野別取組として、産業部門など各部門別に温室効果ガス低減策の取組を打ち出しておりますが、計画の実行に必要な予算は確実に確保できると理解してよろしいか伺います。

3 点目、広野町地球温暖化対策実行計画は、民生部門となる町民の皆さんと一体になって取り組んでいただく計画だと理解しております。計画に対する理解と協力を求めていると説明会などを継続的に実施する必要があると考えますが、お考えを伺います。

以上、町長に伺います。答弁をお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 3 番、遠藤浩議員のご質問につきまして、ご質問の 1 番目、広野町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）についての 1 点目、2030 年における温室効果ガス排出量の削減目標は達成可能な目標値と理解してよろしいかにつきましては、国は 2030 年までに温室効果ガスを

2013年度比で46%削減すること、50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、2021年にはこの目標の達成に向けて地球温暖化対策計画を改定しました。町は、2013年度比で50%以上の削減を目標としています。2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、住宅、事業所へのZ E H、Z E Bの普及の促進、公共施設の省エネ化及び再生可能エネルギーの導入の促進など、地球温暖化対策の分野別の取組を推進していきます。計画に掲げた削減目標については、町民、事業者等が一体となって温室効果ガス排出量削減に取り組むことで達成可能と捉えています。

ご質問の2点目、計画の実行に必要な予算は確実に予算確保できると理解してよろしいかにつきましては、町が策定した区域施策編に適合する事業については、その円滑な事業化に向け行政手続面から協力をを行います。必要な予算につきましては、県において企業、団体向けの補助金を設置していることから、県と連携をして対応していきます。本計画の主な施策に関する目標において、計画に従い、新エネルギーシステム設置費補助金など、必要な予算を確保し取り組んでいきます。

ご質問の3点目、町民を対象とした説明会の実施につきましては、2050年カーボンニュートラル達成に向けて、地球温暖化対策に関する町民、事業者等のご理解、ご協力の下、継続的に説明会を実施することにより、目標とする温室効果ガスの削減に取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） 答弁いただきましたので、幾つか再質問させていただきます。

まず1点目についてですが、当然国もそういった方針を出した中で達成可能というところ、国の方針等も含めて町のほうでもこの計画を立てているわけでありますけれども、この計画を立てるに当たって、やはり町内でのゼロカーボンというもの、そういったものに事業者の方々、また町民の方々も含めて同じ方向を向いて歩くのが一番いい形なのだろうというふうに思います。できるかできないかというところではなくて、やはり目標として掲げたというところは大変意義が大きくて、町としての姿勢をきちんと町長が示したというふうに理解をしております。あくまで計画ですので、どの段階でというようなものではないというふうに私も理解しておりますが、そこで1点だけちょっとお聞きしたいと思います。

やはりこの計画で示すその目標の達成、新たな町、こういったものを目指していく中において、当町には広野火力発電所がございます。こういった発電所の連携、常々町長のほうも話に出しておりますけれども、こういった連携というものもやっぱり鍵になってくると感じております。町の将来計画、これをどう考えていくかという大変重要な時期にあると感じておりますけれども。そこで、当町は令和4年の1月に早稲田大学の環境総合研究センターから広野町ゼロカーボンビジョン策定業務の報告を受けております。その報告書には、広野火力発電所と当町が計画する再エネ発電、これの系統連携の接続による地域への電力直接供給、こういったものも提言されております。当町から電気を都市に供給する、このことに加えて、この地域へのエネルギー、電気の直接供給、これに

向けた展望について町長のお考えあれば伺いたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいまの電気事業者との連携において、電力の直接供給等々についての答弁をいたします。

ただいまご質問のとおり、広野町は火力の町でありまして、今般、早稲田大学のビジョンの策定に向けて捉えてきたことは、2年前の事業者においてゼロエミッションが表明された。このゼロエミッション、環境に配慮した排出という、これを低減させる仕組み電気事業者として展望を出されるということであります。町として賛同し、しっかりと理解と連携の下に展望していきたいと。これは、これまでの歴史を踏まえて展望に向かっていく町の姿勢であります。ただいまご指摘のように、この電源供給、再エネ発電については、これはこの検討をするに当たりしっかりと電気事業者の方と連携を図りながら協議、検討していくということでもありますので、これまでも要望等々で東京電力さんから株式会社JERAに移行されてからも要望等々で取組をしてきました。そういった取組の内容を念頭して新しいエネルギー社会に向けていく。その際は、アンモニア等の混焼、専焼、リプレースというものを当初広野町は捉えていた。それは、東京電力さんの時代からでもあります。そういったエネルギー社会に向けていく際に、この国の施策をしっかりと念頭して、それで広野町として電気、電力事業者の理解と協力の下に、この町内における電力供給の在り方というものを展望していきたいと。今はこれからの検討に向かっていくさなかにありますので、必要に応じてご説明をしてまいりたいと考えます。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） 検討を進めていくと。やはり大きく期待をするところが多々あります。温室効果ガス排出量の削減、これだけではなくて、やはり我が町が持つ力というものをしっかりと連携を図られて、新しい再エネ発電、新しい形ですか、そういったものをつくり出していただく。これを町長に期待しまして、1問目に関しては終わりたいと思います。

2点目です。国、団体、そういったところの予算確保していきますというところの答弁でした。当然期限を決められております。2030年、2050年という中で、これは当町だけではないわけでありまして、やはりどの市町村が、同時に動いていくという中で当然予算の枠組みというものは国、あるいは県というものが取るかと思えますけれども、そういった中で規模感といいますか、恐らくいろいろと同時に始まるのかなというような想定もできます。2050年度までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ、これを当町は目的としていまして、実行目標とするものを広野町地球温暖化対策実行計画、これで示されているというふうに理解しております。目的を達成するためには、この実行目標とする計画を確実に実行していかなければそういった達成はできないというふうに感じております。厳しいようではございますけれども、そういった計画だけで終わらないと、やはりそこには各年度、あるいは一定期間の中でチェックをしながら進めていくという形になりますけれども、そうした計画には実行

可能な予算の確保というものがやっぱり大事なのではないかと。私今民間のほうにも勤めておりますけれども、そういった中での運営方法が違うのは当然分かっておりますが、ただ基本的な計画として進めていくもの、優先順位として計画の中で決めているものがあれば、これに対する予算というものはしっかり計画、あるいは管理というものをやっぱりどこかでしていかなければならないのかなというふうに感じております。なかなか難しい部分はあるかと思うのですけれども、産業部門、民生部門、運輸部門、また廃棄物部門、広範囲にわたる多くの施策づくりですか、こういったものを行っていかなければいけないという中においては、やはり部門だけでなく全体からそういった予算の管理というものをしていく必要があるのではないかというふうに思いますけれども、こういった予算計画、あるいは管理、この必要性について町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

○町長（遠藤 智君） 計画に基づく実効性についてお答えしたいと思います。

今おただしのように、計画を立てたならばこの検証というものが必要であると。まず、その検証をしっかりと組織体として、そしてかつその町民方々、そしてこのビジョンを策定するに当たった企業の方々、関係者の方々としっかりと評価、検証していくという体制があって初めて計画が展望していくということになるわけです。ついては、議員おただしのように、今の現在の町の状況が脱カーボンに向けての動きが感じられないということから質問なされているというふうに受け止めております。ということを念頭として、この予算の確保についても令和5年度、令和6年度というふうに中期と長期と、しっかりと計画を立てることを予算の面からもしっかりと情報を発信していくということが肝要であるということをつめるものであります。

これは質問の、次のまたその取組の姿勢についておただしをいただいておりますが、この計画を実行するためには、やはりまずこの庁舎内の担当課、しっかりとその推進協議会、委員会も庁舎内に立ててありますから、その中で協議をして、ただいま申し上げた中長期計画における予算、計画に基づいた実績、これは毎年度はできませんけれども、そのいわゆる検証をしっかりと受け止めていただけるような取組からの情報発信をしっかりと取り組んでいきたいと、そのように考えます。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） 町長答弁いただいたなかなか見えてこないというところ、それに関しては当然計画を立てて、それに追従して年度内での予算をしっかりと確保していくという中で、恐らく発表できる、公表できる部分が少ないのだろうというふうに感じております。この予算管理なるものをぜひともしっかりと進めていただきたいというふうに思います。2点目については終わります。

3点目ですけれども、今答弁の中にもありましたけれども、これだけ計画を立てた中でなかなかそういった動きが見えてこないと、町内に見えてこないというお声なり、あるいはこういった計画なのだということでお聞きされる方も正直いらっしゃいます。当然行政側が皆さんやりましようと言ったところでなかなか進まないところも当然ありますので、そういった中である意味事業者さ

ん、町民の方々も含めて広くそういった計画の内容であつたり、あるいは展望であつたりというものもしっかり意識づけを持っていただけるような説明会、そういったものを地道に継続して繰り返していくしかないのかなというふうに感じておりますけれども、そういったところも含めて、計画が作成されて半年が経過しますけれども、今話したように庁内一丸となってこの目標達成に邁進できるそういった施策、また環境づくりというもの、こういったものをしっかりこれからしていただくというところ、これに期待しまして、1問目については終わりたいと思います。

続いて、質問事項の2問目、当町の教育施策について教育長に伺います。2020年4月に第2次教育ビジョン、これが定められてから3年目となります。魅力ある教育の実現を目指す教育施策についてお尋ねします。

1点目、第2次広野教育ビジョンについては、令和5年3月に中間見直しを行うとしておりました。見直しをされたのか伺います。

2点目、教育施策の主軸にある英語教育の成果、これは出ているのかというところを伺います。

3点目、令和5年4月に小学6年生と中学3年生を対象に全国学力テストが実施されております。当町の小中学校の結果について見解を伺います。

教育長、お願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 教育長、答弁。

登壇を許します。

教育長。

〔教育長 根本良政君登壇〕

○教育長（根本良政君） ご質問の2番目、当町の教育施策について、魅力ある教育の実現を目指す教育施策について、1点目、第2次広野町教育ビジョンについて中間見直しをしたのかについては、第2次広野町教育ビジョンの不易の部分、広野町教育目標「夢や希望を抱き未来をたくましく生き抜く 幅広い見識と創造性の育成」、これを実現するための施策体系、Ⅰ、確かな学力を育成する学校教育の推進、Ⅱ、地域と学校が協働する学びの創造、Ⅲ、グローバル人材を育成する教育の推進、Ⅳ、学びのセーフティネットの構築、これらは変更をせず、流行の部分に当たる第2次広野町教育ビジョン達成に向けて、具体的な取組を児童生徒の実態に合わせて見直しをしています。施策Ⅰについては、本離れによる読解力の低下を防ぎ、言語運用能力を高め、文字を通した抽象度を高めた概念理解を促進していけるようにするため、学校図書館の充実による読書活動推進の取組を行っています。本年度、小中学校に学校司書を配置しました。情報拠点として活用できる場としても整備していきます。施策Ⅱについては、本年度、コミュニティスクールを導入し運営協議会が開催されています。コミュニティスクールの仕組みを生かして、学校と家庭、地域、各教育機関が連携し、子供を育む環境整備を進めていきます。施策Ⅲについては、広野中学校においてグローバル・デイを設定し毎月、東日本国際大学の留学生との交流学习を行っています。昨年度まではコロナ禍

により中止等もありましたが、本年度は計画どおり実施しており、交流が進んでいます。海外の文化の理解と交流を通して自分たちの文化や考えについて再認識をし、日本語と英語を使って発信できる力の強化を進めていきます。また、ブリティッシュヒルズでの異文化体験事業は、来年度より小学校5年生、6年生、中学校1年生、2年生で連続して4年間実施するよう事業を拡大します。成長段階に合わせたプログラムの実施により、さらなる語学力やコミュニケーション能力の充実に結びつけます。

2点目、教育施策の軸にある英語教育の成果は出ているのかについては、全国学力・学習状況調査の生徒質問紙による結果によると、英語の勉強は大切だと思いますかの問いに「当てはまる」と答えた生徒の割合は福島県や全国で約60%にとどまっているのに対して、本町の生徒は約75%となっています。また、英語で学習することは将来社会に出たときに役に立つと思いますかの問いについても、「そう思う」と答えた生徒の割合は福島県や全国でこれも約60%にとどまっているのに対して、本町の生徒は約85%となっています。将来、積極的に英語を使うような生活をしたり職業についたりしたいと思いますかの問いには、「そう思う」と答えた生徒の割合は福島県や全国で約15%程度にとどまっているのに対して、本町の生徒は約45%が「そう思う」と答えています。学力調査の結果は、正答率で県と比べて2ポイント下回ってはいますが、こういった質問紙の結果から、グローバル化が進む現代社会で活躍したいと考えている生徒が育っており、最も重要な英語学習のための基盤ができています。この上に立って、将来のなりたい自分になれるように真の目標達成の手段として活用できる力を養っていきます。さらに、英語の教科から他の教科へ波及していくよう取り組んでいきます。

3点目、全国学力調査の小中学校の結果についての見解については、本年度の全国学力調査の結果は、教科の平均正答率で見ますと、広野小学校では国語が県平均を4ポイント、算数は8ポイントそれぞれ下回りました。昨年度の平均正答率と比べると、国語は5ポイント上がり、算数は7ポイント下回りました。広野中学校は、国語は県平均を4ポイント、数学は1ポイント、英語は2ポイントそれぞれ下回りました。こちらも昨年度の正答率等を比べると、国語は3ポイント、数学は11ポイントそれぞれ上がり、県との差が縮まり、特に数学での改善が見られました。小学校国語の課題は、話すこと、聞くことの領域です。対策として、自分の伝えたいことや聞きたいことを中心に捉えて話すこと、聞くことができる力を養うよう取り組みます。小学校算数の課題は、データの活用領域です。対策として、データのどの部分から特徴や傾向を捉え考察したのかを明らかにし、他者にも分かるように伝える学習指導をしていきます。また、児童生徒が主体的に学習に取り組めるよう、学習内容が実生活や実社会でどのように使われているのかにつなげ、児童生徒の理解度に応じた的確な発問や深い考えに導く問い返しなどを工夫し、児童生徒の関心を引き出し、主体的に学び、さらにその学びを深められるよう授業を改善していきます。中学校国語の課題は、情報の扱い方に関する領域です。対策として、原因と結果、意見と根拠、具体と抽象など、これらの基本的

な情報を捉え、その情報の関係を理解し、実際に話し、聞き、書き、読む場面で活用できるよう指導していきます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） ただいま教育長のほうから答弁いただいて、大変うれしいというか、安心したというか、やっぱりそれだけ成果が出てきているのだなというふうに感じております。どうしてもそういった学力テスト、あるいはその結果というものが出た中で、どうしていくかと右往左往するところもあるのですけれども、ただやっぱり現場を見ていられる教育長からそういった日々の子供たちの状況が見えるような答弁いただきますと、聞いている質問者の私もちょっと安心をしたところであります。

2問目に対して1点だけ再質問というか、考え方としてちょっとお聞きしたいと思います。今回の試験結果といいますか、そういった中で中学校の英語、これに関して文科省のほうでは話す、書く技術に課題が見られるというふうに発表しております。先ほど答弁の中にもありましたけれども、その質問紙、こういった中で非常に高い意識を持っているというふうに感じました。やはりそういったところをもっともっと、高みを目指すわけではないですが、伸ばしていただきたいというふうに答弁聞いて思った次第でございます。この話す、書く、特にグローバル化というところでいくと英語というものがどうしても注目されますけれども、こういった今後の英語教育、これを今回結果等も含めて教育長どのように高みを目指していかれるかというところをちょっとお聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 教育長。

○教育長（根本良政君） ただいまのご質問にお答えします。

よく言われることではありますが、英語運用能力というのは英語の力だけでは身につけません。つまり相手とのコミュニケーションの仕方、これができないとこの力は身につけません。私の経験から、よく日常会話で英語を、ハローからグッドモーニングからシーユーから使って行って、あなたは英語が上手ですね、だけれどもあなたはこれについてどのように考えますかというような具体的な話になると、そこで今までの日本人は止まっていたと。そうではなくて、物事の理解を積んで、先ほどお話ししましたように、自分の国や町の文化や、歴史や自分の考えを持って相手に話ができると、そういうようなコミュニケーション能力を身につけさせることが最大の英語力の向上につながると。それから、必要性であると思いますので、英語を使って、最近私も片仮名語はよく分からないので、特に分からないのがインボイス制度です。インボイスは、今までは何かの略語だと思ったら違うのです。適格請求書、あるいは領収書等なのです。だから、それもやっぱり分からないと答えられない。そういうような感覚を鋭くしていくように、日常の授業において分からない英語については具体的に教員が指導するような、そういう指導方法を取ってこれを増やしていけばいい

と思っております。小中学校で授業力改善委員会、向上委員会を立ち上げていますので、小学校から中学校まで一貫した指導方法が取れるように今先生方に伝えているところであります。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） 確かにおっしゃるとおりなのです。英語が話すことができたとしても、要は日本語もそうです。相手に伝わらなければ意味がないという。そこでコミュニケーション能力というものも当然向上させていかなければいけないでしょうし、それを意識した教育というものがなされていかなければいけないというふうに感じています。これまで広野町教育大綱、こういったものが示されまして、魅力ある教育の実現、これに向けて広野町幼小中の魅力化検討委員会ですか、こちらでも設置されて、ここから5つの提言というものを盛り込んだ広野教育ビジョン、これが策定されました。広野教育ビジョンの最も重要かつ期待されている、ここが重要なのですけれども、やっぱりグローバル人材、ここを育てると。今教育長からも答弁ありましたが、このグローバル化、やっぱりこれを目指すには自分自身にひもづく歴史、あるいはその風土文化、こういったものを自分が語れる。これは将来的ですけれども、世界の共通語である英語でこれを話す。この2つです。この子供たちに当町が目指す導く教育、やっぱりこれをしっかりと進めていただきたい。子供たちにはそれが必要であるというふうに感じております。教育長には、広野教育ビジョンでのミッションとなる教育施策、こういったものを積極的に打ち出していただいて、さらなる子供たちの教育の向上というものに努めていただきたいなと思います。それをお願いしまして、2問目の質問を終わります。

以上で私の質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北郷幹夫君） これで3番、遠藤浩君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は11時55分であります。ただいまから13時まで休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、13時まで休憩いたします。

（午前 11 時 55 分）

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 00 分）

◇ 北 郷 伯 弘 君

○議長（北郷幹夫君） 一般質問を続けます。

次に、9番、渡邊正俊君の番ですが、本日欠席ですので、次の2番、北郷伯弘君から始めます。

2番、北郷伯弘君、一般質問席に移動してください。

2番、北郷伯弘君。

〔2番 北郷伯弘君登壇〕

○2番（北郷伯弘君） 一般質問通告書に基づき質問いたします。

質問事項1、処理水の海洋放出について。質問の要旨、8月24日、福島第一原子力発電所において、国のALPS処理水の処分にに関する基本方針に基づき海洋放出が開催された。同日の福島民報社の首長アンケートにおいて、町長は海洋放出に賛成との回答であった。町長の意見をお示しいただきたい。質問の相手、町長。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 2番、北郷伯弘議員のご質問につきまして、ご質問の1番目、処理水の海洋放出についての町長の意見をお示しいただきたいにつきましては、処理水の海洋放出は国のALPS処理水処分にに関する基本方針に基づき実施されるものであり、令和5年8月24日の海洋放出が開始されるまでの間、廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会において、平成26年2月の第1回から9年間、27回にわたり国、地方自治体、漁業等の関係機関において協議を重ね、処理水の海洋放出への理解を深めてきました。私は、学術機関等において講演や意見交換を行い、情報発信を行うことにより風評対策に取り組み、町職員は繰り返し福島第一原子力発電所の廃炉進捗を視察し、理解の醸成から情報発信に当たっています。岸田首相は、「廃炉と復興のために処理水の処分は避けて通れない課題であり、政府が責任を持って取り組む」としています。原子力被災地において復興をさらに前進させるため、福島第一原子力発電所の廃炉工程の進捗が不可欠であり、ALPS処理水の処分にに関する基本方針に基づく処理水の海洋放出は避けて通れない課題であり、処理水の海洋放出が長期にわたる取組において、安全性の確保、科学的根拠に基づく風評対策などを万全に講じ、国民及び国際社会の理解の下、実施されるべきと捉え、放出後の風評を起こさせない風評対策を念頭に、福島復興を前進させるため賛成の意思を示したものであります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 2番、北郷伯弘君。

○2番（北郷伯弘君） 今ほど町長よりの意見をお示しいただきました。処理水の海洋放出についてでございますが、私も新聞等々を見ましたらば、大体の概要は大きく6つぐらいにあるみたいなのです。それをちょっと読んでみたのですが、それで新聞等には、処理水今日放出、午後にも廃炉作業前進へといったような記事が載っている新聞もございました。町長は、民報社等の首長ア

ンケートに賛成との回答でありました。アンケートの中で、私ははっきりとした回答を示したことはよかったのかなと思ったわけでございます。例えばこれがはっきりしないで、どちらだか分からないとか、どちらかというとの返答であったとしたならば、それは広野町でも町民の中にも様々でございます。なぜかという、今までこういう、たまたま今回そういうようなことの時期が来たということなのですが、私ちょっと思い出したのですが、双葉は一つ、旗の下で、復興しなくてはならないとみんなで頑張ってきて、いつの間にか12年も過ぎてしまいました。その間、何を支えに、何を合い言葉としてきたのか忘れがちでございましたが、思い出しました。広野町の復興なくして双葉郡の復興はないのだ、双葉郡の復興なくして福島県の復興はないのだと、福島県の復興なくして日本の復興はないのだということを思い出しました。思い出ただけなのですが、あくまでもこれは報道機関のアンケートとして回答したことと、アンケートにのみと私は理解しているところでございます。先ほども町長の意見をお示しいただいたわけで、私はそのように感じているところで、この件については再質問はしないつもりでございます。私の意見としては、今の言ったような意見でございます。

質問事項の2問目、広野町文化交流施設（ひろの未来館）について。質問の要旨、広野町文化交流施設（ひろの未来館）が令和4年4月にオープンしましたが、来館、利用状況はどうなっていますか。質問の相手、教育長。

○議長（北郷幹夫君） 教育長、答弁。

登壇を許します。

教育長。

〔教育長 根本良政君登壇〕

○教育長（根本良政君） ご質問の2番目、広野町文化交流施設（ひろの未来館）の来館、利用状況はどうなっていますかにつきましては、広野町文化交流施設ひろの未来館は令和4年4月16日に開館しました。来館状況につきましては、開館から令和5年8月31日まで延べ4,888人、町内外の方々に来館していただいております。月平均に換算しますと、約300人の方々が来館している状況です。常設展の見学はもとより、企画展の令和4年度、ひろの恐竜展、アートキャンプ、令和5年度のひろの移動水族館などの際には多くの方々が来館しました。活用状況としましては、1階文化活動交流室は主に中学生、高校生の自習や学校活動などに利用され、2階多目的ホールは各種会議、研修、社交ダンスの練習場など、幅広く利用されています。町民の要望を捉え、喜ばれるひろの未来館の展望を図っていきます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 2番、北郷伯弘君。

○2番（北郷伯弘君） 文化交流施設の利用状況について再質問いたします。

実は私も広野町のふるさと創生大学という学校に入学いたしまして、何度か講義を受けることが

できてよかったなと今思っておるところでございます。そこで、中身としては、では何なのだと、何を思ったのだと言われれば、説明の中にも書いてはあるのですが、その1番目に背景、そして2番目に目的、3番目に内容となりますが、一度足を運んで耳を傾けてみましたところ、生涯の中の学び習う学習で、知識を得るなんてことは今まであんまり考えなかったのだけれども、知識を得るとともに、町民が主体となりその町づくりにつなげる場となる資料とか、いろんなものがそろっているようなのです。そんなふうに私は感じました。その中で特に感じたところがあるのですが、今後もなのですが、文化交流施設と簡単には言えますが、入学してみて、アメリカとかフランス、中国、特任研究員とか専門員、医学博士、学術博士、教師等々、活躍してきた先生方の話などを聞いて感心しましたので、それで何で感心するのかというと、外国のことだから何事かと思って興味津々行ってみれば、自分としては自分の我が日本の国と比べるわけです。そして、比べて初めてやっぱり分かったことがたくさんございます。それは、ごく簡単なことなのだけれども、その前に博士は博士で、博士になるのにとても容易でなかったとか、そういった細かい話等々も聞くことができたものですから、この施設をこれからも充実させていきたいと思いますので、今後も継続してこういった先生方の講義を受けることを希望するわけですが、継続していただけるでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 教育長。

○教育長（根本良政君） ただいまのご質問にお答えいたします。

未来館の創生大学の件だと思うのですが、これについては生涯学習の観点から、子供から大人に至るまで広野町の歴史、それから文化はもちろんのことですが、やはり時代のニーズに合ったその年代の方々に学習していただけるような場を引き続き開設していきたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 2番、北郷伯弘君。

○2番（北郷伯弘君） 歴史、文化、年代を大事にして継続していきたいというご返答でございました。これで再質問はこの分については、質問事項の2番目については終わりたいと思います。

質問事項の3問目、ゼロカーボン化の推進について。広野町においては、令和3年3月にゼロカーボンシティ宣言を表明し、2050年CO₂排出実質ゼロを宣言した。町全体のゼロカーボン化に取り組む中で、公共分野の率先した取組が重要であると考えます。排出される温室効果ガスの実態や削減目標について、現在の取組状況と今後の方針について伺います。質問の相手、町長。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の3番目、ゼロカーボン化の推進の現在の取組状況と今後の方針について伺いますにつきましては、2021年3月に宣言した「広野町ゼロカーボンシティ宣言」の2050年CO₂排出実質ゼロの実施実現に向け、町内における温室効果ガスの排出量削減等を推進するため

の総合的な計画として、2023年3月に広野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）及び広野町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。事務事業編において、町が実施する事務事業における温室効果ガス排出量を2013年度の965トンCO₂から2030年度までに473トンCO₂、51%削減を目指し、2030年までの8年計画として省エネルギー対策と再生可能エネルギー導入の推進、日常業務における省資源・省エネルギー対策の推進、EV車導入と移動の省エネルギー対策の推進の3つの基本方針を掲げ、公共施設への再生可能エネルギーの導入・LED化、ごみの減量、資源の有効活用、公用車のEV化などに取り組みます。本計画の推進に当たっては、総合的かつ計画的な推進を図るため、広野町ゼロカーボン推進会議などにおいて、各部署等の地球温暖化対策に関する取組の実施状況の把握や情報共有、部署横断的に連携を行うなど、全庁的に温室効果ガスの削減に取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 2番、北郷伯弘君。

○2番（北郷伯弘君） 最後に再質問で、今現在、国のいわゆる電力の需要、供給の関係は間に合っているのかだけ1点お伺いしたいです。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいま我が国の電力の需給状況が間に合っているのかの問いにお答えしたいと思います。

広野火力発電所第2号機の再開がこの6月決定をして、7月、8月と関東圏への60万キロワット電力が送給されております。つきましては、酷暑期において、かつ令和5年度を迎えてからの冬季に向けて、地球温暖化と世界規模のこの世界の潮流の中で、エネルギーの安定電源供給が今非常に大事、重要課題として捉えております。ついては、広野町として電力事業者としっかりと連携を図り、安定電源供給の果たすこの役割、この意義というものをしっかりと堅持していきたいと、そのように考えます。浜通りには新地町御町における発電所、いわき市には勿来町における火力発電所がございます。浜通りにおけるこの発電所プラントから地域における責務を果たしていきたいと。地域間の市と町の連携をしっかりと受け止め合いながら、電気事業者の方々と連携を密にしてしっかりとした電源供給体制というものを展望していきたいと考えます。

○議長（北郷幹夫君） 2番、北郷伯弘君。

○2番（北郷伯弘君） いろいろと質問事項3点について質問いたしました。私の質問は、一応この3点で終了いたします。

○議長（北郷幹夫君） これで2番、北郷伯弘君の一般質問を終わります。

◇ 阿 部 憲 一 君

○議長（北郷幹夫君） 一般質問を続けます。

次に、1 番、阿部憲一君、一般質問席に移動してください。

1 番、阿部憲一君。

〔1 番 阿部憲一君登壇〕

○1 番（阿部憲一君） それでは、一般質問させていただきます。

いずれも町長に対する質問です。ところが、また今回問題が起きました。3 問予定していたのですが、1 問が何と議会運営委員会で質問を削除されるということをされてしまいました。こんな権限は議会運営委員会にはありません。何回も言っています。何期も議員をやった方がこういうでたらめを、悪さをずっといつまでもやるのです。傍聴席にいる方、この11月に立候補される方もいらっしゃるかもしれない。ぜひこういう方と代わっていただきたい。この議会はもう改革やらないと駄目。とにかく要するにこの質問の趣旨が気に入らなかったのでしょうか。だけれども、これ質問自体は事前通告なんか要らないもので、事前に総務課長補佐、黒田さんのほうに質問しているのですけれども、これは県のほうからもう来ていますか、何か。見解なり。もし来ているのだったらちょっとそれだけ教えていただければと思います。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君に申し上げます。

その件は一般質問と関係ありませんので、それは別個に確認してください。

一般質問を続けてください。

○1 番（阿部憲一君） 事前通告制というのありますけれども、別に、事前通告なぜするのかという、これは調べなくては分からないから事前通告ってやるのです。しかし、それ関係ないものはその場で答えられるのです。だから、本来どこでもやっているのです。そういうこと覚えましょう、そろそろ。

では、次に移ります。町民の扱いを公平にしてくださいという質問です。小問1、町は町民バスの利用を無料で町民に供給しています。加えて、路線バス3コース、これ3台、それとデマンド交通1台、これを組み合わせた通称N O S S E、これを今年7月4日から運行しました。これは1乗車300円です。町への帰還者、これは自宅からJ R 広野駅とか、ほか交通の足としてこれを享受できるわけです。他方、避難者、私もそうですけれども、これは高齢者も自宅から病院の往復その他で交通機関が無料とか、または安価といったサービスを誰も受けていません。少なくとも私ずっと聞いていますけれども、誰も受けていない。地元でそういうのはないですから。同じく広野町に納税していながら、これ実に不公平です。私は、こうした不公平の事案の解消をこれまで何度も町長に求めてきましたが、町長は何ら対応するつもりが見られません。町長は、これ本当に嫌なら町に戻れと言わんばかりに、一貫してこれは国や東電の利益に沿った態度を取っています。町長は一番に国や東電のために働いていると、私はそう思います。もし違うというならばそうした卑劣な行為をやめて、避難住民に対して何かしらの経済支援の便宜を図ったらどうでしょうか。こういう提案いつもしていますけれども、やらないための理由をずっとやるわけですが、そういうものは

無用です。町長の返答はいかがでしょうか。

それから、小問2番目、これ再度たします。以前の地域振興券・電気水道等給付金、これありますけれども、震災後に町に転入届を出しても、広野町に居住実態があつて発災前に居住していたと町が認めた、いわゆる遡及転入の町民は支給対象になります。仮設住宅の入居条件も、被災者支援金の条件も、国保の支払い条件も、全てこの見解で統一されているわけです、全国で。総務省も義務、権利の発生は基本的に遡及日になるとの見解を出しています。私確認しています。町長はいまだに支払いを拒否しているわけですが、この支払いを拒否する法的根拠は何でしょうか。あるいは、支払いを拒否できるとする法的根拠があるならば示していただきたいと思います。これ前にも町長に質問しましたが、町の何か独自見解というわけです。法的根拠は何もないでしょう。こういう回答は結構です。

以上、質問を終わります。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 1番、阿部憲一議員のご質問につきまして、ご質問の1番目、町民の扱いを公平にの1点目、避難住民に対して何かしら経済支援の便宜を図ったかどうかにつきましては、被災市町村の避難者の生活支援として、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律により、避難先において適切な行政サービスの提供を受けることができることになっており、税負担の公平性は適切に対応されています。町は、町民の生活再建支援として、国、県からの義援金の配布、広野町電気・水道料金等生活再建支援給付金支援事業、広野町地域振興券支給を実施するとともに、広野小学校、中学校に就学する児童生徒と同様に、避難により町外の小中学校に就学している児童生徒に対しても避難児童生徒就学援助事業により学用品費、給食費などの支給を行っており、帰還されている町民と避難されている町民を分けた対応はしておりません。住民帰還や避難継続に対する経済的な支援として、平成28年度から旧緊急時避難準備区域4市町村の要望を取りまとめ、ア、保険税・保険料の減免、窓口一部負担金の免除、イ、高速道路の無料化、ウ、事業再開・帰還促進事業（プレミアム付商品券）に取り組んできました。今後も避難されている方のお声を受け止め、よりよい町民サービスの提供に取り組んでいきます。

ご質問の2点目、地域振興券・電気料金等給付金において、町長が支払いを拒否する法的根拠または支払いを拒否できるとする法的根拠があるならば示されたしにつきましては、地域振興券及び電気・水道料等生活支援給付金の給付は、広野町が地方公共団体として行政目的実現のために事業化し、町民に対する行政サービスとして実施したものです。給付事業は、広野町の住民として帰還、

生活再建、生活安定を図る者を支援することを目的とする事業であることから、支給対象者としては行政サービスの提供を受ける権利が保障される住民であり、住民基本台帳に記録されていなければならない、要綱に定めた要件を全て満たす町民に限られます。居住の実態や支給要件に関し了承いただけない場合は、申立書を提出していただき、判定委員会において可否を決定してきました。申立ての状況は4件で、7名の方について要件該当の適否判定を行い、1名の方は支給対象者となりました。地地域振興券及び電気料等給付金支給に関しましては、広野町地域振興券支給要綱及び広野町電気・水道料等生活支援給付金支給要綱に則り、適切に施行しております。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 何遍言っても分からない、あなたはね。質問に対して答えない。これって議会なのですか、これ。

最初の質問。国が定めたその法律、何でしたっけ、あれ。それがあから不公平ではない。どういう理屈なのですか。現実には、私が言っているのは交通の便の話しているのです、ここで。要するに不公平でしょう、これ。何でこれが公平なのですか。私はいわきだから、いわきでそれで広野町よりも何か、もちろん経済的にはいろいろ、デパートがあるとか、ありますけれども、それは得したのは何もありません、別に。経済は逆に負担になります。路線バスだってそれなりに動かなくてはならない。これで高齢者が、特に高齢者の問題言っているのです。日常的に通うわけでしょう、病院までに。こういう方が少なくとも経済的な支援何かできませんかって言っているわけです。お金がかかるわけだからって。これでは大変でしょうということを言っているわけです、特にね。これ言っているのに全然それに対して答えない。それ平等なものだけずっと並べている。何でこういう答弁するのですか、いつも。悪意にしか思えません、こんなの。答えられます、今の。やったらいいでしょう。経済支援の方法はそちらで考えてください。どういうふうな経済支援するか。けれども、この姿勢がないからって、町民は平等に扱うというのこれ当たり前ではないですか。まずそれやらなくてはならないではないですか、当たり前の姿勢として。これできなかつたら町民怒るでしょう、当たり前。この姿勢がないから私言っているのです。どういうことなのか分からないのです。どうですか、これ。これぐらいやったらいかがですか。私プレミアム商品券なんか使ったことありません。広野まで来てわざわざ何か使うあれがないから。ほかの人もそうです。福島に避難している人がね。使えません。デメリットでしょう、我々にとっては。こういうのあるのに、せめてこういうことやりませんか言っているのです。どうですか。考え変えるつもりありませんか、町長。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいまの本件の質問は、一般質問で繰り返しご質問いただき、答弁を繰り返して唱えてきました。根拠を示せというこのおただしにつきましても、答弁で申し上げましたよう

に、いわゆる国の法律、特別措置法という法律が今履行されていて、広野町だけではなくて被災地全体が、被災地に認定されている12の市と町と村はひとしく、これは法に基づいて守られています。広野町は帰還率が何%、どの町は何%、そうすると帰還されていない方は何%と出るわけです。そのことは、報道されているように、当時17万人から18万人避難されていました。今は約2万8,000人ほどと報道されています。この2万8,000人ほどの住民の方は、ひとしくこの法律に守られているということであります。例えば区域外就学にとってみても平等、ひとしく避難生活においての子供たちの生活は守られるなどなど、生活として守られているということについては、今繰り返しとなりますが、特措法にもって守られているということになります。しからば行政についてはどうなのか。これは、条例を制定して町としての行政目的を掲げて、行政目的においてこの対応に当たるといのがいわゆる根拠であります。ただいま申し上げましたように、この不服申立てというものを捉えて、そして手続も捉えております。また一方、ご存じのとおり、町長への手紙等々、日々の中で多くの方々のお声をしっかりと捉えて今います。手紙とか、そして電話等々、来られたその対応についてしっかりと職員が住民のサービスを守る、実施に当たるという対応に当たっています。そういう中において、今ご指摘いただいているこの差別化をしているという実態はございません。以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 何言っているのだから分からない。私の言っている質問が理解できないのですか。私言っていることは簡単でしょう。そのとおり行政措置できるわけでしょう、だって。やったらいいではないですか。それやらないというのはなぜなのですか。法律として生活が守られている、守られていればそのほか出るでしょう、そんな。守られていれば。出ている部分があるでしょう。だって、外にアウトで出ているのだから、何だかんだあったら町に戻ってこなくてはならないです。そのときだって交通費がかかるわけです。その分どうするのですか、どこが守っているのですか。守っていないでしょうということを言っているわけ。だから、そのくらい行政としてできるのだったらやったらいいではないですか。行政目標できるでしょう。それをやろうとしないわけだ。何でやろうとしないのか。国と東電の方針だと、嫌だったら町に戻ってくれと、こういうことではないのですか。町長はもうこういう考えだということ分かりました。

あと、小問の1と2で、ごっちゃにしているのではないかなと思いますけれども、地域振興券、電気、だから全く答えていなくて。だから、そのとおり、これ総務課長のほうでちゃんと知っているでしょう。発災後に、それまでずっと広野町に住んでいたという事実があつて、それを町が認めた。そしたらその時点で変わるのです。住基で何日何日転入しました、それが町に戻るのです。それに従って、では支払う支払わないということをやる。どこも一緒でしょうって。それを聞いているわけ。簡単でしょう、これ。言っていること。そしたらこれは変えるべきですよって言っているの。ほかだってみんなそうなのだから。私は、それに従ってこれだって払っているし、あとほか

で仮設だってやっている。全部やっている。これだけ違うのです。このマイルールの根拠は一体何なのだって言われて、法的根拠ないでしょうって言っているわけです。あるのだったら言ってください。それを聞いているのだから。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

○町長（遠藤 智君） 先ほどの答弁で、本件に係るお話をしたことについてはおわびをいたします。町がその条例を策定して行政目的を図るということについてでありました。これは行政、その条例を制定する、条例がいわゆる今議員おただしの根拠となるわけです。町民サービスに向けた条例というものを策定した。それが電気水道料等支払交付金なのです。ついては、今お話ありましたように、住民票等々のやり取りについて総務課長から説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 総務課長、答弁。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 1番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えします。

住民票におきましては、住民基本台帳法に基づいて執り行われております。一般的には事後転入ということで、遡って転入するものを事後転入というふうに呼んでおりますが、基本的には2週間以内に届け出なければならないというような一応決まりという形になってございます。当然転入先の自治体はその状態を見て認定をして、事後転入というものを認めるというような運用になってございます。議員の場合としてお答えしていかどうか分かりませんが、今般の事例に関しましてでは、4年遡って事後転入されているというようなことの実態かと思えます。先ほど町長が答弁で申し上げましたとおり、町が定めた要綱に基づいて実施されるものであり、受給権全てが保障されるようなものではないというふうに受け止めてございます。こちらについては、その給付の内容等々、事業主体である町が目的、財源の性質等々に基づいて決定をしております。加えて、そういった受給が認められないという場合については、申立ての機会を設けてございます。答弁で申し上げたとおり、7件の申立てがございました。うち1件が認められるということで答弁をしてございます。今般の今議員おただしの事案については、申立ての経過がないというようなことになっておりますので、給付のほうの対象にはなっていないというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 課長とその件話しましたね。証拠がないと。当時の副町長とみっちり話しているのです。当時の副町長がこの問題の課長間と真ん中に入って、その人がやるということになっていたから。ところが、副町長に確認したら、ええ、そんな話何にも聞いていないと。私は、そんな係あるのですかって。ここから始まっているのです。そのとおり私はきちんと請求して、請求と

いうか、しています。そちら方になんと言っているだけの話ではないですか。これね。それから、その事後、あれだって、私はだから当時の、秋田さんね、秋田さんに仮設でこれこれ、これこれこういう事情なのだけれども、あれ免許証を取るために、その関係で、実際はずっとこっちにいるから、その話したら、では遡ってやりますかという話になったのです。それで、ではいつこっちに転入したのかということだったから、何回も荷物のやり取りは東京とこっちでやったのですけれども、一番大きい荷物をこっちに移したのが2007年の1月7日だったから、それを話しただけなの。そしたら、だからではこれで確定ということになっているわけね。これで、これだと何だって支払いということになっているのです。何でこれだけになるのか。町長は、だからそのとおり条例で決めた。何だってそうでしょう。何だって条例で決めるのではないですか。ただ、その支払いの規律の根拠はそのとおり全国一律になっているのです。何でこれだけ違うのかって言っているのです。全然答えになっていないでしょう。これおかしいと思うでしょう。思いません。総務課長、何でこれだけ特別なのですか、こういうふうに。そういう法的な根拠があるのだったらいいですよ。もしくは、町でそういう特別な、あり得ないけれども、そういう条例設けているのだったら別ですよ。法的根拠何もないでしょう。何でこういうことをずっと続けるのだということなの。私がこの問題言っているのは、町長は何か自分で決めてしまう、あんまり根拠がなくて。だけれども、これ追及すると言ってずっとこれ突っ張ってしまう。こういう悪癖があるから、これも一つでしょう、こういうことそろそろ変えませんかと言っているのです。これがおかしいと思っているから。町長の姿勢としておかしいでしょう、これ。変えません、これ。変えれば、ああ、そうですね、それで済む話なの。やらないから、これいつまでもねちねち、ねちねちやられているのだ。おかしい。こんなことは町民として基本的なことなので踏まえてくださいということを言っているわけです。そうでなかったらこういう基本的なこと、もうほかの町民もそうだけれども、何でこうなのということが町に対していろいろあるわけです。普通にこっちの道理通っているのに、そしたらあつちは口数だけ多くて全然議論にならない。こういう問題の一つとしてこれを言っているのです。町長、どうです。根拠ないでしょう、そのとおりこれ。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） いわゆる支給条例の制定について、私が一人で勝手につくるとことはあり得ません。私は、生活再建という項目を掲げ、それにおいてどの形で、スキームでできるかということを検証し、そしてその方向性を見定める、内容については職員がそれを策定するという、これが原理原則となっております。現在のこの指摘につきましては、当時の町長から様々な手続において当件は対象とはならないという報告を受けております。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 当時の町長って何のことだ。このあれだったら町長のときでしょう。遠藤町

長のときにこれやったのでしょうか。これの支給のための条例を設ける云々、そんなこと何も言っていないでしょう。全国これでやっているのに何であなたマイルールつくってこれだけやるのですかということを行っているわけです。こういうの基本的なことではない。普通そうでしょう。これ課長が今住民基本台帳法に従う云々ってあったけれども、いや、これはそれぞれの、実際見てみるといろんな事業ありまして、国の事業でね、そこでそれではなくて事業ごとに大体決まっています。恐らく、私今全部言ったけれども、全部ではないかもしれない。何か条件なりなんなりがあって、もしかしたらその遡及上れない事例なんかあるのかもしれない。だから、一概に言えないのだけれども、しかしこれそういうのに当てはまるのということを行っているわけです。はまらないでしょう。だったら普通に、遡及で入ったのだからこの人たち支給になるでしょうって。違うというのだったら法的な根拠出してくださいよ。私探したけれども、ないからね、これ。そんなもの。町でもそんなこと決めていないのだから。そしたら支払うべきでしょうと言っているのです。簡単なことでしょう。どうですか、町長。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいまの質問に対しまして、総括的な復興という観点からスキームの策定というものをここ12年にわたり取り組んでいます。復興企画課長から説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「ここと関係あんの、これ。そんなこと」の声あり〕

○町長（遠藤 智君） ただいまの質問に対して復興企画課長から説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔何事か声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君、よろしいですか。

○1番（阿部憲一君） ええ、一応伺ってみましょう。

○議長（北郷幹夫君） では、総務課長、答弁。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

議員が申された、当時の副町長といろいろ申立てをしたというような発言がございました。そういった経過について私詳細承知してございません。そういった部分について再度確認をするということをしていただきます。加えて、先ほど申されたとおり、その申立てがなかったという事実もございます。そういったことを精査して、この件に関しては後日回答させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） だから、この申立てにしても、ではどういうふうなやり方でやるのか私説明なんか受けていません。紙切れで書いて出すのだったら、そんなこと指示も受けていません。だから、そういう意味でないということなのではないですか。だって、みっちり話ししていますよ、こ

の問題。本質的なレベルで話しているのだから。私の話聞いていない、こんなばかなことありませんから、それだけきちんと頭に入れてください。では、これ終わります。

トリチウムの問題。トリチウムというのは汚染水の問題。何で汚染水と言うか。国が処理水と言うか。西村経産省大臣言っていました、この前ね。ALPSで処理したから処理水と言うのだと子供のようなこと言っていました。実際に実態はどうかといったら、トリチウムだけではなくてその他の六十幾つだったかな、3年か4年ぐらい前のALPS水、ALPS小委員会のときも言っていましたけれども、これが残っているわけです。これは国のほうがどういうふう to 処理をするのかは当時未定でした。果たしてやっているのかな、どうでしょう。あるいは、大きいタンクに本当に普通の雨水と一緒に入れて薄めてしまうか。とにかく薄めたら全量流すという、こういう考えですからね、国のほうは。だったらプルトニウムだって、アメリシウムだって、ネプツニウムだって、これを海にばあっと流してしまっ、あと雨水ばあっと大量に流してしまいます。これも流せるのかという話です。一番肝腎なのは、ある期間の中にどれだけの量を流すかと。この規制がないのです。総量規制がないから問題なのです、核種はね。総量規制やったら原発が機能しなく、経営的に、トリチウムはそうです。成り立たなくなるから、このとおりにつくらないわけ。町長、思い出してほしいのです。こういうもうとにかく矮小化した話になっているけれども、矮小化って何のことかという風評でしょう。風評ではない実態があるではないですか。私健康被害のことをずっと言っているのです。それから、外部被曝だけの話にしているでしょう。内部被曝が、被曝というのは内部被曝が核心ですから。実際は小児甲状腺がんだって今全然話題にも何にもないではないですか。もう300人が出ていますよ、これ。私もう最近計算しないけれども、本当疲れてね。それから、核種でいうとセシウム。ヨウ素の消えた。セシウムだけの話になっている。どれだけの量が出るのですか、実際。とにかく矮小化があまりにもひどいわけです。思い出してほしいのです。町長にも私が町会議員になった頃にきちんと話したと思いますけれども、あの原発事故って実はどれくらいのもなのか。最初の150時間に1号機から3号機までの、炉内からだけです、炉内からだけで1,132京ベクレルが放出されたと言っています。31核種です。これ最初の150時間だけです。しかも、地下に落ちた分とか海に流れた分とか大気に、例えば3号機の原子炉の炉内から爆発していますね。あれなんか入っていないのです。しかも、核種でいうと最も出たのがキセノンですけども、その次に出たクリプトン85、あれが全く入っていません。それから、燃料が吹き飛んでないということになっているから。とにかく汚染水の問題になったからトリチウム流れていないということになるでしょう。それから、燃料出していないからウランも出ていなくなっているわけです。ヨウ素だと135も出ていないことになっているのです。だから、足の短いやつ、なるべく半減期の短いやつ、これも全部入っていません。これでチェルノブイリと比べると、チェルノブイリというのが、チェルノブイリフォーラム2005というのありました。これで確定しました放出総量、これが1,165京ベクレル。億、兆、京、垓の京です。兆の上ね。これと比べると八十何%に相当するのです。しかし、

最初の150時間ですよ。このとおりとてつもない量。その後に、当時の原子力規制庁の前の原子力安全保安院、あそこが報道しました。最初の1,132京ベクレル、翌年足すのですか、ヨウ素をちょっと足してね、1,137.8京ベクレルかな、これのその後に放出された量がその後の数倍だと報道しているわけ。では、一体、チェルノブイリと比べて10倍はあるではないですか、放出総量。これずっと今まで続いているのですよ。我々はこの現実の中にいるのです。最も厳しい、ではプルトニウムとかアメリシウムとかネプツニウムとか、ネプツニウムはほとんどないかもしれないけれども、これがではこういうのを微量吸ったら一巻の終わりでしょう。後で出てくる。しかし、ではその土壌検査やっているのかと。まともにやっていない。最初にやりましたけれどもね。あれもホームページで調べようって出ませんよ、なかなか。原子力規制庁の。こういう中で我々平気で暮らしているのです。あり得ないから、あれほどぎゃんぎゃん、ぎゃんぎゃん私言ったのです。全く無頓着、当町はね。国、東電のほうだけ見ている。何考えているのかと思います。汚染水ね、汚染水なんかこの全体の我々の健康問題からは微々たるものです。微々たるもんだって言ったって、そのとおり今トリチウムだけ言っているわけだから、しかし我々にこのとおりいろんな核種の問題があつて。冷静に考えてみれば分かるではないですか。プルトニウムが1個出ました。それが例えば空気中に出了ました。プルトニウムと空気の問題ですね。だけれども、今度水に流れました。ということは、また問題が増えるわけでしょう。これが食品に拡散しました。食品の問題が出るね。大変でしょう。これがありとあらゆる核種がこうなっているわけです。1つずつ捉えたら大変な問題でしょう。これ全体の中に我々はいるのですよ。どれだけの問題ですか。これでいろんな規制値がありますね、その核種。だけれども、これはほかの核種の影響は全く関係なくて、これだけのときに、これだけで測ったときに我々の健康被害があるかどうか決めているのです。これだけ全部、我々ありとあらゆる核種を外部被曝から内部被曝から一気に浴びている。これで健康被害どうなのですかという話なのですよ、我々の現実はね。これずっと無視している。何ていったってマスコミが、テレビ、新聞、ラジオ、これがもう国と共犯関係になっている。ジャニーズ問題と同じですよ。ね。お金もらってそのとおりね。2020年までに電通通してだけで200億円か、これだけの金が広告費云々って入っているわけ。ほかの博報堂その他の金額と云ったらどれくらいのものがこれ県内のマスコミに入っているのだということです。当然国に都合の悪いことはしゃべりません。書きません。当たり前ではないですか。私も報道というか、広告会社にいたから、この辺の常識はよく分かります。もう金の奴隷です、メディアなんてのは。こういう現実がまずあるわけです。町長なんてこういう現実なんかもうどこか吹っ飛んでいるでしょう。汚染水の問題ではありませんよ、これ。汚染水の問題言いましょうか。私は、これ4年ぐらい前かな……

〔「議長、8番」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） はい。

○8番（門馬 巧君） 今一般質問だよ。我々は、阿部君の講演を聞いているわけではありません。

そこで、質問なら質問のように簡潔にお願いします。

○議長（北郷幹夫君） はい。1番、阿部憲一君、この一般質問の要旨にのって……

○1番（阿部憲一君） それを今しようとしていたわけです。

○議長（北郷幹夫君） 1番、2番をね。今それは前座でやっているかどうか分かりませんが、前座というか、だから1番、2番を的確に質問してください。

○1番（阿部憲一君） いいですか。私が今質問しているのは、いかに危険かということを認識して、それでは今やらなくてはならないのはどういう選択かと言っているわけ。問題が矮小化しているから、それをもうちょっと拡散して我々の現実をまず踏まえなくてはならぬということでこういう話をしているわけです。聞きたくない人は聞かなくていいですよ。最初から分からないのでしょうか。

4年前、ALPS小委員会やりました。その前に、トリチウム水タスクフォースか、町長は先ほどからずっと言っていますけれども、あれで決まったから問題がないかのように、だけれどもあの委員長の山本一良さんか、結論ありきで決めないと言ったわけです。これ国がいつまでもそうですけれども、あそこで議論されたのは割かしまとまっていたかもしれない。私も先頭に立って富岡でやっている。私1番で質問に立ちましたからね。結論はそのとおり、これ大変だって問題になったわけです。タンクだって……

〔「議長」の声あり〕

○1番（阿部憲一君） ちょっと静まれ。

○議長（北郷幹夫君） 阿部憲一君、この要旨にのって……

○1番（阿部憲一君） いや、質問しているのですよ。ちょっと聞いてください、分からない人は。

○議長（北郷幹夫君） のって質問してください。

○1番（阿部憲一君） していますよ。

○議長（北郷幹夫君） 1番、2番を……

○1番（阿部憲一君） ちゃんと質問しているのではない、質問の趣旨を。分からない人が多くいるというわけですよ。

〔「議長」の声あり〕

○1番（阿部憲一君） ALPS処理水が何だか分からないでしょう。

〔「我々は、阿部君の講演会を聞いているわけじゃありません」の
声あり〕

○1番（阿部憲一君） では、聞かなければいいではないですか、それだったら。私はきちんと質問しているのですから聞いてくださいよ。理解できないのだったら黙っていてくださいよ。

〔何事か声あり〕

○議長（北郷幹夫君） ちょっと静かにしてください。

1番、阿部憲一君に申し上げます。前座はいいから、この質問要旨に沿って……

○1番（阿部憲一君） いや、ですから私今質問したでしょう。今ALPS処理水の話をしているのに茶々入れるから分からなくなってしまうのですよ。

○議長（北郷幹夫君） いいですか。

○1番（阿部憲一君） 今町長に質問したでしょう。だから……

○議長（北郷幹夫君） 1番、2番を……

○1番（阿部憲一君） していますって、だから。理解できないからそういう質問になるのですよ。
いいですか。タスクフォースの話、それがあったからということで、その中身をかつ飛ばしているわけです。しかし、実際このとおり……

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君、これ入ってくださいよ、1番、2番に。ちょっと答弁が。
待っていますから、これ。1番、2番。（1）、（2）。

○1番（阿部憲一君） いや、だからこれ賛成するかどうかで本会議述べているわけでしょう。実際なぜ変節したのかという……

○議長（北郷幹夫君） そうそう。

〔何事か声あり〕

○議長（北郷幹夫君） はい。1番、阿部憲一君、再度言います。この要旨に沿って質問をお願いしたいと。よろしくお願いします。

では、お願いします、そこの。

○1番（阿部憲一君） では、これずっと読みますけれども、どういう問いで。

○議長（北郷幹夫君） （1）番から。

○1番（阿部憲一君） では、（1）から読みましょうか。

○議長（北郷幹夫君） はい。

○1番（阿部憲一君） 町長は、県内の多数の議会が汚染水の放出に反対の決議した頃は放出反対の考えだったと記憶しているが、今では賛成すると議会本会議で述べていると。以上、るる述べた、だからるる述べなくてはならないわけです、ずっとね。現実があるのになぜ変節したのかを具体的に述べられたいということです。これ環境省が来たではないですか。

○議長（北郷幹夫君） （2）まで言って。それから答弁をもらう。

○1番（阿部憲一君） はい、お願いします。（2）番でいいですか。

○議長（北郷幹夫君） うん、（2）まで。

○1番（阿部憲一君） では、（2）です。

セラフィールド原子炉、原発事故、これ1957年ですけれども、福島第一原発事故よりも主要核種の放出が二、三桁小さいのです。だけれども、海沿いから内陸10キロほどにかけて周辺地域の子供の白血病がやがて9倍から10倍に増えたと。これはもう有名な話です。町長行かれましたよね、セラフィールド。そして、その原因の一つにトリチウムの拡散が挙げられているわけです。この原発

事故の場合は今回とちょっと違うのですが、火災ですから、この実態が分からないから本当は町長にその辺のことを聞いてほしかったということなのですけれども、トリチウムがその原因に挙げられている、白血病の理由として。今問題なのは、トリチウムというのは、よく学者が言います。ベータ線を放つだけ。弱いベータ線を放つだけとほうそです。これは、体内に入ると有機結合トリチウムになるわけです。その約3%が、全身のDNAの塩基ありますね。グアニン、アデニン、シトシン、チミン。この間をつないでいるのが水素です。これと入れ替わるのです。もしくは、アデニン、シトシン、グアニン、チミン、この中のそれぞれの分子の中の水素とも替わるのです。これ水素関わってしまうのですよ、我々の設計が。遺伝情報を書き換えてしまう。さらに、そこでベータ線を放つわけです。弱いけれども、周辺のDNAをぼろぼろにしてしまうわけです。こういう危険がある。だから、当時セシウムよりもこっちのほうが危険だと言っている学者がいたではないですか。あっという間に画面から消えましたけれども。これこそトリチウムのリスクの本質なのだ。これがいわゆる白血病につながると言われているわけです。今回の原発事故では、セシウムよりもトリチウムが危険と云々というね。以上は以前にも質問していますけれども、町長はきちんと以上の認識があるのかを伺いたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の2番目、トリチウム水のリスクについての1点目、町長は汚染水の放出反対だったと記憶しているが、賛成に変節した理由を述べよにつきましては、初めにご質問の汚染水はALPS処理水であることを明確にしておきます。ALPS処理水の海洋放出については、平成25年12月からトリチウムタスクフォースにおいて、科学的合理性及び経済性からも海洋放出が最善の方法であると受け止めていましたが、協議の中で漁業者、農業者など福島県内の生産者等への丁寧な説明が不十分であるとの現況を踏まえ、IAEAなどの国際機関による科学的根拠に基づく理解醸成を図ること、丁寧な説明、発信が重要であると要望してきました。反対の意志は示しておりません。平成26年2月から9年間、27回に及ぶ廃炉・汚染水・処理水福島評議会及び7回目となる廃炉国際フォーラムに参加する中で、専門家の意見や検証結果を受け止め、質疑応答、協議を重ねてきました。令和5年8月21日、西村経済産業大臣は、全漁連との会合後、「安全性への理解は深まった。漁業者から「子々孫々まで安心して漁業が継続できるよう漁業者に寄り添い、国の責任において必要な体制を求める。廃炉となりわいの継続は漁業者の思いであり、政府の姿勢と安全性を含めた対応について我々の理解は進んでいる」との声を聞き、関係者の一定の理解を得た」と述べられました。岸田首相は、「ALPS処理水の海洋放出に係る日本やIAEAの科学的根拠に基づいた取組に対し、幅広い地域の国々から理解、支持の表明がなされ、国際社会への正確な理解

が確実に広がっている。今後数十年の長期にわたるとも、ALPS処理水の処分が完了するまで政府として責任を持って取り組む」との見解を示されました。これらの国政の動きを注視しながら、国の責任においてALPS処理水の安全対策及び風評対策を万全に実施し、放出後の風評を起こさない風評対策を念頭に、福島復興を前進させるため、賛成の意思を示したものであります。

ご質問の2点目、セラフィールド原子炉火災事故で白血病が増加した原因の一つにトリチウムの拡散がある。トリチウムが体内に入ると有機結合型トリチウムとなり、DNAの塩基内の水素と入れ替わって遺伝子情報の書換えが起こる。そこにベータ線を放ってDNAをぼろぼろにする。今回の原子力事故では、セシウムよりトリチウムが危険と指摘した学者がいる。以上の認識があるかにつきましては、セラフィールド原子炉火災におけるブラックレポートによると、1955年から1983年の約30年間に10歳未満の白血病の症例が5例あり、平均期待値の9から10倍であったとする報告は、対象人数が少ないことから統計的に放射能との因果関係を説明できていません。また、セラフィールド原子炉火災事故における放射能の主要核種の放出は、福島第一原子力発電所の事故に比べて2桁から3桁ほど小さいことが分かっており、ご指摘のトリチウムについては量的議論の根拠となるデータはありません。

DNAの塩基内水素と入れ替わって遺伝子情報の書換えが起こる件については、トリチウムも水素であるので、生体内の水素と入れ替わっても遺伝子情報の本質である塩基配列には変化はありません。ベータ線を放ってDNAをぼろぼろにする件については、DNAに取り込まれたトリチウムの部位を特定する方法がないため、遺伝物質内のトリチウムがDNAに及ぼす影響を支持する報告はありません。仮にダメージがあっても、生体には修復機能が備わっており、遺伝情報に影響することはないものと考えます。

今回の原子力事故では、セシウムよりトリチウムが危険とする件については、トリチウムを含む水は生物学的半減期が10日で、体内に取り込んだ場合でも速やかに体外に排出され、特定の臓器に蓄積しません。トリチウムが放出するベータ線のエネルギーは紙で遮蔽でき、液中では5ナノメートルしか進行できません。放射性物質の生物影響は濃度と暴露時間に依存するため、今回放出される低濃度のトリチウムによる健康リスクは極めて低いと考えられています。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 本当に驚きです。一体誰のレクチャーですか、それ。水素と重水素、それからトリチウム、これ入れ替わると全く原子構造変わらない。何で変わらないのですか、これ。何で変わらないのです。変わるでしょう、当たり前。電子動くでしょう、普通に。大変ですよ、これ。こういうこと言っているからね、もう。このレベルで今の話ずっと聞いているから、もうちょっと。一体誰のレクチャーから何を信じているのだから分かりません。とにかくあなたは安全、安心だと言いたいがためにこういうでたらめ言っているわけでしょう。これずっと言うのでしょうかね。

とんでもない話です。今のをちょっと私頭に後で記録して、皆さんに意見聞いてみます。こちら学者は大勢いるからね。被曝問題ずっとやってきた学者がいます。セラフィールドのあれにも言ったように、確率論の問題なのですが、有効値かどうかの話です。これは有効値になっているというか、結論出ているでしょう。何年も前の話なのです。これも半世紀ぐらい前出ていますよ、これ。これと同じ理屈で、これも九州かな、あそこでも白血病が出ただけけれども、その人数が少ないということだけで原子力ムラは関係ないと言っているわけです。

では、そこの村か町だったか忘れたけれども、玄海町かな、玄海村かな、そこでのリスクです。これを、ではそこの広域で広げた場合はどうなのかということで仕切り直してやりました。そうしたら、もうそのとおりのそっちこっちで出ているわけです。白血病が一番多い。北海道だってそうです。泊村だって、あそこは泊原発があります。あそこががんの発症率が一番高い。それから隣村がナンバーツーです、北海道でね。こういう問題があるわけです。厳然としてあるのだけれども、とにかく何とかしてごまかそうとして国がこういうことを言っている。それに乗ってどうするのですか。我々は住民を守る立場ですよ、町長。国側に立ってどうするのですか、一体。そこがないから、あなたはおかしいと言っているわけです。健康、生命を守るのが町長の立場ではないのですか。何で国側のこの言説をずっと言っているのですか。ここが分からないわけ。あなたはずっとやるのでしょうか。しょうがない。こういう人だと思って。町長を替えるしかないのです、こういうことをずっとやっている限りは。この原発、私は町長は本当に国側の現場監督だとは思えない、こういうことをずっとやっていけば。安全、安心なんて言っているわけでしょう、下郷町と広野町だけ。全くとんでもない話です。我々は、広野町何やっているのだって言われます。おまえら議員やっているのに。どうするのですか、これ。しかし、逆に何でああいうふうな発言するのだと町民に言われる。いや、そのとおりのああいう人だから。みんな思っていますよ、国側の人間だと。でなかったらこんなことやらないでしょう。不思議ですよ、こんなこと。

そして、一番の問題というのは、何度も最初から言っています。矮小化の問題なのです。今の町長の話でも一変して矮小化でしょう。矮小化の問題でいうと、国側、町長言っていましたね。そのとおり、こっち側の、要するに関係者の理解を、要するに一人たりともこれに反対する者がいたら汚染水流さないという話。だけれども、その関係者って一体誰ですかという話です。そのとおり大熊町と双葉町の町長、もしくは漁業の漁連の会長、これさえ押さえればこれは関係者であって、理解を得られたと、こういう論法でしょう、国のほうは。だって、我々だってそしたら関係者ではないですか。ここずっと住んでいるのですよ。我々の意見はどこに行くのですか。こういうターゲットをずっと絞ってこれの関係者、こういう論法をやって、それをそのまんま代弁して町長はそういうことを言っているわけです。汚染水放出賛成だと。何考えているのですか、町長。何遍も言いますけど、あなたは町民を守る立場なのです。そこを忘れないでください。忘れないでください。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） これで1番、阿部憲一君の一般質問を終わります。

◇ 小 磯 利 雄 君

○議長（北郷幹夫君） 一般質問を続けます。

次に、7番、小磯利雄君、一般質問席に移動してください。

7番、小磯利雄君。

〔7番 小磯利雄君登壇〕

○7番（小磯利雄君） 質問は、町長に2問、教育長に1問であります。

質問1、平成26年以来8年経過、「道の駅」について。平成26年12月18日、道の駅基本構想調査検討業務委託から8年、134回にわたる各経過を踏まえながらも頓挫、町民に多大なる負担を与えてしまいました。このたび決算議会で全ての精算がされるのかと思います。そこで、以下お尋ねをいたします。

①、当初、事業費10億円以上投資、国土交通省ほか80%以上の財政支援の下、完成させるとの説明でありました。しかしながら、未熟な計画から中止、未完成から財政支援はなく、全て町民の負担になりました。そこで、総投資額は幾らになりますか。1,921人と言われる給与納税者割と4,664名の全町民1人当たりの負担額は幾らになりますか、お知らせください。

②、議会、納税者、町民にどのような説明をされ、責任の取り方についてお知らせください。

③、地方創生の目的、取組についてお知らせをください。

以上。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 7番、小磯利雄議員のご質問につきまして、ご質問の1番目、平成26年以来8年経過、「道の駅」について1点目、これまでの投資額は幾らになりますか。1,921人と言われる給与納税者割と4,664人と全町民1人当たりの負担は幾らになりますか、お知らせくださいにつきましては、道の駅整備に係る平成26年度から令和4年度までの総事業費は8億2,692万2,100円です。東日本大震災以降において、震災特別交付税等により財政調整基金積立金が増加しています。事業費については、当該基金からの繰入金及び一般財源をもって充当しており、給与所得者並びに町民1人当たりの負担額は生じておりません。

ご質問の2点目、議会、納税者、町民にどのような説明をされ、責任の取り方についてお知らせください。道の駅につきましては、土砂採取工事において硬質な岩盤が出現し、整備計画の見直しが必要となり、令和2年8月3日に広野町全員協議会、8月7日に道の駅整備検討委員会、8月18日

に広野町議会産業厚生常任委員会、8月29日に地権者説明会、8月30日に住民説明会を実施いたしました。説明会において出された様々な意見を反映し、令和2年9月18日に再度全員協議会を開催し、整備計画の見直し案を示しました。以降、道の駅は休止状態となっております。その後、令和3年9月16日に道の駅に関する調査特別委員会が設置され、令和3年9月28日から令和4年12月2日にかけ9回の調査特別委員会が行われ、令和4年12月16日の広野町議会第4回定例会において調査報告があり、住民への説明、跡地利用について速やかに方向性を見いだすことが求められました。このことを受け、令和5年1月31日の全員協議会において、これまでの整備敷地及び資源等を利活用し、原子力災害からの新たな時代の安心・安全な防災に強い共生のまちづくりを目指すこととし、令和5年度において課長等会議の中で協議し、整備の展望を図っていくこととしました。現在、整備計画案を検討、協議し、まとめているさなかにあります。整備計画案がまとまり次第、議員の皆様には説明し、その後住民説明会を開催し、説明してまいります。道の駅整備において硬質岩盤が出現し事業休止となったことについては、道の駅に関する調査特別委員会において繰り返し説明してきたとおり想定外のもので、特異な現象であり、かつ必要な調査におけるデータに基づく判断にも瑕疵はなかったものと捉えております。以上のことから、今般の土砂採掘時において硬質岩盤が出現し事業が中断したことは、町長、担当者並びに事業者において責任を負うものではありません。

ご質問の3点目、地方創生の目的、取組についてお知らせくださいますと、町は地域の魅力を引き出し活性化させることで持続可能な社会を創出する地方創生を捉え、東北地方太平洋沖地震及び地震を起因とした津波、東京電力福島第一原子力発電所の事故による未曾有の複合災害を受けたことにより、復興、再生に向けて防災拠点道の駅ひろのの整備を目指し、災害に強い町づくりを目的として、防災の拠点、産業振興の拠点、地域交流並びに地域コミュニティ再生の拠点を形成することとしました。整備計画の策定においては、道の駅整備検討委員会を設置し、下部組織として経営・管理運営研究部会、防災機能研究部会、農産物販売・地域特産開発部会、地域コミュニティ機能研究部会を設置し、各自の部会において課題解決や整備方針を検討し、整備検討委員会と専門部会を合わせて28回の会議を経て、整備検討報告書を策定してきました。整備計画策定後、土砂採取工事において巨大な硬質岩盤が出現したことにより、整備計画の大幅な見直しが必要となりました。これまでに取得した整備敷地及び資源等を利活用し、原子力災害からの新たな時代の安心・安全な防災に強い共生のまちづくりを目指すことを堅持し、新たな町の課題解決策も含め、課長等会議において検討、協議し、新たな整備計画を策定しております。具体的な取組については、整備計画案がまとまり次第、議員の皆様には説明し、その後、住民説明会を開催し、説明してまいります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） まず1番目、8億2,690万円の事業費の下で今回終了したと、そのように私

は理解をいたしました。今町長は変な答弁をされました。国から多大なる補助金を、援助金をいただいているから、個人には、あるいは一町民、納税者には負担は発生させていませんと。それはおかしい。実際できていないのです。途中で頓挫してしまったのです。それで、8億2,600万円ものお金が使われてしまったのです。本来であれば、そのお金は地域住民の皆さんに、納税者の皆さんにしっかりと還元すべきお金だったのでしょうか。何がそれが国からの補助金いただいているからそんなの発生しないなんて言っているのですか。教えましょう。広野町には1,921人の納税者がいらっしゃるらしいです。給与所得者。その方たちは、今回の件でどれだけ負担しているかという、43万円ですよ、43万円。町民1人当たり17万7,200円の皆さんがこの8億2,690万円の犠牲になっているわけではないですか。そして、さらにこれまで何年もぶん投げていますか。懲りない人だな。今案をまとめている。何をやっているのですか。もう4年でしょう。案をまとめているというその内容をちょっと教えてください。あまりにも無責任だ。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 案をまとめている内容については、ただいま答弁で申し上げたとおり、案がまとまりましたら全員協議会において説明を申し上げます。これまでの繰り返し、6月定例でもご質問、同僚議員の方からいただいております。そこで答弁をしておりますが、これまでの手続において調査特別委員会の報告を受けることを受け止めて、そしてその取組を改めて展望するに当たっては、一つ一つ今中断してからの再開に向けて速やかなる展望に当たっているということを今取り組んでいるという現況にあります。繰り返しとなりますが、令和4年度を踏まえて、令和5年度を迎えて、この展望について改めての説明を申し上げていきたいと、そのことで今鋭意検討しているところでございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 鋭意検討も4年も5年もかければさぞ具体的な、いい内容があるのでしょうか。ただ、その前に、調査特別委員会において案を出しなさいというような決議はしていませんよ。やめなさいとは言いました。それで、そのやめた原因というものを徹底的に調査しました。その後の利活用についての案を出しなさいなんて、そんな取りまとめは我々はしていませんよ。何を言っているのですか。町長、もう一回。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 特別委員会の報告を受けて、次の展望に向けて、展望に当たるその方向性を速やかにお示しをすることということで受け止めております。ついては、令和5年の今9月を迎えたところでありますが、速やかに展望においてご説明できるように取組をしているところであります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 町長、繰り返します。8億2,690万円、大変な、膨大な、復興に本当に必要

なこのお金が無駄に使われてしまった。それで、納税者、一生懸命今リストラにおびえながら町に税金を納めているこの1,921名の納税者に対して何にも感じないのですか。町民に対して17万7,000円もの負担を発生させていながら、何の責任も感じないのですか。説明責任をしっかりと町民に、納税者にすべきなのではないですか。あなたは経営者として失格だ。説明してください。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） まず、2点について申し上げたいと思います。

ただいまその答弁については、一般財源という行政のこの会計処理において対応に当たっているということであります。道の駅はじめ、各この事業については様々な復興事業が展望しております。一般財源は、町税、大規模償却資産税等々があります。復興に関わる税があります。そういった税をトータル的に捉えて、そして収支決算という手続を適切に捉えているところであります。この1,921名の方々のその責任への思いは、これまでも繰り返し申し上げてまいりましたが、じくじたる思いを持って、その思いを広野町民の命を守る、この防災に強い町づくりに全力を期するという事をこの取組から今念じつつ、時間を刻んできたところであります。12年と、この経過をする時間の中で、当初からの置かれているこの社会現象は大きく変わりました。今この避難を余儀なくされてから戻る町をつくる、戻れる町をつくる、そしてこの防災に寄与した町をつくるということを職員は懸命に取り組んできてくれました。様々な方々、いわゆる土地地権者の方々にも理解、協力をいただきました。その方々の思いを受け止めて、それを形化にする。そのことを新たな時代への展望に当たっていく。そのことをもってして責務を果たしていくと。その決意の下に、スタートラインから中断に至り、新たな展望に至り、その思いを期しているところであります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 地権者の皆さんはじめ、たくさんのご協力をいただいたと言われました。地権者の皆さんからよくたくさんの方が上がってきます。道の駅ができないのだったら私が売った土地を返してくれと。2人、3人、4人といいますよ。そういう皆さんに対する本当に誠意のあるそういう説明というのは、町長、あなたすべきではないの。みんな苦渋の決断をもって印鑑押しているのですよ。できませんでした。ちょっと説明してください。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

○町長（遠藤 智君） 復興を支える、復興を展望するには、繰り返し、地域住民の理解と協力がなければなし得ない。様々なお声があるのは百も千にも承知しながら、毎日生活に刻んでいる。駅の東側の16ヘクタールに及ぶ第1種農地を提供していただいた方々がおられる。今道半ばにある。第2期復興創生期間を迎えた12年とこの半年間、第2期から15年を経て、16年から20年までは国の予算措置はなされていない。この状況下において、原子力事故からの、未曾有の災害からの復興、再生を、この住民の説明しっかりと捉えて、そしてその責務を果たすということであります。展望において説明をこれから申し上げるというところにあります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 私は、道の駅の地権者であった方に対してどうされるのかということを知っているのです。そんな駅東側関係ないよ。苦渋の決断をもって印鑑を押したあの皆さんたちに対して裏切られたと、そういうことですよ。でも、その方に対しての町からの説明はない。どうするのですか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいま申し上げていますように、町内において道の駅同様に様々な課題、懸念等がある。道半ばにある。そのことにおいて、今12年と半年、これからの一月一月を春夏秋冬において道の駅の地権者の方々に向けて当然ながら説明を申し上げ、理解をいただけるべく全力を期するということであります。これまでの経緯を踏まえて関係各位の方としっかりとこの説明を申し上げ、取り組んでまいるということであります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 地方創生、目的、取組についてお知らせくださいということで、こんな失敗した道の駅を参考に話されました。時間ないから私言ってしまう。地方創生の目的というのは、都市集中の人口の流出を防ぐということと活力あふれた地域経済をつくる、そして魅力的な町づくりをするというのがこの地方創生の第一歩です。こんな失敗した道の駅なんか何の参考になるのですか。それ以上にひどいのは、二ツ沼のバナナはじめ、あの事業。あれだったら本当に地方創生の一番の取り組みやすい事業だったのかなと、私はそう思います。ただ、残念ながら赤字経営ですけれどもね。本町において地方創生というのは、町長自身の考えているその考え方がみんなに統一されていない。いろんな角度から議論し合ってきたけど、特に企画の人間がリードするのが当たり前のんでしょう。何やっても失敗する。課長の皆さんたちは優秀ですよ。私はそう思う。地方創生について、道の駅はいいですから、全体的なこの地方創生に関する考え方というものをちょっと教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 地方創生、いわゆるただいま議員がおただしのように、東京一極集中を地方へと分散させる。その取組については様々な取り組み方がある。Iターン、Jターン、Uターン、様々な世代間が今オンラインの、またコロナを経たからの社会生活の変革にある。そうした中に、答弁を申し上げたように、この地域の魅力を引き出して活性化をさせる、持続可能な社会をつくる活動、これを地方創生と受け止めるものであります。様々なフェーズから地方創生がうたわれておりますけれども、平成26年、折しも道の駅を立ち上げようとした際に地方創生担当大臣が就任なされ、取り組まれてこられました。当時の状況から大きくこの10年が変革をしました。そういったこの時間軸の変革の中においても、この地域を活性化させる、そして地域が魅力をもってして新しい方々との交流人口、関係人口、様々な滞在人口からの移住、定住というものを念頭としながら、喜

びのあるこの地方における魅力ある町を創出していく、そういった展望に考えを持つものであります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 具体例でお話ししましょう。地方創生事業で成功したところ、失敗したところ、皆さん分かっていると思うけれども、成功したところは徳島県の神山町。すばらしい成功例です。6,000人足らずの、ITベンチャーを進めた高速ブロードバンド環境づくり、一番最初に取り組んだところです。その結果、いろんな会社が、30、40の企業が進出しているのでしょう。岐阜県の可児町、ご存じですか。可児町においては、同じくワークショップを通じたビジネスが本当に軌道に乗っているし、3番目には福井県の鯖江市、あれは眼鏡の生産地世界一です。眼鏡枠の生産地が。そういうところがあれば、一方において失敗したところ、青森市。一極集中のあまりに、あのアウガをはじめとした、全て赤字。最後には市庁舎が入るようになってしまっている。北アルプス市、観光農園、3か月で頓挫。資金不足。会津若松市、地域限定の電子マネー、これも頓挫。住民に理解をされていなかった。そういうことがあるのです。では、本町におけるあれはどのようなのですか。決して黒字経営ではない。赤字経営。経営者のセンスといい、そしてその周りにいるしっかりとした経営改革というものをまだまだ進めなくてはいけないのにそれがやっていない。残念ですね。私も責任は感じています。何とかしなくてはいけない。本町においてやっぱりこういうことは、地方創生の前例があるわけですから、そういうところをしっかりと本町でも勉強するべきではないのですか。いかがですか、町長。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 地方創生の様々な事例を今ご指南いただきました。成功事例を学ぶということとはとても大事なことと思います。広野町の特性をしっかりと受け止めて、広野町がなし得ること、なし得なければならないこと、独自性を持って広野町が可能性として展望でき得ることを優秀な職員と、ただいま公社の話に触れられましたが、振興公社、まちづくり会社としっかりと連携を密にして、力を一つにして、一丸となって今議員おただしの広野町が魅力ある、展望でき得る町に発展をさせていきたいと、そのように祈念するものであります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） では、質問変えます。

東京電力福島第一原子力発電所海洋放出に係る町長の姿勢について。姿勢ですよ。原発事故から13年目、8月24日、処理水が放出されました。漁業関係者を中心に、県内各自治体が反対、態度保留を定める中、遠藤町長は賛成を示され、ほか1自治体のみであったと確認しております。私たちは寝耳に水の状態であり、なぜ賛成されたのか、以下伺います。

①、海洋放出水は安全な処理水または汚染水、どちらですか。

②、1,046基のタンクに134万トンと言われているALPS処理水が保管されていますが、全て安

全、放出可能な処理水なのかお尋ねをいたします。

3 番目、処理水がゼロになる時期はいつですか、お聞きいたします。

4 番目、I A E A の報告書には安全との言葉はありません。日本の方針を支持するものではないと説明をされています。この見解をどのように理解されていますか、お尋ねをいたします。

5 番目、7 月 26 日、要望活動として復興庁、経済産業省、自民党本部に伺い、いまだ漁業関係者と理解が得られていませんと要望しながら海洋放出賛成とは理解できない。説明を求めます。

以上。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

〔「議長」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） すみません、事前に議長のほうに申し上げたのですがけれども、家族がちょっと病院に入院しておりまして、どうしてもいろいろ対応しなくてはならないものですから、早退をちょっとやりたいと。

○議長（北郷幹夫君） はい、分かりました。

○1 番（阿部憲一君） すみません、よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） ちょっと時間は進んでいますから、事情を鑑み退席を許可します。どうぞ。

〔1 番 阿部憲一君退席〕

○議長（北郷幹夫君） 町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の 2 番目、東京電力福島第一原子力発電所海洋放出に係る町長の姿勢についての 1 点目、海洋放出水は安全な処理水、汚染水どちらですかにつきましては、福島第一原子力発電所から海洋放出する水は、多核種除去設備 A L P S により処理された処理水になります。

ご質問の 2 点目、1,046 基のタンクに 134 万トンと言われる A L P S 処理水が保管されていますが、全て安全、放出可能な処理水なのかにつきましては、A L P S 処理水の海洋放出を行う際にはトリチウム以外の放射性物質が安全に関する国の規制基準を満たすまで多核種除去設備等、A L P S、サリー、キュリオンで浄化処理し、処理した水については測定、確認用設備にてトリチウムや多核種を含めて分析を行い、トリチウム以外の放射性物質の規制基準を満たしていることを第三者機関の関与、J A E A 等も含めた形で確認することになっています。現在、A L P S 処理された処理水は約 3 割、処理途上水は約 7 割が保管されておりますが、処理途上水についてはトリチウム以外の放射性物質の濃度が国の基準を満たすまで再浄化処理、2 次処理を行い、放出の際には取水した海水と混合し、トリチウム以外の核種についても国の規制基準を満足した上で、さらに 100 倍以上に希釈して放出することとしています。全て安全、放出可能な処理水として取り扱われている現況に

あると受け止めています。

ご質問の3点目、処理水がゼロになる時期はいつですかにつきましては、ALPS処理水の年間放出量が22兆ベクレルを下回るよう実施することになっており、政府の定める方針を踏まえ、原子力発電所の廃止措置に係る期間、2041年から2051年までに処分する計画です。

ご質問の4点目、IAEA報告書には安全との言葉がなく、日本の方針を支持するものではないと説明されました。この見解をどのように理解されていますかにつきましては、IAEA包括報告書では、東京電力が実施するALPS処理水の海洋放出に対する取組や原子力規制委員会及び日本国政府による関連の活動が関係する国際安全基準に合致していること、ALPS処理水の海洋放出が人及び環境に与える放射線の影響は無視できるほどの放射線量となっていると結論づけました。

IAEAは、ALPS処理水の放出前から放置する期間中について安全性の確保の確保にコミットし、福島第一原子力発電所からリアルタイムもしくはリアルタイムに近いモニタリングデータの公表を行い、持続的に国際安全基準の適用を提供することで、国際社会に対しさらなる透明性と安心を提供する安全性を認める報告書を公表しています。国の責任の下、処理水放出設備において原子力規制委員会の使用前検査に合格しており、安全性の担保については確保されていると受け止めています。

ご質問の5点目、要望活動で復興庁、経産省、自民党本部に伺い、いまだ漁業関係者の理解が十分に得られていませんと要望しながら海洋放出賛成とは理解できないにつきましては、要望活動ではALPS処理水の処分に関する安全対策と処分に伴う風評被害対策について求めており、ALPS処理水の海洋放出に反対の意思は示しておりません。一方で、令和5年7月時点では、政府において海洋放出による風評被害対策の理解醸成が十分とは言えず、漁業関係者等の理解は十分に得られていないと受け取っていました。令和5年8月21日、西村経済産業大臣は、全漁連との会合後、「安全性への理解は深まった。漁業者から「子々孫々まで安心して漁業が継続できるよう漁業者に寄り添い、国の責任において必要な対策を求める。廃炉となりわいの継続は漁業者の思いであり、政府の姿勢と安全性を含めた対応について我々の理解は進んできている」との声をいただき、関係者の一定の理解を得た」と述べられました。岸田首相は、「ALPS処理水の海洋放出に係る日本やIAEAの科学的根拠に基づいた取組に対し、幅広い地域の国々から理解、支持の表明がされ、国際社会の正確な理解が確実に広がっている。今後数十年の長期にわたろうとも、ALPS処理水の処分が完了するまで政府として責任を持って取り組む」との見解を示されました。これらの国政の動きを注視しながら、国の責任においてALPS処理水の安全対策及び風評対策を万全に実施し、放出後の風評を起こさせない風評対策を念頭に、福島の復興を前進させるため賛成の意思を示したものであります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） どこまで理解されているのか。この件について同僚議員が多々質問されました。1名だけが賛成とはっきり言われていました。情けない。その者にもお聞きしたい。

ところで、町長、まず海洋放出水は、この処理水は安全だと言われているのでしょうか。あの放出口から出る段階でのレベルというのは何レベルなのですか。その数値を教えてください。というのは、1キロ先の沖合に放出して、これを薄めたやつのデータしか今我々には入ってきていない。もともと放出口から出る段階での放射線量というのは幾らあるの。それが大事だ。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 公式見解をもって今対応していることについては、1キロ先のこの放出設備から出るのは1リッター当たり10ベクレル、トリチウム。この40分の1の国の基準、国内基準でもって対応しているということを受け止めております。ただいま議員おただしの歩いて、歩測の中で動いていくというそのデータは今持ち合わせてはおりません。後ほどご回答したいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 本来の報告というか、そういうものは、やはりその原因となるところからの数字を前提としてやるのが説明ですわな。こんな薄めたやつの報告なんか聞いたって、当たり前ですよ。幾らでも薄めれば安全なレベルに下がるわけですから。その流れというのはやっぱり間違っている。今報告すると言っていましたね。報告してください。

1,046基のタンクに134万トンのALPS処理水が保管されているということです。それで、その処理水に関しましては、30年をかけて処理し放水するというようなことです。1,046基、134万トンというのは、これまでの13年余りに及ぶ蓄積された、積み上げられた数字ですよ。そうなのですよ。どうなのですか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 1,046基のタンクのその流入、これをここの場で私がそれは12年の経過の下であるということは報告はできません。答弁はできません。なぜなら、熱交建屋、そして雨水、そして地下水、そして凍土壁、これまで経緯の中で手続をしてきた経緯があります。その手続において、タンクが1,046でありますけれども、それ以前には小さなタンクでやっていたという経緯もありました。水の処理について今ここで私が、いわゆる実施者である東京電力の手続、やっていることを私はそこで説明することはできません。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 町長、汚染水、処理水の対策前は1日540トンの処理水の対象、汚染水が対象になっていたのです。発生していたの。東電のこの資料に書いてあるのです、ちゃんと。それで、現在においては1日100トン以下をすることを目的にすると。100トンということは、365日だと3万6,500トン。10年で36万トン。今問題になっているのは134万トン。134万トン仮にゼロにしても、

毎日毎日これらの汚染水が発生するのです、後から後から。これだってどうなるか分からない。天候によっては増えるし、凍土壁が溶ければ増えるし。そういうことを町長は安全だと。それでも安全だと言うのですか。ちょっと教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 今タンクのこの処理水、処理途上水、この処理、これからもいわゆる雨水から地下水から水が出ることについては、再度繰り返し事業者である取組においてそれを軽減させるということを意見提言をしながら専門家とやっています。私は、答弁で申し上げたように、汚染水・処理水福島評議会、ここで国と市町村と関係機関の方々と共に協議をしてきた。そこには東京電力があり、JAEAがあり、様々な方々がおられる。そこで自治体として申し述べてきたことは、いわゆる安全の担保と住民の理解をしっかりと捉えていただきたい、それを繰り返しやってきました。その後の答弁は今申し上げたとおりであります。ということにおいて、これからはプラントの中におけるその水の放出等々においては、繰り返し協議をしながら展望なされるものと受け止めております。ついては、今おただしの質問についてはしっかりと、130万トンにわたる物理的なことができるのかということは確認をしていきたいと思えます。ただし、今公式見解として言われているのは、IAEAの報告がコミットしていると、いわゆる安全性を責任を持って約束するということを表明している。その公式見解を各市町村は受け止めて、捉え方として様々な表現がありますけれども、このALPS処理水の放出を前進するべく受け止めてこられたものと受け止めているものであります。ついては、しっかりと事業者に向けてこれからは同じく要望活動をしながら、住民の安心を得るための取組を政府に向かっても併せて繰り返し唱えていくというその取組になります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） これまでの町長の答弁、この件について2回、調査の上報告しますということですね。はっきりと自信持って言えない。それは間違っていますな。

町長、現実の数字を教えてください。2022年度1年間の排出水量、排出というか、要するに発生水量ね。目標としては100万以下にする、90万以下にするとされていますけれども、現実には幾らなの。私はそれが分からない。企業のペーパーには当然その辺の数値というのは出さないですよ。出さない。でも、行政であるならば、賛成した町長であるならばその辺の数字は出ているのでしょうか。教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 数量等々について、賛成も反対も、どの自治体も情報というのは均一に発布されています。いわゆる公式見解をもってして各市町村は対応に当たっているということでもあります。様々な意見等々には置かれている、様々な環境がある、それを重く受け止めていく、そのことにおいてしっかりとリスペクトをして当たっていくということでもあります。ただいまの質問はその数量、数量について今手元に資料がありませんので、重ねて後ほど報告したいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 報告が3点目になりました。よろしくお願いします。

改めてお聞きします。処理水がゼロになる時期というのはいつになるのですか、確認します。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） この処理水の完了というのは、いわゆるロードマップの完了を指していると説明を受けています。そのことをもってして、先ほど答弁のように、2044年から2051年という廃止措置にかかる期間を指していると受け止めるものであります。このことは、今2023年からカウントしますと18年から28年の時間を要するということであります。報道等々では30年とうたわれております。そういったプラントでの取組について、それは自治体として、周辺の市町村としてしっかりとこの安全確保については国とこれまで同様協議をしながらしっかりと対応に当たっていくということであります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 東京電力のこの資料から申し上げます。

今の事業というのは3つの流れで進んでいるのです。使用済み燃料プールからの燃料取り出し。

1、2、3、4号機。次に、燃料デブリの取り出し。そして、原子炉施設の解体等。ということは、この終わった後も、施設の全ての解体処理が終わってどこに持っていくのでしょうか。持って行ってもらいたい。国はノーといまだに言っていますけれども、これが2045年までになんていう、そんな悠長な短期間でできるとは私は思えない。その間ずっとこの問題は引きずるのですよ。原子炉の解体までのロードマップ、町長はどのように説明受けているのですか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ロードマップが様々にこの時間軸の中で示されてきています。ただいま議員おただしのように、ALPS処理水の放出に今至っている。燃料デブリの取り出しに行く。建屋の解体に行く。これは廃止措置という手続の中で捉えられているものであることと受け止めます。つきましては、今その後ほかに持っていくという発言がありましたが、そのこと自体が今その展望においてこれから重ねて協議がなされていくものと受け止めております。様々な関係機関、専門家の方々が福島第一の廃炉、1から3号機、そして4号機、5、6号機と、その展望について、このロードマップの項目において質疑、協議がなされ、廃炉という措置に向けて、そしてその後の在り方に向けて展望されるものと受け止めるものであります。重ねてしっかりとこの取組を市町村、自治体として連携を捉えながら、様々な会議において協議をし、そして展望に当たっていきたいと考えます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 町長は、先ほどタンクの汚染水の中で70%が適切なる処置はされていないと言われていました。私も調べました。2018年からの資料を見ますと、J1-Dというタンク群とい

うのがあるのです。ストロンチウムが基準の1万4,000倍の汚染水がALPS処理水を通してここに入っているのです。これを2回、3回、4回とこれから何回も何回も浄化して繰り返して、最終的には放出の方向に持っていくのでしょうか。処理水の68%が基準値を超えた、こういう状況下において、この放水が安全に、そして地域住民の理解をもってできるのかどうかというのは、私は非常に疑問。さらに、先ほど言いましたように、年間3万6,000トンの新たな汚染水が発生する。永遠に終わりませんよ、これは。この水だけとつても。私は、この件については大変危惧しているのです。にもかかわらず町長は放水に賛成、一部の議員も賛成。私には分からない。どうなのですか。そういうところはちゃんと皆さんに説得できるのですか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 賛成、反対、アンケートにおいて、先ほどの同僚議員のご質問にお答えしましたが、8月22日の政府の見解をもってして、放出することについて見解を求めたいということがありました。私が答弁で申し上げていますのは、安全性の確保、そして風評被害を起こさない、風評対策を念頭とするものであります。様々なお答えには、それは尊重され、リスペクトされます。そのことをしっかりと説明でき得るのかということについては、先ほども申し上げたように、国と、いわゆる中央となる、束ねる政府と関係機関との協議をもってして自治体は捉えていくべきものであります。先ほど申し上げましたように、おおむね賛成というその表明、様々な受け止めにおいて表明されている現況にありますが、反対されている方も同じくしっかりとこれからの展望について、被災地のこの苦悩が蓄積されないように、そして万全なこの制度設計、体制において執り行われることについて政府等々に諮問をしながら、安全確保を守っていくということを捉えていきたいと考えます。重ねてであります、イギリスのセラフィールド、アメリカのハンフォード、様々な世界的な事案があります。それを国際フォーラム、廃炉国際フォーラムで7回、先日執り行われました。必ずいわき市でも執り行われております。多くの方々が協議をして、この課題、難局を乗り越えていくと、世界の英知を結集してこの福島復興を展望していくということにおいては、事業者の方々に向けて申し上げるべきことをしっかりと申し上げ、従事されている方々の安全確保、健康をしっかりと捉えて展望されることを祈念しながら全力を期してまいりたいと、そのように考えるものであります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 町長、答弁は要りません。私は、この案件が出たときに一番最初に思ったのは、あの西の沢地区における118万立米の夏井川の汚染された土を運ぶ、地域住民は大変な憤りで、3年3か月かかって、結局は地域住民の意向が通りました。県の判断を本当に尊重したい。でも、町長の判断は、あの姿勢は私たちは今もって理解できない。地域住民無視。今回も全くもって地域住民無視。本当に残念でしょうがないです。

時間ありませんから、最後の質問。せっかく質問つくってききましたので。令和5年度全国学力・

学習状況調査について教育長にお尋ねをいたします。①、②、③ありますけれども、③番だけ。あわせて、生活習慣や学習環境等に関する調査結果はいかがでしょうか、お尋ねをいたします。これだけちょっと時間の内で。

○議長（北郷幹夫君） 教育長、答弁。

登壇を許します。

教育長。

〔教育長 根本良政君登壇〕

○教育長（根本良政君） ただいまご質問のあった３点目についてですが、質問紙調査から、学びの成果として、本町の小中学生は、自分はよいところがある、将来への夢や目標を持っているの項目において肯定的な回答が多く、「自分と違う意見について考えるのは楽しい」と考えている児童生徒が多数を占めています。小中学校において、自己肯定感や自己効力感を高める教育活動や指導の工夫が行われ、対話を通して多様な意見、また個性を認め合う学習活動が促進されている成果と捉えられます。また、地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思いますかについても「当てはまる」との回答割合が高いことから、地域探求学習を軸として学びを通して地域のよさを感じ、地域への愛着や地域に対してより誇りを感じる気持ちが育ってきていると、こう受け止めています。課題としては、家庭学習時間を平日２時間以上、休日３時間以上行っていると回答している児童生徒が県や全国平均よりも少ない点であります。疑問点の克服や知識の定着を粘り強く、時間をかけて取り組める習慣を身につけさせるよう取り組みます。また、読書は好きですかについて「当てはまる」と答えている小中学生の割合が県や全国より低く、図書館にどれくらい行きますかについて「ほとんど行かない」と回答している児童生徒の割合が50%以上いることです。ほとんど行かないと回答している児童生徒の割合が高いことから、今年度、学校司書を配置して図書室の環境を整えており、学校司書と連携して学校全体の読書活動の活性化を図ります。そして、学校へ行くのが楽しいと思いますか、友達関係に満足していますかについて肯定的に答えている割合が小中学生ともに低いことも課題です。児童生徒にとって達成感や納得感が得られる授業への改善、悩みや困難を抱えた児童生徒には、教育相談や、継続した助言や支援、これを充実させ、計画的にソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、人間関係を円滑する指導に取り組みます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） これで7番、小磯利雄君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は15時15分です。ただいまから15時30分まで休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） では、異議なしと認めます。

よって、15時30分まで休憩いたします。

(午後 3時15分)

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時30分)

◇ 門 馬 まりえ さん

○議長（北郷幹夫君） 一般質問を続けます。

次に、5番、門馬まりえさん、一般質問席に移動してください。

5番、門馬まりえさん。

〔5番 門馬まりえさん登壇〕

○5番（門馬まりえさん） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初の1点目、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について。健康は生活の基礎となるものです。健康寿命のさらなる延伸に向け、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の連携のほか、医療分野との連携も強化し、高齢者の健康づくりを進めていくことになることと思います。現在、町は国民健康保険事業として、40歳以上75歳未満の被保険者の方を対象とした特定健診、特定保健指導を実施しています。また、75歳以上の後期高齢者医療制度に加入する高齢者に対する検診を実施しています。私たちは、年を重ねる中で、筋肉や運動機能、食が細くなり栄養状態の低下、認知機能が低下した状態になることがあります。これをフレイル（虚弱）といい、要支援、要介護の危険が高い状態になると言われています。そして、このような状態がさらに進むと身体機能障害となり要支援、要介護状態になるのです。要支援、要介護にならないように、フレイル状態の人に対する対策が急務であると言われています。

そこで伺います。1点目、当町は検診及びフレイル対策について実施しているのか、また実施していないとするといつ頃より実施する予定か伺います。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） 5番、門馬まりえ議員のご質問につきまして、ご質問の1番目、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についての、当町は検診及びフレイル対策について実施しているのか、また実施されていないとするといつ頃より実施する予定かにつきましては、町は後期高齢者等を対象とした保健事業と介護予防事業を一体的に取り組み、健康づくりや介護予防に対するリテラシーの向上を図るとともに、健康寿命の改善を目標とし、フレイル対策として各地区集会所において実施する高齢者の集いにおいて、町保健師、管理栄養士によるフレイル予防について健康教育、

健康相談、福島県、福島県ふたば医療センター及び高野病院の専門職による健康教育、社会福祉協議会職員による体力測定等を実施しております。また、J ヴィレッジのインストラクターによる保健センターで実施する運動教室である元気アップ教室、栄養からアプローチにより町民の健康に関する意識を高め、生活習慣病の予防並びに悪化の防止を図る目的として、広野町食生活推進協議会が主体となり男の料理教室を実施し、保健事業と介護予防の一体的事業以外の取組として、生活習慣病の予防並びに悪化の防止を図る目的として、高野病院での介護予防教室を実施しています。保健師等の訪問指導につきましては、検診未受診かつ医療機関に受診されていない健康状態不明者に個別訪問や電話による受診勧奨をしています。今後、後期高齢者等の検診結果に基づき、低栄養対策、重症化予防対策として該当する方への家庭訪問を実施し、口腔機能、服薬指導等の対策について取り組んでいきます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 5 番、門馬まりえさん。

○5 番（門馬まりえさん） 実際いろんな事業を今町長の報告を聞くとしているのですが、いろんなものが混じっていて、これが本当にフレイル予防なのだって、私も百歳体操やら高野病院の看護婦さんや富岡医療センターの看護師さんのお話やら聞くのですが、なかなかそこが、今年度かな、フレイルという言葉が出てきて、ああ、そういう対策のために仕事がいろいろ入ってきたのだなというのは分かるのですが、1 年間の百歳体操の結果として、速く走れるか、速く椅子に座れるかって測定するのですが、それを一人一人にきちんと返して、去年よりよくなっていますねって、転びにくくなっていますねというのをやっぱり時間を取って個別指導していくとか、そういうこともやらないと、はい、この表を見てくださいといって表だけ見せて、皆さん、90 歳とか八十何歳の人が、ああ、去年と同じだとかやっていっているのですが、そうではなくてやっぱりそこで保健指導というか、毎回やらなくたっていいですから、年に 2 回くらいは保健師さんの個別指導があったりしてくれるともう少しいいのかなと思っています。

それから、結局フレイルの判定基準って体重が減少するとか、筋力の低下とか疲労感、歩行速度の低下、身体活動の低下というのが挙がっているのですが、それをトータル的にはきっと、今町長の答弁で、ああ、やっているのだなというのは分かるのですが、それがもう少しここに分かるように、高齢者の方の食生活って男の料理教室で、私は行っていないから分からないのですが、でも、单身男の人、独り暮らしの人、今ちょっと服薬管理で毎日行っているのですが、やっぱり食生活が非常に悪いです。体重もこの夏、痩せました。ですから、それで社協のほうが一生涯懸命働きかけて、週 3 回デイサービスに行くようになりました。お昼だけでもきちんと食べてくると少し元気になってきています。ヘルパーさんが入って、御飯を炊いてもらっておにぎりを作ってもらったりといって、冷凍庫にしてそれをチンして食べなさいとやって始まると少しずつ元気は出てきたなと思うのですが、ああいう 85 歳の独り暮らしの老人の人がやっぱり御飯を食べな

いという状態になってくると、あと五、六年たったら、認知も進んでいますから、やっぱりフレイルという、これが実感なのだなってその人を介しながら今見ております。でも、社協の方も、ヘルパーさんが入ったり包括が入ったり、デイサービスに行ったりという形で、きちんとルートに乗ったので少しは安心しているのですけれども、その辺の事例を私一つ一つ積み上げて、やっぱりいい仕事をやっているのですから、そういうのを県の何か包括が集まったときに報告してくるとかって、やっていることを自分たちがもう少しアピールしていかないともったいないと思うのです。結構健康づくりのほうの保健婦さんのほうでもいろんな事業始まっているようですし、そういう事業をもう少し町民にもアピールしてやっていかないと私はもったいないと思うのです。百歳体操で毎週やっている地域もありますし、月に1回やっている地域もありますし、そういうのを少しずつ、月に1回だったら月に2回にするとか、その場で集まっている人たちが体操ばかりではなくてお話し合ひしましょうよって言って、何か婦人会の人が、二本櫓がそうだったのですけれども、カボチャの煮たのを持っていってくれたり、歩けないおばあさんのところに水曜日の午前中行って、そしてみんなでお茶会してくれたりって、そういうのを地域の中で広げていけないかなって思っているのです。ですから、やれば絶対できると思いますので、このフレイルというのを窓口に後期高齢者のこれから75歳、私も75になるのですけれども、来年は、フレイルに入ってくるのですけれども、母やいろんな人を見ていると80の坂を、80歳って超えたときにやっぱり少し落ちてくるのかなと思うのです。ですから、その辺はもう少し、地区分担制にしていますので、地域の保健婦さんたちと、包括とか、話し合って何か仕掛けていけないかと思うのですが、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいまフレイル、いわゆる生物学的寿命と言われている中に健康寿命があり、そして要支援、要介護が求められていくこの世代に向けての対応、ただいまるご指南をいただきました。答弁で元気アップ教室、男の料理教室、介護予防教室等々も答弁申し上げましたが、大事なことは機能性をもってして、この方々一人一人が一人一人の特性において対応でき得る体制をしくということが肝要であろうと考えるものでございます。ついては、この社会福祉協議会、通所介護と、そして訪問介護と、この両軸を捉えて地区ごとにも、そしてその対応する内容についても、対応する保健師さん、そして様々な職員の方々がこの方々に寄り添って、寄り添ってその方々と共にフレイルに対応でき得る健康と要支援とのこの対応、適切に対応できるような、そういった機動性を確保して広げていきたいと、そのように考えます。

○議長（北郷幹夫君） 5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） それと、もう一点なのですが、それプラス、私今年度から国民健康保険料を取られてびっくりしたのです。震災前と今度半額取られるようになったって。結局、多分皆さんもびっくりしてくると思うのですが、広野町はKDBシステムですか、ありまして、それを活用した地域の健康課題の分析、対象者の把握というのができるはずになっているのです。これは、国

保連合会のほうからつながっているあれで。そういうのを地域の中で、ちょっとこの地域は例えば胃腸疾患が多いよって、よくかんでよく食べようねとか、規則正しい食事をしましょうとかということで予防につながっていけるような、そういうシステムを利用した地域の健康課題の分析、対象者の把握とかというのをやっていって、これ広野町と檜葉町はもう十数年前から国保医療費は高いのが有名でしたから、それをこれから今のまま利用していくともう本当に大変な金額になってくるのかなって思いますので、まして後期高齢者の保険については59町村が1つになった保険体に県ではなっていると思うのです。そうすると、南会津の人たちは病院にそんなに行かないですから、やっぱり主治医がいて、県立南会津病院があつて。会津のほうまで同じ病気で行く場合には手術とか検査とかという形になってきますから。だから、保険料が低いところと浜通りでうんと高いところと合併になって1つの保険料になってくると非常に不平、不満が出たりする形は出てくるのかなって、これから。今まで広域連合できていても保険料がそれぞれだったというのは、1つにできない理由があったのではないかなと思いますので、やっぱり私たちは今度保険料を払う形になったのですから、自分たちの病気をきちんと見直して、主治医をつくって主治医から紹介してもらって検査に行つて、そしてまた同じようなあれだったら戻ってきてという形で、主治医をきちんと持つて自分の健康管理をしていくというふうにしていかないと大変になるかなと思いますので、その辺は国保計画もつくっているということです。分析の結果なんか分かりましたら議会のほうにもお示しいただけると、議会のほうでも勉強していかなければならないのではないかなと思っていますので、よろしくお願いします。

1点目につきましては、とにかく町でも動いているということでございますので、さらなるやっぱり、1年から2年、2年から3年とレベルアップをして、いい事業を各地区で展開していただきたい。それから、私はいつも思うのですけれども、二ツ沼公園を利用してプレーしている方、皆さん元気なのです。よく動いているからだと思います。ですから、やっぱり体を動かすということは大事だなと思って、そういう動いている先輩たちを見て、自分も車ばかり乗っていては駄目だなと思いつつ車を運転しているのですけれども、そういう広野町は二ツ沼公園がありますから、それを活用して健康づくりをしていけるように、議会の私たちも年に1回か2回はプレーして健康づくりをしていければいいのかなと思っていますので、1点目の質問はこれで終わりにしたいと思います。

それから、2点目、ごみの分別早見表について。令和5年6月にごみと資源の分け方・出し方分別早見表が町内に配布されました。特にごみ分別早見表は五十音順に品目分別区分等に記載されており、大変使いやすいと考えています。それでも環境美化推進員の方がごみ収集日の後に回ってくると赤紙がついて残っているものがあります。それは、私は持っていかないで置いてくださいって1週間は必ず置いてもらって、それでも取りに来ないときは地域の人とわざと嫌らしく、あら、誰かのごみ分別しているわなんて二、三人でやっているのです。それを見てもらって私は、ああ、ほかの人に迷惑かけているのだなということを知ってもらいたいと思っているのです。ですから、こ

の分別早見表は、行政区配布のほか町内のアパートや借り上げ住宅に対してどのように配布されているか伺います。また、転入届を出した方に役場窓口で配布することはしているのかどうか伺います。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の2番目、ごみの分別早見表についての1点目、行政区に配布のほか町内のアパートや借り上げ住宅に対してどのように配布されているかにつきましては、アパートや借り上げ住宅の住民に対して行政区を通した回覧の配布ができないため、町ホームページに分別早見表を掲載し、周知を図っております。アパート、借り上げ住宅の管理者や住民の方が役場に来庁され、窓口や図書室に備付けの分別早見表を必要に応じて持ち帰られている現況にあります。

ご質問の2点目、転入届を出した方に役場窓口で配布することはできませんかにつきましては、分別早見表はごみの出し方や収集日程の周知を目的に作成し、廃棄物のリサイクルや事業者の場所、排出方法などを示した広報冊子です。地域の状況に即したごみの出し方、分別方法などのルールを周知するとともに、ごみの適正排出と資源化の推進及び問合せ先が分かりやすく表記されており、町民に対し広報、啓発を図る重要な冊子です。現状において、転入された方に家庭ごみ収集カレンダーと、ごみと資源の分け方・出し方のリーフレットを配布していますが、今後において分別早見表を併せて配布し、可燃ごみの減量化及び資源ごみのリサイクル化の推進に取り組んでまいります。

○議長（北郷幹夫君） 5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） 中央台にも工業団地に通う外国の方いらっしゃいます。前は非常に、向こう側の缶詰とか何か洗わないで出していたときもあったものですから、女の子さんたちがごみ投げに来たときは話しかけて、私も英語もできないのですけれども、片言、きれいに洗う、洗うなんてやってお話ししたりしていたのです。あんまりひどいときには企画のほうにお願いしまして、その会社のほうにお話ししてもらったりしたときもあります。今はそういう問題は落ち着いているのですが、環境美化推進員の方が結構小まめに回ってきてくれますが、例えば環境美化推進員の方窓口に終わってくるとして、きっと報告なさっているのだと思うのですけれども、どういうごみが赤紙で、町内で行政区単位ごとにどういうごみが多いかなんていうのは分かりますか。分かったら教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 地域ごみの違反ごみの回収状況でしょうか。違反ごみの内容。

〔「内容。どんなのが多いのか」の声あり〕

○町長（遠藤 智君） 内容について担当の課長から説明をさせていただきたいと思いますが、よろ

しいでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長、答弁。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君） 5番、門馬まりえ議員のただいまのご質問にお答えします。

ただいま行政区ごとにそれぞれの違反ごみの内容ということでのおただしですが、行政区ごとにつきましては今現在私手元に資料がございませんので、把握はしておりません。ただ、違反ごみで一番多いものについては、瓶ですね、瓶類なんかは今現在、例えば栄養ドリンクなんかを飲まれた場合には必ず瓶の蓋を外して、蓋は缶類に入れて瓶は瓶だけということで捨てていただくようにとすることの決まりになっているのですが、そちらのほうがなかなか徹底をされていなくて蓋をつけたまま捨てる方が多くございまして、違反ごみのほうかなりの量回収はされるわけですが、その中身としてはそういう蓋をつけたまま捨てるといふもの、それからあとは指定ごみ、指定の袋に入れずに交ざった状態で、分別をされないで捨てられているごみが多いというような中身となっております。

○議長（北郷幹夫君） 5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） 環境美化推進員の方のそういう報告につきましては、例えば行政区長会議のときなんかには行政区単位にこういうごみが多いですよなんていう集計等を出したときなんかはあるのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 違反ごみの周知に際して、行政区長会議においてそれをこちらから情報提供してその対応に当たったという取組は今現在しておりません。一方、安心・安全ネットワーク会議というゼネコン企業の方々や参集される約20名からの会議の席上、工業団地の方々参集の際には、投げ捨てごみとか、ごみの回収状況がこのような適正に行われていないという状況、それはこの3か月に1度の会議で毎回それは提供しております。つきましては、行政区長会議、今、年度2回にわたって上期と下期と取り組んでおりまして、今般、下期の行政区長会議を執り行うわけですが、さきのご質問のとおり、ごみの対応についての状況を行政区長会議の席で周知を図っていきたいと思います。

○会議時間の延長

○議長（北郷幹夫君） お諮りいたします。

ただいまの時間は15時57分であります。5番、門馬まりえさんの一般質問が終了するまで会議を延長したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、5番、門馬まりえさんの一般質問が終了するまで時間を延長することに決しました。

○議長（北郷幹夫君） どうぞ。5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） それでは、ごみの問題についてはこれで終わりにさせていただきます。

3点目、道の駅の跡地利用について。令和4年第4回定例会における報告第1号 道の駅に関する調査特別委員会報告が、特別委員会の門馬委員長がまとめて報告されています。跡地の有効利用についての方向性を見いだされることを強く求めておりましたが、跡地の有効利用についてはどのような検討がされていますか、伺います。

○議長（北郷幹夫君） 町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長 遠藤 智君登壇〕

○町長（遠藤 智君） ご質問の3番目、道の駅跡地利用についての跡地の有効利用についてどのような検討がなされていますかにつきましては、土砂採取工事においてこうした岩盤が出現し、整備計画の見直しが必要となり、令和2年8月3日に広野町全員協議会、8月7日に道の駅整備検討委員会、8月18日に広野町議会産業厚生常任委員会、8月29日に地権者説明会、8月30日に住民説明会を実施しました。説明会において出された様々な意見を反映し、令和2年9月18日に再度全員協議会を開催し、整備計画見直し案を示しました。以降、道の駅は休止状態となっております。その後、令和3年9月16日に道の駅に関する調査特別委員会が設置され、令和3年9月28日から令和4年12月2日にかけて9回の調査特別委員会が行われ、令和4年12月16日の広野町議会第4回定例会において調査報告があり、住民への説明、跡地利用について速やかに方向性を見いだすことを求められました。このことを受け、令和5年1月31日の全員協議会において、これまでの整備敷地及び資源等を利活用し、原子力災害からの新たな時代の安心・安全な防災に強い共生のまちづくりを目指すこととし、令和5年度において課長等会議の中で協議し、整備の展望を図っていくこととしました。現在、整備計画案を検討、協議し、まとめているさなかにあります。整備計画案がまとまり次第、議員の皆様へ説明し、その後、住民説明会を開催し、説明してまいります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） 先ほど先輩議員も質問していましたので、同じようなことは繰り返したくないと思いますが、とにかく今共生のまちづくりで改めて整備、検討しているということなのですが、やはり行政でやる仕事ですから、またそして建設課の課長さんたち3名が委員会の中で本当にきちんと私たち議員の質問に一つ一つ答えていただいて、これは本当に3人ともきちっとした、

何か誰かさんが別なことを言うのかなと思ったら3人ともびしっと方向性一致して、ああ、本当にきちんと私はやってきた結果がこうなったのだなと思ひまして、もう本当にそれは感銘したところでした。私も行政の端くれにいたものですから、ちょっと最初計画したのと違って、実際人を動かしたり物を動かしたりするときに想定外の事案が出ることも当然です。ただ、そのときにどうそれを最小限にして、結果最大限のいいものをつくっていくかというのが我々の、そこに携わった人たちの知恵と工夫だと思いますので、町民の方はいろんな意見、先ほど町長が多種多様に存じているということですが、私は一つこの委員会報告のときにもお話しして、門馬委員長もそうだなってお話ししてくれたのですが、私たち議会も本当にもう少し、代替案が出せたり、もうちょっと視点を变えて協議できればよかったのだなって。結局あの予算は全て議会を通してやっていましたので、私たちも本当に執行部、役場の皆さんと同じく、あそこがあのままでは、あそこを通るたびに、ああ、申し訳なかったなという思いでいっぱいでございます。ですから、今後ぜひ検討されて、これでいいなと思ひましたら、もちろん議会にも説明いただくのですが、町民や地権者で、皆さん首長くして多分待っていると思ひます。折木のあの辺の人たちは。いつになるのかなって聞かれるときありますから。ですから、大丈夫だよ、ちゃんと検討しているよって私は言う、ああ、そうかって。皆さん待っているはずですので、ぜひ大きい小さいは別にいいものを、遅れたけれども、ああ、こういう憩いの場ができたとか、こういうのがあったというのをぜひ十分検討されてつくっていただけるといいかなと思ひますので、よろしくお願いします。

以上で終わりたいと思ひます。

○議長（北郷幹夫君） これで5番、門馬まりえさんの一般質問を終わります。

今期定例会における一般質問者として議長宛て通告がありましたのは以上の6名であります。

これで一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日、12日で通告のあった一般質問は全て終わりましたので、明日の日程は議案審議のみとしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、明日、2日目は議案審議のみに決しました。

事務局より日程表を配付いたします。日程表の報告は省略いたします。

（配付する。）

○散会の宣告

○議長（北郷幹夫君） 以上で今期定例会第1日目の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

明日、9月13日は午前9時から会期2日目を開きます。ありがとうございました。

(午後 4時06分)

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議 会 議 長 北 郷 幹 夫

署 名 議 員 北 郷 伯 弘

署 名 議 員 遠 藤 浩

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和5年第3回広野町議会定例会会議録（第2日）

令和5年9月13日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第41号 広野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第42号 広野町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第43号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 5 議案第44号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第45号 令和4年度広野町一般会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（8名）

1番	阿部憲一君	2番	北郷伯弘君
3番	遠藤浩君	4番	北郷幹夫君
5番	門馬まりえ君	6番	畑中大子君
7番	小磯利雄君	8番	門馬巧君

○欠席議員（1名）

9番	渡邊正俊君
----	-------

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤智君
副町長	松本正人君
教育長	根本良政君
参事兼総務課長	飯島洋一君
参事兼復興企画課長	小松和真君
参事兼産業振興課長	猪狩裕一君
建設課長	松本周次君
参事兼環境防災課長	遠藤義宏君
健康福祉課長	佐藤尚文君
参事兼こども家庭課長	坂本淳君

参事兼 町民税務課長	岡	修	一	君
会計管理者兼 出納室長	北郷	智恵子		君
教育次長兼 学校教育課長兼 生涯学習課長兼 公民館長	加賀	博行		君
代表監査委員	鯨岡	公一		君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林	聡	宏	君
議会事務局書記	黒田	峻	介	君

○開議の宣告

○議長（北郷幹夫君） 皆さん、おはようございます。

本日も暑いと思う方は、上着を脱いでも結構でございます。各自健康管理に努めてください。

ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回広野町議会定例会第2日目を開きます。

（午前 9時00分）

○会議録署名議員の指名

○議長（北郷幹夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

5番 門 馬 まりえ さん

6番 畑 中 大 子 さん

を指名いたします。

○議案第41号 広野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（北郷幹夫君） 日程第2、議案第41号 広野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第41号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法の改正に伴い、地方公共団体と当該議会議員との間で請負が可能となったことから、広野町議会議員と広野町との間の請負状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正化を図るため、本条例を制定いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 質問させていただきます。

この例を拝見する限り、地方自治体と当該議会議員ということなのではけれども、地方自治体という枠の問題なのですが、広野町の場合、社協の場合には町長が会長ということでしょうけれども、だけのつながりでちょっと分かりませんが、振興公社の場合、要するに町の一人株主であるわけですね。あそこの契約もほとんど町との契約になっているわけです。民間で考えると、普通は子会社的な、もう一体という形ではないですか。これで、もしくは社協との契約が300万円以上の場合にどうなるのかということで、これ例えば国と詰めて実際社協の場合に社協もその地方自治体に入るのかどうなのかということ国との会、これ普通だったら、民間だったら入りますよ、これ恐らく。だけれども、この辺の解釈的なことを国のほうで詰めているのか、ちょっとその辺伺いたいのですけれども。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 1 番、阿部憲一議員のご質問にお答えします。

今般の条例の制定につきましては、議会議員個人が町との請負に関する規定で300万円の限度をもってということで、明確にするような条例の趣旨でございます。

ご質問の町と、社会福祉協議会等々につきましては、あくまで営利的なものではないということで、今般の請負には該当しないというふうに判断してございます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 300万円を超える額でしょうけれども、これ、どの問題もそうですけれども、疑問があると、私、国のほうに問合せします。そうすると、結構微妙な問題いろいろあるのですが、これもきちんと問合せして進めないと、ちょっと後で狂ってくることあるのではないかと思いますので、恐らく詰めていないでしょう。それを今後やっていただければと。それ明確にしてほしいと、線引きをね。答弁あるなら。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

地方自治法第92条の2の4の規定等々についてのおただしかと思いますが、その中でも、解釈として、営利性が全く生じない場合等については、同条の趣旨からして請負には該当しないということと明確にされております。議員のおただしのよう、その部分の請負等々に関して、事案、事案ごとに精査をしながら、丁寧に対応していきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 今の答弁分かりましたけれども、営利性で決まることなのかどうかとい

うことがちょっと分からないということと、この組織の線引きというのは、ちょっとそれは違うと思うのですよね、営利性があるかどうか。恐らく普通は営利性だけで判断できないと思います、その組織の線引きね。一体化として、自主的に一体しているわけで一体化ではないですか、振興公社の場合は。そこ、いつも疑問に思うのですけれども、そこちょっと今後詰めていただきたいと思います。答弁、別に結構です。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第41号 広野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議案第42号 広野町税特別措置条例の一部を改正する条例

○議長（北郷幹夫君） 日程第3、議案第42号 広野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第42号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、本条例に関して所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、町民税務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） この条例を見ると、地域未来投資促進法とあって、この規定による同意を得た同条第1項に規定する基本計画、こうなってくると、我々議会のほうでは全く見えないのですけれども、うちの町だと具体的にどういうことが関わるのかちょっと教えて。本当に細かい瑣末なことの変更だったら別にいいのですけれども、何か大きなことに関わるのであれば、ちょっとご説明いただければなと思いますけれども。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） ただいまの1番、阿部憲一議員のご質問にお答えいたします。

地域未来投資促進法という言葉なのですが、実は地域経済牽引事業の促進云々という法律がちょっと長いものですから、略称として地域未来投資促進法という言葉を使っている経緯がございます。

これは、固定資産税に関する減免措置の適用を受けるための条例の規定でございます。ただ、本町におきましては、現在この条例に基づいて適用を受けている企業はございません。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第42号 広野町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議案第43号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（北郷幹夫君） 日程第4、議案第43号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

(朗読する。)

○議長(北郷幹夫君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(遠藤 智君) 議案第43号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、田村広域行政組合の解散及び規約の書式を縦書きから左横書きとすることに伴い、所要の変更をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(北郷幹夫君) 総務課長。

(参事兼総務課長、内容説明を行う。)

○議長(北郷幹夫君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(北郷幹夫君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(北郷幹夫君) 討論なしと認めます。

議案第43号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(北郷幹夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議案第44号 工事請負契約の締結について

○議長(北郷幹夫君) 日程第5、議案第44号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

(朗読する。)

○議長(北郷幹夫君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(遠藤 智君) 議案第44号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、林専道狼山叶沢線(4工区)開設工事の入札を去る8月30日に執行いたし、株式会社五社山建設が落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、産業振興課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださる

ようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

（参事兼産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） まず、産業課長、この計画の設計価格に対する落札、入札による。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

落札率につきましては、97.9%となっております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） まあ、でも落札額を見ても、何度も話になっているのですが、この、課長、設計価格にいわゆる今県のほうで指導しています働き方改革、こういったものを設計価格に含まれますか。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいまのご質問にお答えします。

働き方改革に伴う費用につきましては、設計に含まれております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） これ、建設課長にもお伺いします。

北釜・大谷地原線のほうにも当然含まれると今は理解しますが、間違いないでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えいたします。

北釜・大谷地原線の工期につきましても、働き方改革に対応した工期設定となっております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 非常に私も良いものと評価します。北釜・大谷地原線は西本建設になっていますが、何せ自分の見るところ土日に関係が多いね。これは、大いに結構だと思う。それで、私、それまでそんなにして正月、お盆休みがあるくらいだと、そう思っていますが、課長でも、松本課長でも総務課長でもいいのだけれども、これは今後町の方針、もちろん国の方針もあるのですが、ぜひそれは計上して建設業者の働き方の生活安定に寄与していただきたいと、このように自分

は思う。どうなの。答弁いただけますか。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えいたします。

町で発注する公共事業の工期につきましては、働き方改革に対応した形で工期のほうを設定はしております。しかし、事業者のほうで土曜日とか、仕事の都合でどうしてもやらざるを得ないというようなことも想定されますので、そちらのほうは考慮しながら対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） ちょっと教えていただきたいのですが、これまでずっと金額に出てきて見ているのですが、何年か前に公共事業の参入に外国企業もオーケーになったと思うのですが、だけれども、これで町で世界企業が参入したということがないのですが、これ、金額的なことで制限がかかっているのかちょっと分からないです。例えば外国企業も本当大手ですが、でかいところもありますから、これが町の大手企業さんと何か話合いなのか、談合なのか分からないのですが、そういうのがあって参入しないのかな。何かよく分からないのですが、この辺で何かちょっと、建設課長でも産業振興課長でもどちらでもいいのですが、何で入ってこないのかというのがちょっと私、疑問でいるのですが。私、これ詰めていないので、これははっきり言って。何か理由があればちょっとお伺いしたいと思うのですが。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 1番、阿部憲一議員のご質問にお答えします。

外国企業が入ってこないのはというようなご質問かと思うのですが、今般の契約に関しては指名競争入札ということで、指名参加願が出ている事業者から指名して入札のほうを行ってございます。

議員がご質問のあった海外企業等々については、国等で行われている一般競争入札、そういった部分においては、そういった参入もあり得るということでございます。現状におきまして、条件付であります、一般競争入札というのをやっておりますが、外国企業が参入するような入札の案件はないというふうに受け止めております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） だから、地方公共団体の場合に、それ、法令なり、政令なりの問題で、そこがよく分からないのですが、それが法律的に決まっているのか、地方公共団体のほうには入れないようになっているのか、その辺ちょっとよく分からないものですから、伺ったのですが、そんな詰めていないでしょう、恐らく。分かりません。私のほうでちょっと調べます。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 1点忘れてました。残念ながら、サンマが値上がりしています。また値上がりして、建設資材も恐らく値上がりしているのでしょうか。これを加味した設計委託になっていますか。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えいたします。

工事を発注する際におきまして、工事費の単価につきましては、その月の最新の単価を反映させることとなっておりますので、物価高騰とか、そういったものについても対応していると捉えております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第44号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議案第45号 令和4年度広野町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（北郷幹夫君） 日程第6、議案第45号 令和4年度広野町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第45号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、別冊のとおり監査委員の審査を受け、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、決算審査意見書を付して議会の認定をいただくための提案であります。

令和4年度は、当該年度をふるさと復興創生「継承の年」と位置づけ、第2期復興創生期間となる新たな10年へ向けて、カーボンニュートラルや持続可能な地域社会の構築を念頭に、新たな時代

の安心安全な防災に強い共生の町づくりに取り組みました。

このような状況下で、決算規模は歳入歳出ともに前年度を上回りましたが、これは固定資産税及び諸収入の賠償金の大幅な増額が大きな要因となっております。歳入総額76億7,263万7,000円に対し、歳出総額71億2,874万7,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は4,874万9,000円、実質収支は4億9,514万1,000円であります。なお、歳入歳出の決算につきましては、別冊決算書のとおりであり、地方自治法第233条第5項の規定による主要な施策の成果などにつきましても、別冊のとおりであります。

詳細な内容につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 次に、会計管理者の説明を受けるわけですが、会計管理者の説明については、歳入歳出、款、項のみといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、会計管理者の説明については、歳入歳出、款、項のみの説明を求めます。

会計管理者。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 次に、令和4年度各会計に対する審査意見について監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、登壇を許します。

代表監査委員。

〔代表監査委員 鯨岡公一君登壇〕

○代表監査委員（鯨岡公一君） 令和4年度決算書に係る報告及び意見を述べさせていただきます。

審査期間は、7月13日から8月4日までの間の11日間行いました。令和4年度予算執行については、関係諸帳簿及び証拠書類等が関係法令に準拠して作成されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き審査いたしました。基金については、例月現金出納検査でその都度金融機関との残高照合の確認を行い、運用が効率的に行われているかどうかを審査いたしました。工事等の執行状況についても書類審査と現地調査を行い、関係職員の説明を求め審査いたしました。結果につきましては、お手元に配付いたしました令和4年度広野町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書に記載のとおりであります。

概要についてご説明いたします。地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付された令和4年度広野町一般会計、特別会計の歳入歳出決算書及び関係諸帳簿、諸書類、その他政令等で定める書類並びに各基金運用状況を示す書類を審査した結果は4ページに記載のとおり

り、各会計の歳入歳出決算等は正確なものと認め、また予算の執行についても適正かつ効率的に行われていると認めました。

続いて、7ページになりますが、令和4年度広野町一般会計及び特別会計の歳入決算総額は98億9,192万8,593円、歳出決算総額は91億1,908万165円、歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は7億7,284万8,428円となり、このうち翌年度へ繰り越すべき財源4,874万9,000円を差し引いた実質収支は7億2,409万9,428円の黒字となりました。また、前年度実質収支4億8,329万1,226円を差し引いた単年度収支は2億4,080万8,202円の黒字となり、これに財政調整基金等への積立金7億52万9,528円を加えた額から基金取崩金を差し引いた実質単年度収支は9億4,133万7,730円の黒字となりました。

続いて、9ページに財政指標が記載されていますが、令和3年度と比較し実質収支比率が2.9ポイント下回っておりますが、主な要因としまして、指標の分子となる歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を引いた実質収支が前年度に比べ増加しましたが、分母となる標準財政規模も前年度に比べて増加したことによるものです。

次の10ページからは、各会計の審査内容と表を記載しております。内容は、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

続いて、38ページをお開きください。審査意見であります。令和4年度の一般会計をはじめ、特別会計及び基金運用状況の歳入歳出決算は、審査の結果で述べたとおり、各会計とも計数、諸帳簿、諸書類に誤りはなく、予算の執行も適正に処理されていまして。

一般会計の歳入面では76億7,263万6,559円で、前年度と比較して13億5,748万7,796円増加しています。町税は、町民税個人分、法人分及び固定資産税を合わせ38億9,743万1,357円となり、前年度と比較して15億7,625万3,012円増加し、令和4年度の東日本大震災による震災復興特別交付税が4億2,022万3,000円交付されました。このことにより財政調整基金積立金が7億49万6,000円となり、財政調整基金年度末残高は9億49万6,000円の増加となりました。令和4年度は、広野IGCCパワー合同会社に係る固定資産税大規模償却資産分により、税収が増加となりましたが、一時的なものであり、次年度以降は逓減していくことが予測され、またその他の税収増は見込めない状況にあるため、中長期的に歳入財源の確保は厳しさを増すものと思われます。また、町税及び使用料等の収入未済額については、前年度と比較して368万1,245円増加し、実質未納額は5,878万6,529円となっています。収入未済額の縮減は、自主財源の確保及び負担の公平性の観点からも最も重要な課題であることから、滞納の長期化の抑制、滞納者への早期対応など有効かつ効率的な徴収対策を行うなど、町税等の収納の向上に積極的に努められるよう望みます。

次に、39ページになります。歳出全体として71億2,874万7,213円で、前年度と比較して14億2,494万6,425円増加しており、主な要因は財政調整基金積立金、広野町公共施設等総合管理基金積立金、土地開発事業特別会計繰出金に係る総務費の増加によるものです。財政硬直化の目安とされる経常

収支比率は、比率が低いほど財政運営に弾力性がありますが、本年度は56.3%で、前年度より33.7ポイント減少しています。この要因は、経常的な人件費、物件費、補助費等は昨年並みとなっておりますが、分母となる固定資産税大規模償却資産分の増収による経常一般財源が増加したことによるものです。今後においても、東日本大震災からの復興創生への取組などの経費が必要とされる中で、広野 I G C C パワー合同会社の大規模償却資産分の増収とはなりましたが、次年度以降、逡減していくことが予想されるため、財源の安定確保に努めるとともに、さらなる経費の削減を図り、適正かつ効率的な予算執行が行われるよう望みます。

当町の財政状況は、広野火力発電所の固定資産税の大規模償却資産分への依存度が依然として高い状況にあります。財政力を示す指標である財政力指数は、1を超えるほど余裕財源を保有することになりますが、令和4年度は1.594となり、再度普通交付税が交付されない不交付団体となりました。令和5年度以降、広野 I G C C パワー合同会社に係る固定資産税の大規模償却資産分は毎年逡減する税収であることを鑑み、令和4年度に実施した施策の結果を検証するとともに、町民のための優先事業等を見極め、さらなる財政の健全化を図ることが必要かと思います。国民健康保険や介護保険特別会計の給付費は、依然として高い水準で推移しています。引き続き、特定健康診査の受診率の向上に努めていただくとともに、高齢者の疾病の早期発見、適正医療による重症化防止により、歳出の削減に努めるよう要望します。

以上、町民福祉の増進、町勢発展のため、なお一層安定した財政基盤の確保及び構築に努められるよう要望しまして結びといたします。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 説明及び報告が終わりました。

これより歳出全般について質疑を行います。

質問者は、ページ並びに款、項をしっかりと表示して質問をお願いします。

それでは、68ページ以降、歳出全般でお願いいたします。

○8番（門馬 巧君） 休憩を求めます。

○議長（北郷幹夫君） 休憩ですか。

ただいまの時間は10時5分です。ただいまから10時20分まで休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、10時20分まで休憩いたします。

（午前10時05分）

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（北郷幹夫君） 先ほど歳出全般について質疑としましたが、歳出の場合、分割して質疑を受けたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） では、申し上げます。

最初、歳出の2款総務費の106ページまで、次が5款労働費の145ページまで。

〔「ページ何ですか。ページ」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 145ページ。

もう一回言います。最初、106ページまで、次が145ページまで、次は176ページの9款まで。ここまでいいですか。あと、残りが最後までと。4分割したいと思います。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） では最初、2款総務費の106ページまでを質疑したいと思います。

ページ数と款、項をお願いしたいと思います。

7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 確認からしたいと思います。

76、77ページ、総務費、77ページの上から3段目、町民号運行事業費で25万2,000円、これは本年度やっているのであって、昨年度、これやったのかな。これ何に使ったの。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えします。

町民号運行経費補助金でございますが、補助金については実行委員会というようなものを組織しまして、そこに補助金を交付してございます。この25万2,868円につきましては、下見等の旅費、あとキャンセル料等々、そういった部分の計上で、25万2,868円というような支出になってございます。

議員おただしのように、今年度、6月に第34回として町民号のほうを挙行してございます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 例年そういう体制で、前年度で予算計上して、そういう積立てをしていたの。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えします。

町民号実行年度において、そのような形で支出のほうしてございました。令和4年度におきましては、コロナ禍等もあり、やむなく延期としたということでございます。そういった部分の支出の計上でございます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 86、87ページ、上段、広野町公共施設等総合管理基金費というのがあります。
6億3,400万円、大金ですね。この目的は何。そして、何に使ったの。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えします。

広野町公共施設等総合管理基金費6億3,406万8,213円でございますが、こちらについては積み立てたというような中身になっております。こちらにつきましては、今後、公共施設の長寿命化等々、維持管理、更新等に係る財源に充てていきたいということで考えてございます。

こちらにつきましては、東京電力からの賠償金6億3,396万4,000円を充当し、そちらを原資として基金のほうに積みかせていただいたということでございます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 本町の公共施設設備、その維持管理の今後の発生を前提とした積み立てというふうなんでしょうけれども、一応希望としてはどのぐらいの金額まで積み立てる予定なの。今必要な金額は幾らなの。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

基金としてどのぐらい積みめばいいのかということでございますが、令和3年度において、個別管理計画のほう策定し、今後、実施設計等も踏まえて事業費を積算していきます。加えて、施設等の更新等々については、補助事業のほうも活用しながら、足りない分についてはこういった基金であつたりとか、一般財源から充用しながら対応したいと思っておりますが、あればいいにこしたことはないのですが、そういった部分について、今後、計画の策定の状況に応じて議会のほうに報告し、ご説明していきたいということでございます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 私は、別にこの件は否定はしません。ただ、やっぱり今回たまたま本年度、多大なる歳入があつたということで、その剰余金を一応こういうところに使うということは、私はそれは賛成。でも、積み立てるのはいいのですけれども、今後の事業展開の優先順位、やっぱりそういうのをお示しいただきたい。その辺は約束できます。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

議員おただしのよう、やはり優先順位をつけながら、当然更新、維持等々を行っていかなけれ

ばいけないというふうに考えてございます。そういった部分につきましては、計画を立てながら議会の皆さんのほうに報告していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 101ページ、二ツ沼総合公園施設等管理運営費ということで6,400万円、うち修繕料として770万円。何修繕した。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

修繕料につきましては、二ツ沼総合公園内のふるさと広野館ございますが、ふるさと広野館のエレベーターの修繕、さらには同じくふるさと広野館の2階のレストランの天井、こういったところの修繕が出ております。加えて、パークゴルフ場の受付になっておりますリフレッシュ施設の空調、こちらも修繕をしております。こちらにつきましては、令和4年3月16日に発生をいたしました福島県沖地震、こちらの影響によりまして、エレベーターと、さらには建屋の天井等に修繕が必要な箇所が生じまして、そちらの修繕を行っております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） では、下段の5,600万円からの指定管理料、これについてお尋ねします。

過去、全員協議会において、いろいろ審議をしました。結果的に事業仕分というものを確認をしたはずですが。そういった中、指定管理料を使って振興公社の皆さんがハード面の保守、修理、そういうのをやられているように私には見えるのですが、本来は町の施設であり、町が、あなたたちが責任と権限を持ってやるのが本来のスタイルではないのかな。それが事業仕分なのではないですか。実態はどのようなのですか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

基本的に大きな修繕、工事費を伴うような、こういった修繕につきましては、町が施設管理者として修繕を行うということにしております。一方で、軽微な修繕、こちらにつきましては、すぐに施設を復旧させたいとか、そういった点につきましては、一部振興公社の財源の中に軽微な修繕費を設けておりますので、そちらの中で対応していただくというようなことをしております。

今議員おただしのとおり、そういったところが曖昧な点がございまして、我々いたしましては、基本的に修繕が生じた場合に全て復興企画課のほうで掌握をしまして、こちらについて予算の配分やそういったところを見ながら、基本的な修繕につきましては、現在は復興企画課が全て担うような体制で行っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 正直言いまして、体制は変わっていない。それは、同じ広野町だからということかもしれないけれども、民間企業ですよ、株式会社振興公社は。あそこは、経営権を町から委ねて経営をしている。しょせんそういう財産管理をしながら、減価償却手当てを充てながらやっているということは、これはおかしいことなのだ。毎回減価償却が出てくるたびに我々、取締役会で問題になる。何でそんなものが振興公社にあるのと、その辺も含めて全て見直しをするというのが全協での確認だったのではないのですか。もう少しその辺の白黒を、仕分というものははっきりとしてください。おかしいぜ、これは。賃貸アパートを借りている人間が一生懸命アパートを直しているようなものだよ。それはおかしい。本来の責任はどこにあるのかというのは、やっぱりその辺ははっきりさせてください。残念ながら、取締役会において、社長のほうからその旨の話、確認というのは一切ありません。どうなっているのですかということを私は聞くのですけれども、せっかく全協をはじめ、皆さんでいろいろ確認をしたにもかかわらず、それは私は納得できない。どう思う。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

体制が不十分であるといったところをご指摘ですけれども、こちらにつきましては、なお我々もそういった点について改善を求めて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、今の修繕含めて、そういった執行体制につきましては、今議員おただしのとおり、復興企画課といたしまして、今の仕分をしながら適正に対応するように今後も努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 104、105ページ、中ほどに移住定住、移住環境、移住定住体験、地域交流活動などなど、いろいろありますね。これは、何年前から始まったのかな。そして、この令和4年度、実績としては上がってきているのですか。それを教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

移住、定住の事業につきましては、令和3年度途中から開始をしております。ですので、今般の決算では2年目の事業という形になります。

トータルで主なものを8事業上げておりますけれども、8事業を実施しております。1点目は情報発信、さらには相談窓口体制、こちらは昨年同様、継続して行っております。さらには、移住、定住で健康に暮らせる町づくりの実践ということで空き家を活用した断熱DIYワークショップなどのイベントなども開催してございます。また、移住、定住を体験するツアー、こういったものも

実施してございます。さらには、学生などをこちらに呼び込みまして、インターンによる地域交流活動事業、これも実施してございます。これら、様々な取組を実施いたしまして、今回の決算にあるとおり、移住、定住の事業に取り組んでいるといったような状況でございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 私、質問しました。結果、つながっているのかどうか、それを教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） この結果という部分におきまして、恐らく議員おただしの部分といたしましては、移住者が増えているのかどうかといったところでよろしかったでしょうか。移住者については、なかなかこの判別が難しく、転入している方、これが移住者と捉えれば、転入されている方皆さん、移住者という形にはなるわけなのですけれども、今回、国のほうで設置しております移住支援金、こちらありますが、移住支援金の場合は、この地域に何のゆかりもなく、この地域で新たな生活をしたいというような純粋な移住を目的とした方がこちらに転入してきた場合に、それらを支援するための支援金として交付されているものでございます。

令和4年度の実績では、12件の届出がありまして、そのうち申請に至ったのが9件、交付が決定されたのが8件、交付できなかったものが1件という形になっております。8件について、移住が認められたというか、移住として取扱いをさせていただいている件数となっております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 12件、8件、1件などなど、具体的な数字、今初めて聞きました。これは結果ですから、2年目にしてはよくやっていると思います。ただ、私たちにはあまり見えない。以前町長が言われたかなと私は思うのですけれども、移住、定住に関する国、県の統一メニューがありますよね、補助の。それはいいのですよ、それはそれで。どこも一緒。ただ、プラス広野町の特徴のある、そういう補助内容というか、そういう特典というものを前面に出しますよというような話は、私は聞いている、差別化を図るということ。その結果というのは、令和4年度出ているのですか。何があったのですか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

1つ事例を挙げさせていただきますと、今特殊なという、広野町特有のといったところにおきましては、インターンによる地域交流活動事業というものを実施してございます。町内における事業所、事業者、全国から来た学生がこちらにインターンとして職業体験をして、その中で、この地域を知っていただいて、将来的にこの地域に移住し、この地域でインターン先などに就職をする、そういったことを目的として実施をしております。

令和4年度におきまして、町内の3社の事業者にご協力をいただきまして、実施をしております。学生ですので、そのまますぐに移住につながったというケースではございませんが、現在1名の方が、広野町に対して、学校を卒業してから移住をしてきたいという希望をいただいております。昨年、職業体験を終えた後も度々町内に来訪いただきまして、現在令和5年度においても同じインターン事業をしておりますけれども、学生メンターとして、今のインターン生の支援に当たってくれているというような活動に従事してもらっております。今後、そういった方を増やして、関係人口を増やしながら、移住につなげるような仕組みというものを考えていきたいと思っております。継続していきたいと思っております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 実はこの質問、私、前にもやっているのです。あまり新鮮味がないです。いいものはやりましょう。そして、さらにプラスアルファで町の財源を使ってやるのはいいのではないですか。自信持ってやってください。そして、あなたたちだけではなく、全体で所管する皆さんが協力し合って、やっぱりこういう事業展開というのをしないと無理。そこは、しっかりと組織力を持ってやってもらいたい。

私の質問は以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 73ページ、印刷製本費366万2,000円、これは総務課なのかな。旧庁舎2階の階段の踊り場に東日本大震災の白の本、山積みになっていますが、まずこれ250ほどあるが、そこでお尋ねしますが、今残っているものはどのように活用をするのかお尋ねします。

それと、この数が多いね。業者選定の方法と本の発注部数、この単価は。

以上、お願いします。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えします。

こちらの印刷製本費366万2,120円、こちらは主に第一法規出版のほうで行っている例規集の追録代になります。これが金額が286万7,700円という形で、ほぼそういった形になります。そのほかにについては、町内共通で使っている封筒の印刷代ということでこの金額になってございます。

議員おただしの旧庁舎の廊下にある白色の本だと思うのですが、そちらについては前に作ったものでございます。4年度に作ったものではございません。こちらの活用等々につきましては、様々ないろんな視察等をいただいておりますが、その際に、こういった記録としてお読み取りいただきたいというところだったりとか、あとは学生との交流だったりとか、そういったものに随時使っております。有効に使っております。その管理の部分について、そちらについても場所のほうをちょっと移動するなりなんなりしながら、適正に管理していきたいと思っておりますので、よろしくお

願います。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 本当に分かりました。もちろん我々、町内には配りましたよね。その際に、工業団地、数名で先ほどあった移住者か、定住者か分からない。それには配らないのですか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

工業団地の企業とか、あと新たな移住者等にお配りするのかということでございますが、基本的にはお配りはしてございません。基本的にはいろんな友好的な交流をいただいている自治体だったりとか、そういった視察等においてお渡ししていない経緯がございましたら配布し、今後、そういった震災の記録というのを今後につなげていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 課長、何で工業団地に配らないの。工業団地、あの企業は本町に納税したのでしょう。それはおかしいよ。ぜひ配ってください。これ250も残っているのだから。お願いします。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

工業団地のほうにも聞いて配布したらいいのではないかとということでございます。そのような対応をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 79ページ、最下段、体験農園、これ実際実態があるの。これないと思うのだけれども、教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

79ページ、下段になりますが、体験農園施設、これはフラワーパークでございます。フラワーパークの底地になります。現在バナナ等、いろいろ栽培しておりますが、その敷地の借地料ということになります。こちらについては、1名の地権者の方に借地料をお支払いしているということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 今の件は分かりました。

次に、83ページの工事費の1,716万円を具体的に教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 83ページの工事費1,716万円の内訳でございますが、庁舎の災害復旧工事、これは地震があった部分、天井崩落したとか、そういったのあるのですが、そちらの部分と火災報知機設備の改修、不具合があるということで、そちらの工事、あとは庁舎トイレ自動洗浄化改修工事でございます。一番大きなものが庁舎の災害復旧工事ということで、トータル1,716万円の支出となっております。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 先ほどの説明の中で2番目に答弁ありましたトイレの自動化、これは非常に自分は良かったなと評価します。これ、よその人が来ても、恥ずかしい思いせず、これは大いに評価します。

次に、85ページの公用車運転業務委託料1,500万円ありますね。今までは、町長車は別に運転手がいたと思うのだけれども、今回のバス代には何の意味があるのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 85ページ、下段のほうになりますが、公用車運転業務委託料でございますが、こちらは町民バスの運行の委託料ということで、委託先のウインズトラベル社のほうにお支払いしている経費でございます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） では、町長車の、公用車の経費はどこ行った。町長車。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

町長車の運転手の対応はどうなっているのだということでございますが、こちらは総務課のほうにおいて、会計年度任用職員を1名雇用しまして、その会計年度任用職員が町長車の運転の業務に当たっているということでございます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 具体的に、会計年度任用職員、何ページにありますか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

その会計年度任用職員の対応する部分はどこかということでございますが、71ページになりますが、会計年度任用職員給料というところ、こちらで賄っております。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） ページで、これは前の意味で質問したのだけれども、要は町長車運転手、こういうふうにしませんか、分かりやすく掲載することはできないのかな。分かりやすく色分けすることはできないの。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

分かりやすく表記できないかというようなおただしかもしれませんが、どうしても決算書、当初予算もそうなのですが、この備考の欄で一くくりに表記するという形しか取れないものですから、一応このような表記になってございます。昔といいますか、大分以前であれば、その細目ごとというよりも非常に見やすかったという部分がございますが、現行はこのような表記になってしまいますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） その場合、そうすると、総務課長の考えでしょうが、それはその論法は皆さんが分かりやすい。皆さんが分かりやすくても、我々が分からなくては困るでしょう。確かに皆さんはそれでいいかもしれないけれども、要は我々、町民の代表が分からなくては何にもならないと思います。いかがでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

それは、行政側の言い分であって、分かりづらいだろうというようなおただしだと思います。そういう部分もございますので、当初予算の説明する3月定例会の中で、各課説明資料をより細かに分かるように記載させていただいております。そういったところでお読み取りをいただいて、よろしくお願ひしたいと思います。そのような対応を全庁的に取っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 課長、うまく逃げたな。

次に、101ページの指定管理料5,600万円、その内容なんだけれども、私が教えていただきたいのは、町民がパークゴルフ行っても、残念ながら、今の社長の姿が見えない、こういう意見があるのです。前任者と比べても、はるかに姿が見えない。これはどういうことか、よく聞かれますが、これは課長もそうでしょう。これは町長が、姿が見えないのは、いわゆる株主である町長の指導の欠如だと思います。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 今、ただいま8番、門馬巧議員の二ツ沼振興公社、社長の取組についてのお答えについて、取締役の副町長から、まず説明をさせていただきたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 副町長。

○副町長（松本正人君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

振興公社の社長の姿が見えないというおたしでございますが、決してそのようなことはございません。ただ、今事務所として、事務室としてやっているのがフラワーパークの中に事務室がございまして、そちらのほうにいる場合もございますし、もちろんパークゴルフの受付のほうにも行っておりますし、そちらの行ったり来たりという形で、二ツ沼総合公園全体を管理しているというところでございますので、決してパークゴルフのほうにいないということではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 何で今までいた席にいないの。今までいましたね。前任者は、あのパークのほうにもいましたけれども、奥の部屋にいましたけれども、そう思うのだけれども、何でそこに移ったの。移る必要があったの。姿が見えないのは、そのせいだと思います。本当に必要性があって席移したのかその辺をお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えいたします。

今議員おたしの点でございますけれども、まず前任者と後任者の点で違いということでございますが、前任者の場合は震災直後でございまして、二ツ沼総合公園の中の管理についても、基本的にパークゴルフ場を中心とした業務しか業務がなかったといったところがございます。一方で、現在の振興公社の役割といたしましては、フラワーパークのハウスの運営から始まりまして、公園全体に業務が及んでおります。そういった点で、今副町長のほうから回答はさせていただいたところでございます。

なお、こういったことにつきましては、社長のほうにもしっかりと伝えまして、町といたしまして、町民のサービス向上にしっかりつながるような指導というものをしっかりさせていただきまして、今おたしの点につきまして、しっかり改善できるよう、努めてまいりますので、ご理解いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） よろしくをお願いします。

次に、103ページの下から5番目、工事費の1,100万円、これ分かりますか。全体的に教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

サッカー国際人育成プログラム支援事業の工事費でございますけれども、Ｊヴィレッジのスタジアムの脇にありますＪＦＡアカデミーの寄宿舍がございますけれども、その寄宿舍から県道広野・小高線を挟んで火力発電所側に広野町サッカー場というＪＦＡアカデミーの生徒が使っているサッカー場がございます。こちらが人工芝の１面と人工芝で屋根つきの０.５面の合計１.５面のサッカー場になってございまして、その屋根つきの練習場におきまして、ＪＦＡアカデミープログラムが再開するに当たりまして、その照明機器、さらには通信設備等に不具合がありましたので、そちらの工事を行ってございます。高所作業車を使っております、工事費が高くなっているといったところでございます。

○議長（北郷幹夫君） ８番、門馬巧君。

○８番（門馬 巧君） 今のは分かりました。

105ページのいわゆる我が町のパンフレットや情報ポータル、相談窓口、移住定住促進、移住環境、移住定住体験、地域交流活動支援、二地域居住支援、それ合わせて９項目ありますが、併せて事業費１億1,596万円を計上されていますが、この中で何割ぐらいが所期の目的が達成をされたと課長考えますか。お願いします。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

達成率といたしますと、業務につきましては、基本的に全て所定の目的を達成する形で業務は実施してございます。

一方で、例えば情報発信事業につきましては、まずその情報を発信するための仕組みをつくったところでございますので、まずその仕組みができた中で、今後、情報を発信して受け取ってくれる側がしっかりとその情報を受け取って、広野町の情報が周囲に広まっていくということを見ていかなければいけないというふうに思っております。これには、やはり一定程度の時間が必要なのかなというふうには認識はしております。

一方で、相談窓口業務につきましては、これはもう既に開設をさせていただいております、適宜相談を受付しております、こういった部分に関しましてはワンストップで業務が受けられるような仕組みとして既に実績が出ているというふうに認識してございます。今窓口業務に専用の案内人を１人つけまして業務をさせていただいております。

また、先ほど小磯議員の際にもお話をさせていただきましたけれども、インターン事業につきましては今年度も開催をしております、学生から大変好評をいただいております。今後こういった、なかなかこの地域と縁のない方にこの地域に来ていただいて、広野町含めて、地方の田舎を知っていただくような取組、将来にわたってこの地域に移住していただけるような取組というものを継続していくことが今後、成果になって現れてくるものと期待をしているものでございます。

体験ツアーにおいても、昨年、今年と、今年も実施する予定であります、昨年、体験ツアーで

来られた方につきましては、今年も参加したいというような意向を示しておりまして、最初は旅行
というか、ツアーでありますけれども、こういったものを継続していくことで関係人口につながる
ものというふうに期待をしております。

今般、実施をいたしました事業につきましては、まず成果というよりは、そういった仕組みを一
旦つくったといったところが、まず大きな成果と見ております。その後、議員おただしのような形
で移住、定住に、もしくは関係人口やそういったものの拡大につながるような取組にしていきたい
というふうに考えておりますし、していかなければいけないというふうに認識しております。引
き続き、よろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 非常に細かく説明いただきまして、非常に分かりやすい。それで、例えば情
報と相談窓口、これはさらにステップアップして予算を十分に取って、外部の人間を当町に呼び込
めるよう求めます。お願いします。

終わり。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） まず、これ総務課長にちょっとお願いしたいのですが、こっちの決算
書は結局、事業分野ごとにずっとまとめてある。こっちの説明書のほうは、各課ごとにまとめてあ
るわけです。これ、それぞれ決算書を見て疑問がある点をこっちで調べようとしても、どこに書い
てあるか分からなくて、一応全部ずらっと見るしかないのです。これ、統一できませんか。非常に
分かりづらい。結局これずっと見ても説明がないものもあるし、この決算のときには、各課長ごと
の説明ないので、分からないです、はっきり言って。それ、ちょっとしっかり検討してというか、
お願いしたい。分からない、本当にこれ。だって、イベント関係なんか見ても説明もないし、どこ
見ていいのか分からない。何課が担当なのか分からないので、ちょっとお願いしたいと思います。

質問に入りますが、まず73ページで上のほうで、顧問弁護士報償金ってなっているのですが、そ
の下に費用弁償となっています。これ、弁護士事務所との契約だと思うのですが、これ何件
あって、どういう委託とか、その問合せなりしたのか、ちょっとその辺説明できますか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 1番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えします。

上段から4段目でしょうか、顧問弁護士報償金というのはあくまで基本契約の部分の顧問弁護士
料という形になります。

下段の費用弁償につきましては、会計年度任用職員の通勤手当でございますので、顧問弁護士と
は関係ございません。

相談については、基本的には電話相談等、各課案件があった部分においてご紹介しているという

ことでございますので、相当数件数はあるのかなというふうに思っております。正確な数字については、各課ごとの集計は取ってございません。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 分かりました。

その下なのですけれども、普通旅費と特別旅費というのがあるのですけれども、これ何の違いなのでしょう。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

普通旅費と特別旅費の差は何だということですが、普通旅費に関しては職員等が公務出張で旅費規程に基づいて支給されるものでございます。特別旅費につきましては、昨年度まで応援職員ございましたので、そういった応援職員の旅費等が特別旅費というような形でございます。一般的には、職員等が支給されるものについては普通旅費、それ以外の特別なものということで、例外的なものについては特別旅費というようなお読み取りをいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 次、77ページで上のほうで、男女共同参画プラン策定事業費とあって、これ予算のときもちょっと疑問にあったのですけれども、国でいうと、男女共同参画関係の予算が国防費よりもでかいといって非常に問題になっているわけです。つまり何でもここに入れてしまって予算取りしているから。国でそれだけ物すごく予算使ってやっているのに、あえてこれ、町でこれだけ使う、約300万円近い。これ一体何なのかよく分からない。その結果なり、それが全く見えてこないのですけれども、具体的にこれは何やっているのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

男女共同参画プラン策定事業費につきましては、基本的には各自治体が男女共同参画、女性の進出を当然図っていくというようなことで国のほうが進めてございます。それに倣って各自治体が自治体ごとに男女共同参画プランというものを法に基づき制定をしておりますが、制度の改正があったということで令和3年度で満了ということで、4年度に新たに策定をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） だから、男女共同参画というと、これは具体的に町の職員関係になるのかな。

町民でどれくらいかかるのかよく分からないのですけれども、ちょっとこれに関することだと、ある

裁判があって、例えばトイレを男女の別をなくすとか、そういうものも何か出てきて、これ、私なんか本当反対ですけども、この具体的に男女共同、あれは男女共同参画ではないけれども、男女の具体的に何をやっているのですか。全く見えてこないのですけれども。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

基本的には町の現状とか、町民の意向等を十分に踏まえ、地域経済活性化に向けた女性の活躍促進、復興、防災における男女共同参画の推進、あとは女性に対する暴力の根絶等々、そういったものについて、町としての考えというものを取りまとめ、当然、男女共同参画でございますので、例えば委員会の女性の割合を増やすであるとか、そういった指標を定めて、男女平等に女性の参画を求めていくというような趣旨の計画の中身でございます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 国のほうは、そういう細かいところまで出しているでしょうから、恐らくそれ持ってきてやればいいので、こんな予算かける必要、私はないと思います。

次のページで、79ページで下のほうなのですけども、町有地除伐委託料とあって、その下に弁護委託料ってあるのです。これは、だから個別に何か裁判かな、分からないですけども、何かあって、それで支払ったということなののでしょうか。さっきの弁護士委託料とはまた別だと思うので、ちょっと説明いただきたいです。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

79ページにございます弁護委託料でございますが、新たに訴訟案件が出たということで、着手金の支払いということでございます。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） それは何なのですか。どういう訴訟なりなんなり、教えていただきたいと思っています。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

詳細については、お答えしかねる部分もございますが、町が管理する法定外公共物に、過去の中で構造物があったと。それについて、町として、それを撤去してくれというような中身のような案件でございます。詳細については割愛をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 何でちょっと説明いただけないのか分からないですけども、委託料という

のだから、またこれで裁判になれば、また費用が増えるということなのですね。できれば裁判の前に調停やっただいて、調停なんてお金かからないのですから、ぜひ調停ということを職員の人もしっかり勉強してほしいと思います。というか、そんな勉強するほどのことはないのですけれども、調停はお金かかりませんから、これをやったら裁判になるよという、そこが肝ですから、ここをしっかりとやれば、あっちだって裁判になりたくないですから、お金がしっかりとかかるのですから、そこをしっかりとやっていただきたい。訴訟のほうでお金をかけないようにしてほしいと思います。

次、99ページの中ほど、これも予算のときも思いましたけれども、東京大学専門家報酬、これ、震災がありました。そうすると、いわゆる仕事にあぶれていると言ったら恐縮ですが、大学の職員、大学の若手を中心ですが、それが福島にどっと来ました。つまりこっちに予算がついているから。それで、単にこっちのほうに来て自分たちの事業をやっているだけなのです、自分の専門的なことをやって。自分の専門をやっているだけの話であって、広野町にはほとんど関係ないと思います。こういうのを受け入れてしまったら、こっちの予算がどんどん消えていくので、私はやめるべきだと思っているのですけれども、これ、東京大学としても、恐らく中身が睡眠に関する先生のことでしたっけ。だから、直接関係ないです。どうでもいいことだと思いますよ、広野町に関係ないことは。こうやってやれば、またこうやってちょっと何だかお金もかかる。それで、職員の人もそっちに何かかかる、イベントやればかかる。そうなってくるでしょう。事業は、極力減らしたほうが職員のためだと思うので、言っているのですけれども、これはその睡眠関係の先生のことなのではないでしょうか、300万円というのは。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） 1番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えします。

東京大学専門家報酬ということで、こちらにつきましては東京大学アイソトープ総合センターと協定を結ばさせていただきまして、町内のひろの未来館にアイソトープ総合センターのサテライトオフィスを設けさせていただいておりますが、そちらに勤務する研究員の裏出先生の、今ご指摘いただいた、専門は確かに睡眠でありますけれども、アイソトープ総合センターの研究員として常駐していただいている方の報酬費用となつてございます。この方につきましては、今アイソトープ総合センターで実施をしようとしております放射線創薬の基礎研究の分野においてご協力をいただいている方でございまして、そういった点からしても、町との協定の内容にしっかり合致するといったところで、雇い上げをさせていただいているところでございます。加えて、先ほど言った睡眠など、幅広い知識を持っていらっしゃる方でございますので、生涯学習の分野におきまして、ふるさと創生大学での教授として講師も務めさせていただいております。そういった点からして、町としては非常に有意的な方というふうに認識をして、今後も継続していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 300万円も払って理由づけしなくてもいいと思います。300万円あれば、とにかく町として、放射線被曝関係でやらなくてはならないのは、何といたってもアルファ核種が実態として広野町にどうあるのかということを調査しなくてはならない、まずこれですよ。私は、広野町に住民を移すなんて大反対です。こういう肝腎なことをやっていないから、まずそれやるべきですよ。どこに落ちているか分からない、微量なもの吸ったら後で出てくる、それ証明しようもない、こういうリスクの中にあるわけだから、我々は。アイソトープ総合センターでやったのだったら、まずそこでしょう。最初に児玉先生がいたって、まずそこではないですか。あなた、それ半泣きしながら、これを訴えていたのですよ。それ頭に入れていたら、こんなものに使えないでしょう。しっかりしてください。来年もまたやる、やめてくださいよ。こんなところ、お金使うべきではないです。

101ページ、また地域振興対策諸経費とあって、これが3,000万円くらいある。調査委託料というのが200万円くらいあるのですけれども、これ何なのでしたっけ。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

こちらにつきましては、二ツ沼総合公園内の主要設備の点検調査を実施してございます。施設の長寿命化に鑑みまして、修繕の優先順位づけなどに行うための調査を実施してございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 調査、調査、いろいろあるのですけれども、それ、よく見えていないし、果たしてそれ、やる意味があるのかよく分かりません。

その下のイベント開催委託料、これは550万円関係なのですけれども、これも、だからよく見えていないし、一体これは何のイベントなのです。これ、ちょっとよく分からないのですけれども。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

こちらのイベント開催委託料につきましては、国交省が主催となりまして、日・ASEANハイレベル会合をJヴィレッジを会場に実施してございます。その日・ASEANハイレベル会合におきまして、町といたしまして、地域の活性化イベントとしてこの取組に参加し、町のPR、さらには町内における農作物の加工品のPRなどを行ったイベントでございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 春のときには、そういう何か説明、私は聞かなかったと思うのですけれども。国でやるのだったら、国に出してもらおうというのが基本ですよ。それに乗って、こんなお金を払うべきではないと思います。要するに国でやるのだったら国で出してくれと、そういうことです。

予算ついているのだったら別ですけどもね。

それから、103ページで、ひろの童謡まつり関係なのですけども、絵本制作委託料と、これ毎回絵本、これ何か作っているのでしょうか。ちょっと見たことないですけども。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

こちらにつきましては、広野で誕生しました童謡の風景を具現化するために、女子美大に協力をいただきまして、絵本を制作しております。4年間ほど今続けてやっております、過去には広野のみとやさんが作った「んだな」というような童謡があるのですけれども、そういった童謡を絵本にしたこともございます。これを音楽祭の参加者にお配りをさせていただきまして、町を挙げて童謡まつり、童謡を盛り上げる、童謡の町づくりといったところをPRしていることに使わせていただいているものでございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） お祭り関係なのですけども、その下にCDアルバム制作委託料と、これ200万円くらいかかっているわけですね。その下にラジオ放送業務委託料があって、童謡まつりの今度、ラジオとは別にまた160万円くらいかかっているのです。開催委託料が800万円くらいかかっているわけでしょう。これやることで、町として、つまり私は昔、PR業をやっていました。PR業というのは、必ずやったことに対しての費用対効果って求められるわけですよ。数字で求められる。こういうことやっているのかどうなのか。童謡まつり、これだけお金かかって、それやっていますか、何か効果的なことは。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

CDのアルバム制作とラジオや番組制作の部分につきましては、考え方がちょっと違いますので、分けて回答させていただきます。

まず、童謡のCDアルバム制作につきましては、広野を題材として制作された童謡が今30曲ほどございます。その30曲をCDにまとめたものでございます。これにつきましては、ひろの童謡まつり音楽祭に参加をしていただく、もしくは参加をお願いしている団体、そういった方々、さらには双葉地域や福島県内の小中学生、こういった方に幅広く広野町が童謡の町だといったところをPRするために、子供たち、学校にお配りをさせていただいて、学校の教材として使っていただくような取組をしてございます。

そのほか、ラジオ放送と番組制作の部分でございますけれども、今議員おただしのとおり、童謡まつり開催業務につきましては、補助事業を使ってやっておるのですけれども、単発的なイベントになっていないかというようなことをご指摘をいただいております、イベントに参加できない方

も幅広く広野町がこういった童謡の町づくり、こういったものを行っている、魅力づくり、そういったものを発信しているといったようなところを目に見える形で実践する必要性があり、町といたしましては、ラジオ局やテレビ放送局とタイアップをいたしまして、既存の番組内に広野の特集番組を作っていただいて放送し、PRに努めたといったようなところが業務の内容となってございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 効果があるのだったらいいのですけれども。ただ、課長、1点だけ覚えておいてください。テレビでいうと、日々のニュースなんかそうですけれども、局側というのは情報が欲しいのです。とにかく欲しいの。こういうイベントの場合は、むしろあっち側がお金払ってまでいくかどうか分からないけれども、あっちがやりたいのですよ、こういうネタがあったら。あえてこっちが大きいお金を払う必要がない部分が本当に多い。だから、自治体というのは何でもたかってくると言ってはあれなのだけれども、そういう部分が多いので、こっちが情報を提供してあげているのだよと、そういう認識でやってください。それ、同じのできるから、もっと絞ったって。あっちは欲しいのだから。まして童謡なんて向こう側してみれば。日々のニュース力からそうなのだ。例えばアナウンサーは、記者にかかわらず、町でどういうイベントがネタになるのか毎日探しています。彼ら、彼女らのそれは仕事でもあるのです。アナウンサーはそうなのです。局全体がそうなのです。それぐらいのことなので、イベントなんてやったら、本当にあっちが欲しい。なるべく支出を減らしてほしいと、そういう頭でやってほしいと思います。

107ページでゼロカーボンシティ事業なのですけれども、これは800万円近くかかっていると。これも読んでも中身がよく分からないのですけれども、公共施設等への再生可能エネルギー施設導入に関するFS調査事業なんて。町として、これ、何がメリットでやっているのかよく分かりませんが、中身もよく分からないのですけれども、これだけお金をかけているのですけれども、これは何なのでしょう。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

町といたしまして、ゼロカーボンシティ宣言をさせていただいて、その中で、計画ビジョン策定の中では、再生可能エネルギーの推進というものを大きな目標のイの一番に掲げているわけですが、具体的に、ではどういうふうなことをやっていくのかといったところについては、当然太陽光パネルを設置するとか、風力事業を実施するとか、そういったことはイメージできるのですけれども、具体的にどこに何をどのぐらいつけて、どういう発電をしていくかといったところについては、実際に、例えば役場であれば、役場の屋根の面積にパネルを上げれば、どのぐらいの発電量があるだろうということで計画をつくっているだけなのです。実際にそれが本当に構造的に上げら

れるのか、荷重がかかって、建築確認上は十分耐えられる施設になっているのかどうか、そういったところを調査する、ポテンシャル調査というのですけれども、ポテンシャル調査を今回行っております。ご指摘いただいていたとおり、まず企業や住民にお願いする前に、町の公共施設において、そういったことを最初に導入するべきだろうというご指摘を受けまして、町といたしましては、町内の主要な公共施設について、その可能性というものを調査をしたというのがこの調査委託料になってございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） これ、ゼロカーボンシティ事業というか、自然エネルギーを使うの、私、賛成です。原発以外。よくゼロカーボンシティといいますけれども、カーボン、つまり炭素ではないですか。炭素は、前に言ったと思いますけれども、今自然界に0.04%しかない。昔は大気中に25%ぐらいあった。学者は改めて、どんどん、どんどんこれが少なくなっている。ゼロカーボンシティ、とんでもない話なのです。我々は、生存していけませんよ。我々の体だってカーボン、炭素なのだから。地質学やっている人なら分かるが、炭素14測定法とあって、それをやると、昔の出てきた遺骨がどれくらい昔のものなのかって調べられる。つまり炭素がどんどん減っていくから、それ調べるのと同じで、炭素というのは我々の体のかなりの部分をつくっているわけで、これを減らしていくなんてとんでもない話。何でこんなゼロカーボンなんかやっているかという、原発問題でしょう。原発、要するにその場合に火力発電をやっているのです。火発やっているのです。ゼロカーボンシティなんて、そもそも広野町が標榜するということではありません。ということで質問終わります。

○議長（北郷幹夫君） 5 番、門馬まりえさん。

○5 番（門馬まりえさん） 先ほど男女共同参画プラン策定……

○議長（北郷幹夫君） 何ページだったっけ。

○5 番（門馬まりえさん） すみません。77ページ。委託料ということは、冊子はできたのでしょうか。前年度ですから、できているはずですよ。そうしましたら、議員のほうにも、できてこういう計画になっていますというのを配付していただけるといいのかなと思います。広野町は男女共同というより、やっぱり男尊女卑みたいなところがありますから、そういうところも一緒に、女性と男性は一緒に考えていく時代なのだというのは、共同参画の計画書だと思いますので、ぜひ頂きたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 5 番、門馬まりえ議員のただいまのご質問にお答えします。

計画書について配付させていただきたいと思っております。必要があれば、説明をする機会を設けて説明したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 103ページ、公設商業施設管理運営費、指定管理料、特にお聞きをしたい。

指定管理料、この事業をスタートした段階で、当時の中津復興企画課長が4年間だけこの指定管理料としての補助金をお願いをしたいと、そういうことを言われてスタートしたのです。本人に確認してください。議事録見れば分かるでしょうけれども。その後、更新、更新となって、今もってたらだら、だらだらと、こういう管理料というのが町からの公金として出ているのです。この事実、ちょっとお認めになりますか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

建設当初になるのだろーと思いますけれども、計画のあった際には、この公設商業施設が永続的な恒久施設として設置をしたということではなくて、臨時的な施設として造られたといったようなところがありまして、そういった発言があったのかなというふうに認識してございます。しかしながら、建物が臨時的な施設というわけではなくて、制度的に臨時的な制度だったということがありまして、そういった発言があったのかなというふうに認識しておりますが、基本的には現在この施設につきましては、恒久的な施設として運営していきたいというふうに町としては考えておりますので、継続して管理をしていくような手続とさせていただきます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 何でそんな方針転換をされたのか、私には説明は聞いていません。

広野町商工会、特に商店主の皆さんから、複数の方からよくお聞きします。あるところでは、復興公社の取締役会でも発言がありました。ここに入っている各事業者のランニングコストというのはほとんどない。私たち一般商店主は土日も休まず、365日朝早くから設備投資をして、そして家族みんなでこの商店を何とか維持しようとしているにもかかわらず、そこに店出している皆さんは経費というものが著しく少ない。この不公平を何とかしてくれというのが声です。どうなのですか。私は、広野町商工会がもう少し足腰強い、そういう事業を進めるのであれば、この件は少しは減額の方で考えるべきだと私は思いますけれども、いかがですか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらで予算を計上させていただいております指定管理料につきましては、基本的に管理をするための警備費や、さらには業務を行うための人件費がメインの業務になってございます。

議員おただしの部分につきましては、テナント料の件かなというふうに認識しておりますけれど

も、実際にテナント料につきましては、現在徴収をしていない状況になっております。町といたしましては、以前にも回答はさせていただいておりますが、復興創生期間において、テナント料の見直しを考えたいと考えております。復興創生期間内におきましては、当面は徴収しないというような考えでいるということをご理解いただければと思っております。

一方で、各テナントが使っております光熱水費、電気料や水道、ガス、燃料費等、こういったものにつきましては、各テナントがしっかりと負担をしているといったところをご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） テナント料を含めて、やっぱりそういう一般の商店街の商店主とあまりにも条件が違い過ぎる。その辺は是正してください。来年度から削減してください。

次に行きます。101ページ、広野駅・Ｊヴィレッジ駅利用促進助成金3,306円、年々下がっていますわね。この使命は、もう終わったのではないのかなと私は思うのですけれども、必要性はあるのですか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

確かに利用につきましては、少ない状況なのかなというふうには認識してございますけれども、制度をちょっとご説明させていただきますと、今広野駅からＪヴィレッジ駅まで190円、乗車料がかかっております。そのうち、町民バス等を利用すれば、二ツ沼総合公園までは100円で、今町民バスについては無料でございますが、基本、町民バスで移動する場合に100円がかかるといったことを想定しまして、Ｊヴィレッジ駅を利用促進するためには、それらと同じように一定の交通支援というものが必要だろうということで制度化して実施したものでございます。昨年は37件の利用がありました。端数が出ておりますけれども、スイカを使いますと、若干割引になるのです。そういったものを考慮しまして、計算をしたところ、こういった形になってございます。

Ｊヴィレッジでのイベントや、さらには今後、サッカーの高校生のインターハイが定期開催になってきます。そういった場合に、町内からＪヴィレッジ駅まで移動する手段として、こういったものも有効なのかなというふうに考えております。町民がＪヴィレッジに行ってサッカー観戦をするといったようなところでお使いいただけるような仕組みとして、今しばらく継続して実施していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧議員。

○8番（門馬 巧君） 質問漏れました。

○議長（北郷幹夫君） 何ページですか。

○8番（門馬 巧君） 95ページ。補欠選には今まで誰も質問したことがないことかと思いますが、

あえて質問します。92ページから93ページにおいて、いわゆる知事選、参議院選、議員補欠選と開催されていますが、それぞれの選挙の中で一般的には人件費が多いですが、その次に多いのは事業委託料。この事業委託料の中身について教えていただけますか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 8番、門馬巧議員のご質問にお答えします。

各選挙ごとに出ている事業委託料でございますが、こちらについては各選挙ごとに投票管理システムということで、よく入場するとピッ、ピッと入場券を消し込みをしながら管理するというようなものでございます。都度、様々にそういったデータの整理であったりとか、微修正とかシステムの改修が必要でございます。そういった運営も含めて、この事業委託料で行っているということになります。当然に選挙ごとに設定が必要になってきますので、お金は多少であります、かかってくる。こちらについても補助経費で見てございますので、ご理解のほどよろしく願います。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） それで、2番目に多いのは通信運搬費、3番目に多いのは掲示場設置・保守・撤去となっていますが、その疑問は掲示場の面積によって、そういうものはそう理解するのですが、そうすると当然、知事選、町議選、今度ありますね。その費用が多くなるのは人口が多くなれば、当然面積が多くなります。そう考えて間違いないですか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

通信運搬費については、入場券等の通信の通信料というようなことでご理解いただきたいと思います。

選挙ポスター掲示場設置・保守・撤去委託料でございますが、選挙ごとに若干金額が違います。当然、有権者数、掲示する例えば資材、候補者が多ければ、面積も大きくなりますし、箇所数は変わらないのですが、そういった立候補者の数によって、掲示する板の枚数だったりとか、そういったことが異なってきますので、若干の差異が出ているということでございます。よろしく願います。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） すみません。本音言うと、この質問の切り口を自分で逡巡していたんです。

どこで質問しようかなと思って考えていたもので、ここしかなかったのだよ。そこで、確認でお尋ねしますが、我々の改選がこの11月にあると思います。そこで、これは直接町長にお尋ねしますが、私、この話を、5月上旬に聞いた話ですが、大体下馬評に上がっている方で、役場職員を退職して、今現在立候補に向け準備していると聞いています。その方があるところに行き話したのが、ここ

が大事、自分の用向きを話したときに、自分は町長に頼まれて立つんだ。と証言したそうです。この話は、当然に聞かれた方から自分は直接聞いたので、間違いありません。一般的に我々、立候補する前は、こういう手柄話は日本人ならあんまり自慢話をしないのは一般的に思いますが、この方は町長の要請を受けて立候補するということだから当選は恐らく間違いないでしょう。しかし、この方は今回のこの自分の知る限りにおいて、全く本人の主体性がない。そのことが分かりました。それは、町長への忖度以外の何物でないことは明らかであります。いわゆる忖度政治は町民、住民にとって百害あって一利なし、そのことも町長に申したいので、この質問を終わります。

以上。答弁は要りません。

〔「議長、町長」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 答弁は要らないって言っています。いいでしょう。

〔「答弁します」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいまの8番、門馬巧議員の質疑におけるご意見についてお答えをしたいと思います。

私は、立候補表明されている方とお会いした事実是一件もございません。全くありません。4年前、8年前と相談を受けた際には、そうですかとお話を聞いた経緯はあります。ただし、そこまでであります。人、人との会話の中で、ただいまの話をお聞きした際はありました。その際に明確に申し上げましたが、私はどなたともお会いしてはおりません。それは、明確に返答しておきたいと思います。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 今の話の中でそんな本人と町長が会ったとの、そういう発言は一言も申し上げていませんよ。それはおかしいよ。会わなくてもその気になれば電話でもできるでしょう。そんなことが伝わります。

終わり。

○議長（北郷幹夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） なかったら、106ページまでの2款を終わりたいと思います。

お諮りいたします。ただいまの時間は11時54分です。ただいまから13時まで休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） よって、13時まで休憩いたします。

（午前11時54分）

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（北郷幹夫君） 3款民生費の106ページから5款労働費の145ページまで質疑を行います。106ページから145ページまで。

6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） 113ページの自立継続サポート事業のところの緊急通報業務委託料のところでお聞きします。

この緊急通報システムというのがあります。主に、この前の町の説明では、何か65歳以上の方が対象だとかって、恐らく独り暮らしの方なのでしょうけれども。何かご自分に体調変化があって、緊急に救急車などを呼びたいなんていうときに、このボタンが非常に役に立つということなのですから、もう一方では、最近できた制度でマゴコロボタンというのがあります。それを設置されている方もいるわけなのですから。緊急通報システムは、皆さん大体何かよくご存じで、つけておられる方は、アイネットさんというのですか、そこから電話も何か定期的にかかってくるということで、そこで安否確認もされると。そして、ご自分が救急で呼びたいときはそのボタンを押せば、そちらのほうで手配をしてくれるということで、非常に皆さん助かっているみたいなのです。

ある方がこのマゴコロボタンというのをつけられているのですけれども、先日ちょっとやっぱり具合が悪くなりまして、その方はご自分で携帯をかけて救急車を呼ばれたということなのです。富岡の医療センターですか、あそこに運ばれてまして、そこで1週間ぐらい入院されてきたのだと思うのですけれども、後で「マゴコロボタンで救急車を呼んだのか、それともご自分で電話をかけられたのか」って聞きましたら、「どちらにしたか覚えていない」と言うのです。ああ、そういうときってやっぱり記憶も飛んでしまうのかなって思ったものですから、後でちょっとそういうお仕事されている方に「このマゴコロボタンというのは、ボタンを押せばそちらのほうで出られた方が救急車なんかは呼んでもらえるなんていうことはできるんでしょうか」って聞きましたら、どうもそうではないみたいなお返事だったのです。ですから、もう少し詳しくマゴコロボタンの制度がどのようなものなのか、ちょっとご説明いただきたいと思うのですけれども。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 6番、畑中太子議員のただいまのご質問にお答えいたします。

マゴコロボタンにつきましては、緊急通報的なものは使えないものとなっております。オペレーターにつきましては、ボタンが2回押されますと、オペレーターのほうにつながるようになっているのですけれども、随時対応できるような体制に今はなっておりません。ですので、救急車とかの手配とかにすぐに対応できるものとはなっておりません。それと、24時間対応もできていない状況

ですので、そういった救急対応等が必要な場合は緊急通報システムのほうをお勧めしております。それと併せてマゴコロボタンにつきましては、こちらからお薬、お忘れないですかとか、今の気象情報の状況とか、そういったものを利用者にお知らせするような形を取って高齢者の安心につなげているところでございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） やはりそうだったのですね。その方の年齢が80歳をもうとっくに超えられた方なのです。ですから、本来ならば緊急通報システムを先につけてあげるべきだと思うのですけれども、独り暮らしです。だから、どうしてマゴコロボタンということになったのかなって、ちょっとそこで疑問に思ったのですけれども。その辺は、やっぱり高齢者の方のそういう状況変化のときに、十分に対応できるようなものでないと、誰かいればいいですけれども、いない場合は本当に危険だったのではないかなというふうに思うものですから、これからマゴコロボタンはもちろん安否確認にも有効だと思いますし、いいとは思いますが、どうしても緊急のときに、その方にとって利用しやすいものでないと、本当にこれから問われてまいりますので、どのように考えているでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 6番、畑中大子議員のただいまの質問にお答えいたします。

議員おたしのとおり、利用者にとってどちらが利用すべきものなのかにつきましては、こちらで担当者が説明する際、両方の制度を説明しながら行っているところです。確かに高齢者で独り暮らしの場合は、どちらかというと緊急通報装置のほうを利用すべきものだとは思っておりますので、どちらのメリットも説明しながら、導入を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） あと、聞きましたら、マゴコロボタンのほうは土日とは何か対応がないのだというような説明も受けたのですけれども、それは事実でしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

土日のほうは、オペレーターのほうは対応しておりません。その際にボタンが押されたものについては、履歴としては残っておりますので、月曜日になってからこちらのほうで連絡するような対応で行っております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） これで最後にいたしますけれども、やはりもう少しマゴコロボタンがもっ

と広い範囲で利用できるようになれば、心強い存在になれるのではないかなって思うのです。そういうことに限りがあるのであれば、やはりもう一定の年齢の方は両方つけていただくと、そういうことに決めていったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

両方設置するという部分につきましても、私どものほうで検討しました。利用する側にとって、両方つけることによって、どちらのシステムで連絡したらいいか分からなくなってしまう可能性があるというところもあって、その危険性を避けるために、片方だけの選択をしております。やはり何かあったときに、緊急に連絡しなくてはならないといったときに、マゴコロボタンの場合はその対応ができない時間帯とか、休みの日とかございますので、そういったところを説明しながら、今利用者の方に勧めているところでございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 133ページの下のほうで、保健事業費で講師謝礼というのがあるのですけれども、これは放射線関係のとは別になのかなと思うのです。これは、どういうあれなのでしょう。中身、どういう内容のものなのでしょう。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 1 番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの講師謝礼につきましては、心の相談会を実施しておりまして、その際の謝礼でございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） ちょっとこの段階にしたのがよく分からないですけれども。

133ページの、同じページの下のがん検診事務手数料とやっているのですが、前に町長にお願いしたというか、胃カメラの件でお願いして、今あれは結局2年に1度、町が負担するということになったと思うのですけれども、今もそうですよね。それで、その後に腸の検査もできないかなということをお願いしたのですけれども、何かそれ、時期尚早だというお話だったと思います。予算のときに聞くのも後になってしまうので、こちらのほうをやる考えなんかは今いかがなのでしょう。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

腸の検診については、まだ準備できていないところです。今後、検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） ぜひお願いしたいと思います。発症率がかなり高いですから。

あと、143ページなのですけれども、放射線健康不安等相談事業費、これまだ400万円ぐらいかかっているという。これ毎年、私反対していますけれども、要するにこれ洗脳です、住民への洗脳。最初のときのこれでやっている担当の人が全くもうあっち側の人で、もう本当にぶつかり合いました。安全、安心しかなさうと言わないわけです。それで、またその後何回その担当の人が替わったかわかりませんが、本当に被曝とか、放射能汚染、その知識がありません。もうただの何聞かれても分からないという人です。こういうことで400万円くらい使っているわけです。これ本当に無駄だと思うのですけれども。また、これ講師謝礼って使って、これまた熊谷さんが来ているのですか、これ。この人が全くもう原発事故があったときのそういう、言ってみれば工作人員ですよ。それで、チェルノブイリの反省があつて、こういうときにはこういう人間を現場に送って、テレビやラジオ、講演をやって、安全、安心にさせるということがもう決まっています。こういうふうに動いている人です。こういうふうに無駄に使っているわけです。全くとんでもない話ですけれども、これまだ熊谷さん来ているのでしょうか。ちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

検討委員会の中で熊谷先生はまだ、年に1回ですが、来ていただいております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 最後にしますけれども、だから、もうこういうのはやめるべきだと思います。

何でそういうことができるのか分かりません。もろ国と原子力村の災害対応をそのまんまやっているわけではないですか。我々は町民の健康、生命を守ることは何だって大事なのです。予防原則で対応するべきで、起こってから安全、安心で洗脳するなんかとんでもない話です。これもうとにかくやめていただきたいということです。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） 7 番、小磯利雄君。

○7 番（小磯利雄君） 175ページ、中段、防災対策諸経費のところ、翌年度繰越金として2,800万円の計上が上がっていますけれども。

○議長（北郷幹夫君） ちょっと何ページ。

○7 番（小磯利雄君） 175ページ。

○議長（北郷幹夫君） それまで行かないよ。

○7 番（小磯利雄君） そこまで行かない。

○議長（北郷幹夫君） 今145ページまででお願いしています。

○7 番（小磯利雄君） 145ページね。

では、次に行きましょう。143ページ、いいですか。工事請負費として工事費1億5,500万円、要するにこれは除染対策の関係なのでしょう。膨大な金額ですけれども、これ内容は何なのですか。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの1億5,531万6,700円の事業につきましては、主に東町仮置場の原形復旧工事にかかった工事費となっております。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 東町で何やったの。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君） ただいまの質問にお答えいたします。

この東町の仮置場のほうにもともと除染の廃棄物等を仮置きをしていたのですが、そちらのほうの仮置場を元の状態に戻すということで、今現在町の産業団地ということになっておりますが、そちらのほうを元の状態に戻すための工事をしておりまして、そちらのほうに要した工事費ということになっております。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 了解しました。なかなか売れていないのかな。大分空いていますね。

135ページ、今コロナウイルス、第9波のピークをそろそろ迎えるのかなということで相当はやってきています。そういった中、この新型コロナウイルス感染症対策事業費、相当な莫大の金額が使用されたわけなのですけれども、この金額は全て国、県の補助金でペイして、なおかつ国県等精算還付金というのが発生していますけれども、その辺の関係ちょっと教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、全て国の補助金、負担金等で賄っております。この中におきまして、コロナワクチン接種タクシー利用券や消耗品費のほうで抗原検査キットを購入したわけですが、そちらにつきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほうを充当して事業を実施いたしております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 今先ほど言いました国県等精算還付金というの、これは何ですか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 失礼いたしました。ただいまの質問についてお答えいたします。

こちらにつきましては、前年度交付された金額が過大になっておりましたので、そちらの還付金でございます。失礼いたしました。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 133ページ、私も広域に行っているときからスタートしたこの双葉地方広域市町村圏組合准看護学院負担金、昨年度も340万円ということです。これまで本町では幾ら積み増し、負担したのでしょうか。累計金額分かります。

それと、もう一点は、本町の町民がこの准看護学院のほうに入学した実績があるのかどうかお聞きします。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これまでの累計負担金につきましては、ただいま手元に資料がございませんので、後ほどご報告いたしたいと思います。

この准看護学院にこれまで広野町の方が入学されたかという部分につきましては、入学の実績はございません。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 広野に限らず、他の町村においてもゼロということで、大変もう返上してはどうなのだというような、そういう考えがあります。この先、希望を持ったそういう皆さんの入学が期待できるのかということは、私にとっても非常に甚だ分かりません。町長、この件について、本町として少し見直しをするというようなことは考えてはいただけませんか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 7番、小磯利雄議員の准看護学院の展望についてのお答えをしたいと思います。

震災以降、双葉町御町に設置されていた准看護学院、平成26年目途にどのような展望をするかということについて、双葉8町村長の中で質疑をして、8町村連携の下に取り組んできた経緯であります。つきましては、今現況10年余の時間軸の中において、これからのいわゆる看護師さんの展望に向けて、相双地方としてしっかりと相馬と双葉地方が連携を図っていくということのこの取組の中において、しっかりと協議をして、そしてこの双葉准看護学院の展望というものを期してまいりたいと、そのように念頭しながら捉えているところであります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） しっかりと協議をしてください。

111ページ、生活困窮世帯緊急補助事業270万円、必要な方に必要な交付金を支給するというのは、これは当然でありますけれども、実際に令和4年度の対象人数は何人ですか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの対象人数につきましては260人でございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 115ページの人工透析の総数は何名おりますか。それをお伺いします。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えいたします。

人工透析患者通院交通費補助金の対象者の人数でございますが、こちらにつきましては4名でございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） これではないの。これは今総数人数。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 大変失礼いたしました。ただいまのご質問についてご説明いたします。

透析対象となる腎機能障害1級をお持ちの方につきましては19名でございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） この点、町長にお尋ねします。

先般、県のほうに要望がある中に、町の要望フォームの中に人工透析を行える医療機関の要望ありましたね。それは、十分通院可能かどうか。ぜひこれは今は19名だけれども、これは長年の課題であります。ぜひこの通院のために全力をお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 8番、門馬巧議員の人工透析患者に対するこの医療の展望についてお答えをいたします。

まず、私は人工透析の患者さんに対する対応については、この医療提供の題、この大きな柱として捉えておりました。よろしいでしょうか。大きな柱として捉えておりました。ついては、今町内にときわ会が来訪いただき、連携を図って捉えて、今この日を迎えております。県立大野病院が令和29年を目途にこの新たな展望に向けて、今鋭意準備に当たっているところであります。

私は、県町村会長として、双葉地方町村会長として、その準備設立委員会において、発言等々を唱えてきました。理事長である大熊町長と共にであります。その際、この被災地において、病院経営というのはしっかりと各診療科目が広域的に連携をしていかなければならないと。一次医療、二次医療、三次医療と、その連携体制を捉えるということが大事だということを唱えるとともに、診療科目については広くこの対応に当たっていただくことが何よりも第一義であるということを申し

上げる際に、人工透析の設置は必然であると。双葉郡内に人工透析の治療ができる環境を、ぜひともこれはつくらなければならないと。それがならない限りにおいては、復興はなし得ないと、帰還はなし得ないということを強く直訴して、人工透析の展望に向けて今協議をいただいているものと受け止めております。

その後もその経過措置について確認をするところにおいては、鋭意前向きに捉えていくというお話をいただいているところでもあります。これからも、令和5年にありますが、令和9年に向かうこの手続の中において実現をしていくと、実現を可能にするということを、これは全力を期してなし得ていきたいと、その決意の下に今日まで取り組んでいるものでございまして、しっかりと結果を導き出していきたいと、そのように念頭しております。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 町長にさらにその医療機関が完成するようにもう一度お願いします。

次に、131ページ、これは保健衛生総務事務費なのだけれども、先ほどの法の例を見ると、減免措置が令和7年4月以降は窓口負担も、4月1日以降は発生するように自分は理解しているのですが、間違いありませんか。国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険と全部負担費、いわゆる窓口負担減免、これが令和7年の4月1日以降は減免終了。高齢者医療費が発生します。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えいたします。

議員おたしのとおり、令和7年4月より、国保、介護保険と後期高齢者医療について、窓口の負担の減免が終了して個人負担が発生するような形になります。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） その点、課長、重ねてお尋ねします。

説明者が残念ながら分からないのだけれども、提案している町長は山田町長。提案して、制度としてありました18歳以下の子供、いわゆる児童生徒、いわゆる妊婦さんの健診、この制度で扱っていけば、今言った令和7年の4月以降は自動的に支払いするのか、この制度は自動的に支払いすると考えて良いのかどうかを確認します。

○議長（北郷幹夫君） こども家庭課長。

○参事兼こども家庭課長（坂本 淳君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えします。

先ほどのご質問ありました件に即した形でゼロ歳から18歳までの医療費のほうも窓口負担が発生するのかというご質問かと思いますが、こちら全く制度が違いますので、ゼロ歳から18歳までの医療費につきましてはこれまでどおりということになります。よろしく願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） これは、いわゆる現状を模索しながら減免対象になったのだけれども、これ

は分かるの。従前あった本町の制度はあります。これは、自動的に手当てするのか、そのことを知りたいのです。従前はあったのだよ。制度として原発震災前はこの制度はあったの。分からない。

〔何事か声あり〕

○議長（北郷幹夫君） こども家庭課長。

○参事兼こども家庭課長（坂本 淳君） ただいまの質問にお答えいたします。

乳幼児医療費の件だと思うのですが、こちらの乳幼児医療費につきましては、先ほどお答えしたように、ゼロから18歳まで無料でございますので、ちょっと私の先ほどの回答の仕方が悪かったと思います。申し訳ございません。

○8番（門馬 巧君） 妊婦。

○議長（北郷幹夫君） 妊婦さん。

こども家庭課長。

○参事兼こども家庭課長（坂本 淳君） 大変失礼いたしました。妊婦に関しましてもこれまで同様、妊婦の健診に関しましては町のほうから補助という形になりますので。申し訳ございません。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 137ページの環境衛生費の双葉地方広域市町村圏組合斎場費負担金、これについてお尋ねします。

この188万円は、この負担割合は人口比かあるいは医療費なのか。人口比。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えいたします。

双葉地方広域市町村圏組合斎場費負担金の算出方法についてのおただしかと思いますが、こちらにつきましては、8か町村の人口割で、均等割分が30%、人口割70%の割合で8町村で分担をして決めております。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） その前の人口比、これは従来の住基人口なのか、住基人口と違うのか教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君） ただいまのご質問にお答えします。

説明が足りなくて申し訳ございません。住基人口で算出しております。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） これ何度も聞いているのだけれども、それは分かる、ところが自分の隣の人と言うのは、いわゆる必要性は双葉の聖香苑の利用は、本町はかんのさんが通算2回、ふたば斎苑についてはゼロなのです、ゼロ。残念ながら利用は、本町の場合はやっぱりいまだにいわきのいわき清苑が多いのだね。というのはなぜかという、やっぱりまず距離的に近い。ある人は双葉町は

残念ながら、幾ら除染しても100%は、下がることは目で見えないの。こういうふうに理解しているのだね。それを誰も嫌だとは言いませんが、そういう実態があることをここでお知らせして、それについてなんですが、最後に言います。かんのさんは2回、ふたば斎苑はゼロ、これらが今の実態です。

同のページの原子力災害対策費33万1,000円。これは質問値段は、費用の問題ではないのです。では、自分事なんです、去る9月6日の月曜日、自分の賠償問題にいわき平のセントラルビルディングの脇にありますあそこに今相談室設けているのだけれども、それが何と富岡町は学びの森にあるのです。それで、町民に犠牲を払っているのだけれども、そこで町長にお願いしますが、なぜ広野町はこんなに東電に応援し、協力しているのに自分の町に相談室を設けることができないのか、まずそれをお尋ねします。相談室。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 8番、門馬巧議員の東京電力賠償窓口の在り方についてお答えしたいと思います。

これまでの経緯はご承知のとおり、町内にあって、帰還とともに、そして広野町のエリアはいわきのエリアの対応に移行しました。今おっしゃっている富岡町は、まだ帰還がなし得ないということとあります。ついては、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町と、この北双を念頭とした様々な拠点というものが今形成をされている時流にあります。つきましては、富岡町の窓口は富岡町町民を対象となされるわけではありますが、北双の方々も対応なされているものと受け止めるものです。

一方、広野町は町内に司法書士会の事務所が、今も二本松市と共に県内1市1町ということで対応に当たっています。そして、法テラスが今駅の東側のみらいオフィスの中に事務所を構えています。法テラスも令和5年度を迎える際に予算がなければというところまでは来たのですが、この国の支援を獲得して、そして日本司法書士会として、この広野町に拠点を継続して捉えて設置するという協議をして、この令和5年を迎えました。

つきましては、東京電力、NDFが、賠償機構がその報告の窓口になりますが、このNDFの報告の際にはしっかりと広野町民の、いわゆる賠償に関する等々に対するこの対応手続を、数字全部出ていますので、私も見えています。多い、少ないということではなくて、最後の1人までしっかりと身近に対応できる体制を堅持して対応しなければならないということを念頭として、しっかりと対応できているかということについては、対応できているということを確認までいたしているところとあります。つきましては、広野町として、町民の賠償等に対する対応について、この適切な、的確な対応をこれからも堅持して展望していきます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 残念ながら、広野の一般町民はここにある相談窓口は分かりません。そういうお知らせしていないのでしょうか。ですから、回覧板が回りましたが、もう見ていないと思います。

それを受けまして、自分がいわきに行って相談した、中でも自分の親が震災のときに5月1日に亡くなって、いわゆる賠償をもらったのだけれども、当該のこの賠償はどうなっていたの。こちらから支払いの間は、東電相談員は何にも教えてくれません。誠に不親切。こういうこともぜひ町長、東電の担当者にお知らせいただきたい。何でこちらがお願いして損害賠償ができるまで、相手は名前言ってもいいのだけれども、それはやめましょう。残念ながら申し上げられませんので、そういうことは一般の人は全く分かりません。こうしたことも含めて併せて町長に再度お伺いします。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいまのご質問にお答えをいたします。3点あります。

まず、1点目は、私が答弁申し上げた件については、東電の賠償というものとかかる法的根拠まで含まれているということを再度確認をさせていただきたいと思います。町内において、いわゆる補償賠償に関する相談窓口というものは広く捉えた際には、そういったあるということを今お話を申し上げたということであります。つきましては、今ご指摘いただいているように、町民各位が届いていないということについては、広報等で町としても、そして法テラスにしてみても、日本司法書士会にしましても、もっとPRするようにということをお伝えします。周知いただくようにお伝えをいたします。町として、広報等でお伝えをしていきます。周知を図っていきます。

2つ目でありますが、この東京電力の賠償等については、今第5次追補が昨年来より、そして令和5年度、この春を目途として動き始まったということであります。スタートラインでこの間違い不備が発生しまして、書類の発送が一旦止まったのです。止まったことの再開したのが初夏を迎える時期でありました。そのときに、町民の方々は何の連絡ももらえないと、どうなっているのかという状況に相まったのです。そのことについては、これも同じように東京電力の補償賠償の窓口において、しっかりと町民各位に連絡を執り行い、そしてこの意思疎通をしっかりとやるということを確認をし、今その動きに至っております。重ねてでありますが、この第5次追補のいわゆるフリーダイヤルも1つの窓口だった。そして、何名という体制でありましたけれども、これを再度見直しを図って開設局を広げたり、対処をする社員の方々の対応を重厚にするということをつまえて執り行ったということを報告を受けております。これが2つ目であります。

3つ目についてでありますが、東京電力の賠償について、窓口はNDFということになりまして、今ただいまご指摘いただいているように、広野町、いわきが窓口となるわけでありますが、富岡町はすぐ隣の隣の町ですから。というように柔軟に対応できることを東京電力の窓口として受け止めていただき、そして町民各位も賠償の相談というものをしっかりと受け止めていただけるような、そういった対応を再度確認をして対応に当たりたいと思います。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 町長、町内には、いわゆる高齢者、後期高齢者が多いのです。運転免許を返

納、訳あってした方もいます。この方は、いわゆるあんまり町民バス、あとはデマンドタクシー利用して電車に乗って平へ行く、あるいは富岡に行くことは大変でしょう。いわゆる後期高齢者、交通弱者、この方をすくい上げるために、町長、今一肌脱いでください。お願いします。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この状況によって柔軟に判断を対応するというのは、これ必然でありますので、対応できない方には、まず連絡をいただくことは必要だということです。そうでないと動きませんので。状況において、東京電力の窓口が現地に出向いて、訪問をして、そして対応できる、その体制を、しっかりと取組を話をいたします。これは、最後の1人までこの責任を持つということは、そういうことを指すわけでありますので、おただしのよう。です。その状況状況において、電話連絡で取れない者については訪問して、出向いて、そして対応するということは必然だと捉えます。ということについては、対応することを確認をして対応していきます。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） ただいまの追加賠償のことについて、私、町民の何人かの方と具体的に東京電力に電話してもらったり、いろいろなことをやってもらいました。まず、皆さん、「来ない、来ない」って言っていつまでも待っている方が多いのです。それで、「来ましたか」と言うと、「みんなと話しているんだけど、そのうち来るから」って、すごく善良な方が多いのです。

聞いてみますと、町の広報と一緒に、いつもここへかけるといいですよというチラシは毎月のように入ってきているのです。私は、いつも毎月見ているのです、その紙を。そのチラシの一番下のところにタイトルと一緒に電話番号が載っているのです。そのタイトルというのがすごく難しいの。大抵の方は分からないのですよ、こんなこと言われても。何て書いてあるかという、中間指針第5次追補の追加賠償についてと、こういうふうに書いてあるのです。それもそんな目立つ字ではないのです。いろんな相談事できますよというのが上に記事とありまして、一番下にこの中間指針第5次追補の追加賠償、これがタイトルで、さあって書かれているのです。だから、目立たないのです。そして、「この文句が難し過ぎて自分のことじゃないと思った」と言うのです、みんなお話ししたら。「ここに電話番号書いてあるんですよ」って、「これは、毎月広報や何かと一緒に、回覧板と一緒に来るんですよ」と言ってもみんな「全然気がつかなかった」と言うのです。

それで、二、三人の方に電話していただいたのです。1人の方のときは聞いていたのです。なかなか出ないのです。0120、フリーダイヤルなのですけども。何回かずっと携帯電話置いていたのです、同じせりふ繰り返しますのです。すぐには出られませんということを言うのです。「でも、諦めないで。そこに置いていて」って、そしたら七、八回それ言いましたかね。そしたら、東京電力の男の方が出てこられたのです。確かに物すごく丁寧な言葉遣いで、「本当に申し訳ございません」

という言葉をお先に言われるのです。それで、「うちはここなんだけど、なかなかその請求書というのが届かないんだけど」って、こう言いますよね。そしたら、「申し訳ございませんが、あなた様のご住所、氏名をおっしゃっていただけますか」って、こう言うのです。ですから、言いますよね、そのとおりに。そうしましたら、その方が確かめるわけです、そちらのデータと照らし合わせて。そしたら、「あなた様は、いまだにいわきのほうにお住みになっております」って、こう言うのです。「えっ、いわきって湯本ですか」って、仮設住宅に見えましたから。「湯本ですか」って言ったら「そうです」って。だから、届かないのです。広野の住所になっていないというのは、その方、世帯主なのですから。だから、どういう具合でいまだにその仮設に住んでいることになっているのか。何か謎が解けてきたような気がしたのです、それ聞いて。確かにすごく丁寧な対応をしていただきました。しかし、この電話で住所とか、お名前とか全部登録させていただきますので、そこまではよかったのです。もう全部言い終えて、それで「東電さんの事故がなかったら、私たちこんなに長い間苦しまなくて済んだのにね」なんて言ったのです、こちらの方が。そしたら、「本当に申し訳ございませんでした」って言うのですけれども、その後に「今日、登録させていただきましたけれども、この請求書そのものの発送はいつになるかというお約束はできません」って言うのです。つい1週間ぐらい前の話です、これ。本当に、だからいまだに届かないのがなぜなのか、その電話で何か謎が解けてきたような気がしたのです。どういうわけだか東京電力には、いまだに広野の方が仮設に住んでいることになっている、そういう住所登録になっている、そういうことが往々にしてあるのではないのでしょうか。

ですから、このチラシ、毎月入れていただくのは本当にありがたいのですけれども、皆さん気がつかないのです。中間指針第5次追補の追加賠償、こんな難しいタイトルで言われても、ああ、自分の賠償なのだなってぴんとこないです、みんな。「全然分かりませんでした」と言うの。お話しした人、みんなそうでした。「ええ、そんなの入っていた」って、こう言うのです。ですから、もう少し分かりやすく住民の人にお知らせするのも、やっぱり形態をざっくりばらんにして見ていただけるようにしていただくとか、あと住所登録したのにいつになるか分からないという、そういう絶望的な答えを出さないでいただきたいと思うのです。

私たち、国会と東京電力行きましたよね。あのとき、東京電力は何て約束したか。「7月31日付で広野町の方には発送する準備は既にできております」って、こう答えられましたよね。7月31日です。もう今9月です。だから、本当にあの言葉は何だったのだろうって、電話かけているときそう思いました。

やっぱりちょっといろいろ皆さんに分かりやすく伝えられるように変えていかないと駄目だと思います。

○議長（北郷幹夫君） いいのですか、答弁。

○6番（畑中大子さん） はい。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） さっきちょっとページ聞き漏らしたのですが、健康福祉課長のところで……

○議長（北郷幹夫君） 何ページ。

○1 番（阿部憲一君） すみません。さっきページちょっと聞き漏らしたのですが、人工透析の1 級の人の数字なのですけれども、19人って前に伺ったときにはもうちょっと小さい数字だと思ったのですけれども、推移分かります。増えているのか、下がっているのか。増えているのだと思うのですけれども。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 1 番、阿部憲一議員のただいまの質問にお答えいたします。

推移としましては、昨年度というか、と同数ということで認識しております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 昨日もやりましたけれども、いわゆるストロンチウム89と90で、これが白血病につながるということなのですけれども、これの前段階としてあるのが1 型糖尿病なのです。それが福島県内では増えているということで傾向であるので、うちの町も注視しなくてはならないのです。その辺ちょっと頭に置いて、これからもその数字的なものをしっかりお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） そのほかないですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） では、次に移ります。

146ページから176ページの消防費まで質疑を行います。

7 番、小磯利雄君。

○7 番（小磯利雄君） 先ほどは失礼いたしました。175ページ、防災対策諸経費の中で繰越明許費が2,800万円ほど発生しているのですけれども、これはどうしてしまったのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君） 7 番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの繰越明許費につきましては、まず今年度、4 年度になりますが、防災マップの作成業務に関しまして、浅見川の河川ハザードマップ作成に係る業務委託料について、当初の計画ではA I を活用したシステムを構築しまして、2 Dハザードマップの作成を計画しておりましたが、A I システムの構築が想定より時間を要することが分かりまして、途中で国土交通省モデルを活用した2 Dハザードマップの作成に切り替えております。そちらの切替えの関係で検討の協議に時間を要しましたことから、翌年度に、5 年度に繰り越しております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 了解しました。

次、行きます。では、164、165ページ、土砂採取区域災害対策事業費1億2,391万7,200円という金額、工事費が上がっています。これは何ですか。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの工事につきましては、道の駅建設に際しまして、硬質な岩盤が出たことにより、事業のほう休止という状態になっております。その掘削したままの状況を災害が起きないよう、雨水排水を調整する調整池を設置し、あとのり面の崩落を防ぐために、のり面の保護を実施する工事となっております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） この事業費の予算審議のときに私は確認をいたしました。「あの地域における工事費の発生、これは最後の工事になるんですね」と私は確認をしました。そしたら、課長は「はい、もうその他工事は発生いたしません」と、そのように私は記憶しているのですけれども、それで間違いないよね。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの災害対策工事につきましては、今回の実施しました工事で完了ということになっております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 大変長い名前、名称を変えながら、今日まで膨大な金額の事業費を発生させてしまいました。改めてお聞きします。これまであの地域に幾ら、この1億2,300万円を含めて幾ら投資したのですか。総額を教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） ただいまの質問にお答えいたします。

総事業費につきましては、8億2,692万2,110円となっております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 当初の事業計画の発表がありました。企画だったかな、あのときは。とにかく国土交通省、農林水産省などなどの道の駅に係る補助事業の対象になりますということで、私は

オーケーを出して議会を通した経過があります。その後、硬質岩盤が出たから、どうしようもないということでお手上げになってしまったわけですが、あのときの補助事業の対象となる省庁あるいはその補助の出どころの名称、それちょっと教えてもらえますか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

ちょっと当初の、当時の補助メニュー、さらにはどういった業務で実施していこうというふうな意図があったかといったところの詳細な資料について、手持ちにありませんので、詳細を調べまして、お知らせをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 大変な案件なのです、これは。昨日、復興予算に係る補助メニューで充当しましたと言わんばかりのことを言われたではないですか。私はそれは聞けない。その報告はあしたじゅうに出してください。いや、議会が終わるまでですから、あさってで結構。約束できますか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） どういった補助メニュー、さらにはどういった業務の計画だったかといった資料につきましてですが、早急に準備いたしまして、報告させていただきたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 私も一応資料を持っています。照らし合わせをしたいと思います。

次、行きます。156、157ページ、ふくしま森林再生事業2億6,300万円ということですよ。これ何年から始まったのでしょうか。

それと、もう一点は、県内12市町村が、この被災12市町村が対象なのでしょう。その12市町村の中で、本町は40%まだいっていない状況だと。他の町村はどうなのでしょう。それも併せて教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 課長、すぐ出ない。出ないなら、ここで休憩取りたいのだけれども。

〔何事か声あり〕

○議長（北郷幹夫君） ちょっと今調査していますから、休憩取りましょう。

お諮りいたします。ただいまの時間は14時13分です。ただいまから14時30分まで休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） よって、14時30分まで休憩いたします。

（午後 2時13分）

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時30分）

○議長（北郷幹夫君） では、産業……

〔議長、7番〕の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 答弁よろしいですか。

〔発言させてください〕の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） あさっての補正予算の中でも関連してくるかと思いますので、そこでご答弁をいただければということで、先ほどの質問は保留させていただきます。

○議長（北郷幹夫君） よろしいですね。

○7番（小磯利雄君） はい、よろしいです。

○議長（北郷幹夫君） では、あさって答弁でいいですね。

8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 165ページ、土砂採取区域災害対策事業費1億2,300万円、これについてお尋ねします。

要するにこれは名称変更が、道の駅の名称が。だけれども、必要性があって土砂採取、この名称変えたのだけれども、これは何か法的根拠があるの。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） 8番、門馬巧議員のただいまの質問にお答えいたします。

土砂採取区域という名称に変えた理由ということではありますが、もともと道の駅を建設する予定地というのが山の土を切り出して、その土を富岡町の産業団地のほうに利用するという事で事業費が圧縮できるというようなことで、そちらの土砂を運び出すということを重きに、そういうことで土砂採取工事ということで最初に土取りの工事を始めました。今回その土取りしたことによって、土取り場所で硬質な岩盤が発生して休止という状態になっておりますが、その土取りの場所についての今度災害対策工事ということで、分かりやすくということでこの名称を使っているということでもあります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） それは、一般町民からしたら今では全然分からない。道の駅のほうは、それでいいのだけれども、これは行政のいわゆるもっと言いますと、これは、残念ながら失敗作だから、いろいろ表になりたくなくて、そういう意味をいわゆる隠すためにローラーで固めることを、これは言い換えれば舗装といいます。ローラーで固めることを舗装というのは、これは、どうし

ても理解できません。何にも今まで道の駅入れてるでしょう。残念ながら皆さん、これは都合の悪い面だから、表になりたくなくて、違いますか。答弁は要りません。その補足と、最後の質問の中で工事費の話がありましたね。8億2,300万円、これは昨日の小磯議員の一般質問の町長答弁の中であった発言抜粋するのだけれども、我々は今まで承認して8億3,000万円、それは昨日の答弁で8億二千何がしと答弁ありましたね。それにプラスこの結果1億2,300万円、足すと今まで言いました町長答弁の8億2,600万円、それは9億5,000万円なのだけれども、これは間違いない。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） 8番、門馬巧議員のただいまの質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました8億2,692万2,110円につきましては、今回の土砂採取区域災害対策事業費も含めた形での金額となっております。ですので、この事業に係る総額は、やはり8億2,692万2,110円となっております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 1億2,300万円は、これは間違いないとして、これは今までの8億3,000万円の資料、町長の答弁したあの数字をプラスすることはないので、分かりました。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） 161ページです。観光事業費、みかん畑管理事業費というところで、上の観光事業費、説明見ると、イメージキャラクターのひろぼーを活用してPR、情報発信に努めましたというところなのですけれども、これは結果、ひろぼー、子供たちあるいは周辺市町村の方々に大分人気があるのです。前々から例えばステッカーですとか、そういったものは幾らか作られていたのかなと思うのですけれども、そういったところでこういったキャラクターの、俗に言うグッズですか、キャラクターをデザインしたグッズというか、こういったところの開発というか、関連づけた事業展開、そういったものというのは前年度も含めて、町としては何か構想的なものはあるのですか。何か非常にもったいないという声がいろいろ出ているのですけれども、その辺どのようにお考えでしょう。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） 3番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

現在まで町のほうでひろぼー、イメージキャラクターを使って何か商品化してやってきたという経緯はありませんが、民間のほうでそのデザインを活用していろいろ取り組んできたということはあります。

今後につきましても、その辺に関しましては当然有効な観光資源として捉えておりますので、町としてできる範囲のことはやっていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） ありがとうございます。広野町のひろぼーですか、そういったイベント等でも子供から大人までですか、大分人気があるというか、やっぱりほっこりするキャラクターですの
で、こういったのをうまく、人形だけの参加ではなくて、いろんな意味でそういった展開ができれば、もっと町のPRにもつながるのかなと。何かもうちょっと使われ方がもったいないなというよ
うなイメージありますので、機会があれば、どんどん進めていただきたいと思います。よろしくお
願いします。

あと、みかん畑管理事業費、前にも新聞等でミカンワインというような開発というところで、広
野町で作られたミカンでということなのですけども、若干そこのミカン農家ですか、見たとき
に、要はミカンの苗木が大分ちょっと物足りないというか、その辺の中で、それだけ数取れるの
というような声もやっぱり出てはいます。いろいろほかの場所にもそういったミカン畑あるとは思
いますが、役場脇のミカン農家ですか、そこのミカンの木自体は、ある意味そういった象徴的なも
のになってくるのかなというふうに思っていますので、管理費としては1,200万円、いろいろと整備
等の費用も含めて入っているとは思いますが、実際に、もととなるミカンの木というものを
もうちょっと整備というか、その辺を力を入れていく必要があるのではないかと思いますので、
その辺ちょっとどのようにお考えかお聞きします。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいまのご質問にお答えします。

毎年ミカンの管理委託として、三百数十万円計上して管理をしております。中にはやはり枯れて
きている部分もあったことから、補植しながら新たな木を植えていって本数は維持していくとい
った、そういう取組をやっております。また、今年度なのですけれども、専門家の方を招いて、我々
職員がある程度管理の仕方学ばなくてはいけないという観点から、剪定の仕方であったり、木の
仕立て方であったりと、そういったものを学びながら、毎年一定的な収量が上がるような、そう
いった取組を今後やっていきたいというふうに今取り組んでいる最中でございます。

先ほど話にあったミカンワインなののですけれども、今年度につきましては、試作品を作ってみ
るということで、今葛巻町と協議しながら進めているところでございます。数量に関しましても、当
初町内のミカンを栽培している家庭から調達しながらというふうなことも考えておりましたが、ワ
インを作るために、ある程度ミカンの消毒は何やったのかとかと、そういった管理工程が必要なの
で、そこを把握しないと、そういった製品には、加工品にはできないという話を伺っておりますの
で、その辺はやはり町のほうで管理している、町のほうであれば、何を農薬使ったのかとか、消毒液
は何を使ったかというのは分かりますので、一定の数量は町のを捉えて数年間はやっていって、
新たに数量を増やしたい場合、また栽培方法、栽培箇所を増やしていくような、そういった考えも

ありますので、それにはまた年数もかかりますので、取りあえずは今、町が管理しているものを加工品として使っていこうというふうな考えで進めております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） 確かに年数かかるのです。ミカンの木自体枯れると、例えば、ではどこかで大きくなってきているものを植え替えるかって、これもやっぱり駄目なので、結果的には本当に細い苗木のほうから植えないと、実がきちんと定着しないというところあります。その辺も含めて、ちょっと年数かかりますけれども、しっかり進めていきますということです。そこはお願いしたいと思います。

あと、最後、1つ。167ページ、河川総務諸経費、川の管理というところで、若干ちょっと決算等と話あれなのですけれども、今回台風13号、町内のほうは被害なかったというところで一安心していたところなのですけれども、浅見川ゆめ会議さんですか、日々、浅見川の河川清掃等も含めて見守っていただいている。ちょっとそちらから話もありまして、浅見川の、これは水源地ですね。これは、いわきの幸之助の地区になるのですかね。そこで大分土砂崩れといいますか、災害が出たと。実際に見に行かれていますようです。やはり水源地でのことですので、そういった水への影響というものを大分心配されています。機会があれば、ちょっと町のほうの把握しているかどうかというところで聞いてもらえればというところで話が来ていたものですから、町のほうで実態把握されているのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） 3番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

いわき市の幸之助地区の関係かなというふうに思っておりますけれども、箒平の上流域でありまして、場所については、いわきの幸之助の昔スキー場とか、牧場のような形で利用されていた地区に太陽光パネルの設置計画があって、いわきの農林事務所の許認可によりまして、許可を得て工事が行われている地区というふうに認識してございます。その工事のさなかにこういった大雨が降って、その土砂の一部が浅見川の上流に流入したといったところで発生している事象というふうに認識しております。こちらにつきましては、月曜日の時点でそういったお話をいただきましたので、まず許認可者である県のいわき農林事務所のほうに現状について確認をしております。担当者からは、しっかりと事業者に対して注意喚起をするというようなお話をいただきまして、昨日はいわき市の環境関係の部署に連絡をいたしまして、こちらについても現状につきましては把握いたしましたということで、対応を検討するということではなっております。本日事業者を呼びまして、今日議会中の午前中だったのですけれども、うちの担当者のほうと中身について話をしております。本日においては、そういったところまで既に進めておりまして、今後しっかりとした対策が図られて、土砂流入が起きないような対策工事、これをしっかりといただく指導をしたところ

でございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） ありがとうございます。まさに今日協議されていたということで、いずれにしましても、我々が飲む水の源の部分にあるものですので、しっかりと注視していただいて、必要があればそういった、過去にも議会と一緒にというような動きもあったかに聞いていますけれども、そういった形等もしっかり取れるような、そういった一丸となって自分たちの水を守るというところを目指していきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） ないようですので、では歳出の最後になります。176ページから予備費の208ページまで。最後です。

6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 学校関係のことで質問したいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 何ページですか。

○6番（畑中大子さん） 181ページとか、189ページとか、小学校や中学校のことです。今年も本当にもう猛暑を通り越して酷暑という夏になったわけなのですが、学校の施設の中でエアコンの入っていない、そういう建物があるのかどうか、それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） 6番、畑中大子議員のただいまのご質問にお答えいたします。

学校施設におきまして、エアコンが入っていないという建物につきましては体育館になります。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 2011年の3月11日、東日本大震災と東京電力福島第一原発の事故ということで、私たちは皆、避難生活を強いられたわけなのですが、広野町議会はあの当時、いわき市湯本町にありました、ある企業の建物をお借りして役場になっていたと思います。それで、そこでも何か議会が開かれまして、原発事故で皆さんが少なからず被曝をしたのではないかというおそれがある中で、広野小学校あるいは広野中学校の方は、いわきの学校の建物をお借りして授業をしていたと。本当に広野に帰ってから授業できるのだろうかというような考えにもとらわれたわけなのですが、そのときに開かれました議会の中で私は一般質問を行い、学校関係あるいは幼稚園などもエアコンを設置しなければ駄目ではないかという提案をいたしました。そのときに、普通の外気を取り入れるエアコンでは駄目だから、内気循環式のエアコンでないと駄目なのではないか

というような提案も行ったと思います。それで、現在教室などに取り付けられているエアコンというのは、私がお願いしたような形のエアコンになっているのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） 6番、畑中太子議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

たしか平成25年か26年に当時、一斉にエアコンのほうを県の補助金等を使いながら設置したと思っております。私の認識では、今の畑中議員のような内気循環式とかではなくて、一般的な室外機が外についておりまして、そういったエアコンのほうになっているというふうに認識をしております。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） それで、いまだに体育館は外気循環式にしても取り付けられていないと。やはりこのご時世になって、毎年のように気温が上がっていくわけです。ですから、テレビなどでも一部報道されたように、部活をやっている生徒が倒れたのだと、中には亡くなった方もいたというようなことも言われました、今年。ですから、もうこれからもっと気温が上がっていったら、本当に中で体育の授業を受けていたとしても、非常に熱中症の危険も高いし、生徒の命を大切に教育していかなければならないと思いますので、体育館あるいはやはりみんなが集うところ、そういうところは必ずこれからはエアコンを設置していかなければならないのではないかと思いますので、どのようにお考えでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） ただいまのご質問にお答えします。

畑中議員おっしゃるとおり、体育館においても、国等から最近の熱中症等の関係でいろいろ情報は出てきております。補助金もある程度出てきておりますが、体育館というのは一般的な建物と違いまして、断熱の構造になっていないというところが一番の問題になっておりまして、エアコンをつけるとすれば、断熱の部分についても手をつけて、いわゆる外壁、天井もそうですが、非常に大規模な工事になっていきます。そういったことも含めて、学校教育課のほうでは既に検討に入っておりまして、ちょっと体育館については、大規模改修の中では一番最後のほうになるかもしれないのですが、検討していないということではございません。単純にエアコンをつけるということではなくて、まず断熱効果をもってして、さらにエアコン設備をつけるというような工事になっていくというふうに考えておりまして、検討しているところです。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中太子さん。

○6番（畑中太子さん） これは、福島県だけの問題ではないと思いますので、こういったことが、設置が全国的につけられる、設置される、そういう全国的な規模での動きになりますように、皆さんから発信していただいて、実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） すみません、1点だけ。これはページ数でいうと、181ページの小学校管理諸経費、消耗品費、小中学校あるいは認定こども園も入ってくるのかなと思うのですけれども、今の同僚議員からも暑さというところで、当然、校庭とかで運動ですか、表で運動するという中においては、その暑さ指数を測る計器、WBGTでしたっけ、危険を示す機械なのです。気温、湿度を測って、今外にいるのは危険ですよ、そういったのを表す計器なのですけれども、この間にしても部活動、運動ですか、授業の運動で女子児童かな、亡くなられたと。そういった中で見直し、注目されているのが今この暑さ指数を測る機械なのですけれども、この設置というのはある意味、今の状態が危険なのかどうかというのを、各教室に置けば、教員が確認できるというものですので、そういったものの設置というものも十分考えていくべきではないのかなというふうに思っているのですけれども、その辺はちょっとどのように考えているか。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） 3番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えします。

ニュース等でも今日の熱中症指数とか、そういった危険指数というのがあって、学校のほうでも学校長、教頭、あとは養護の先生のほうでそこはチェックしていると思っております。私の記憶では、保健室のほうに備えてあったかというふうには記憶はしておるのですが、ちょっと定かではありませんので、確認はしたいと思います。もしもない場合には早急に、今遠藤浩議員がおっしゃった、この小学校管理諸経費の中の消耗品費の中でそういった部分は購入しておりますので、対応してまいりたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） 購入のほう、検討していただいて、金額的にはそれなりのものをそろえれば、多少経費的にはかかってくるのかなと。であれば、日々の発表ですか、そういったネット上のホームページ等で恐らくしていると思います。民間の職場等でもそういったものを使って、その危険度が表されたときのルール決めというものをしていますので、その辺も活用しながら、これから秋に向かっていきますけれども、こういう酷暑期の対応というものを、体制を強めていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 学校教育課長にお伺いしたいのですけれども、先ほどの体育館のエアコンの件なのですけれども、その話でちょっとびっくりしましたけれども、新春交歓会だっけ、あのとき寒いのですよ、確かに。だから、あれは寒いから、大きい暖房設備を、あれを真ん中に2つか3つ置けば済むのかな、もしくはサイドにもう一個置けば済むのかなと思うのです、寒いときには。暑

いときにはエアコンで冷気を入れるでしょう。冷気というのは、下に下がるわけだから、上関係ないでしょう。そしたら、あれ閉めてエアコンをつければ、それで済むのではないですか。これ、全体の何でしたっけ、それやったらすごく金かかります。だから、実際に使うその状況というのは時間的に限られているわけだから、そうやってなるべくお金かけない方法でちょっと検討してください。どうでしょう。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） 1 番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えします。

すみません。先ほどの答弁で若干言葉が足りなかった。私が申し上げたかったのは、国の補助基準として、単純にエアコン設備をつけただけでは補助金が出ないという意味のものでございます。体育館、どこも天井が高くて、新春交歓会の際にも暖房器具の前だけ暖かいという条件にどうしてもなってしまっていて、やはり天井とかの、そういった造作についての新たな変更というか、そういったものも必要になるかなという意味で、あくまで国の補助金の対象としてはエアコンだけの設備では補助金が入らないという趣旨での先ほどの発言でございました。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） お金だけのことでいえば、国から丸々出ればということなのでしょうけれども、それで考えていいのかどうなのか。いずれにしても、なるべくお金をあんまり使わないほうで考えていただければと思います。

201ページで中ほどの設計監理委託料というのがあるのですけれども、これ文化交流施設管理費で、これは何になります。どういう中身になるのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（加賀博行君） 1 番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えいたします。

201ページの中ほどの設計監理委託料253万円の件だと思いますが、こちら、令和4年度、昨年度、ひろの未来館の外構工事、駐車場ですね、一般的な。施工管理というのは、我々、やっぱり技術者、設計を組める技術者いるのですが、工事をちゃんとこの設計どおり見れるかという人間がいないものですから、こういった工事が工期どおりにちゃんと進んでいるかというものに関して民間委託をしております。そういった部分の金額で設計監理委託料ということで、この253万円を昨年度計上して、この金額で未来館はしっかり工事、工期どおり終わったというような、そういった内容の委託料でございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） これは最初できるときに、外装、内装と、あと設備関係でしたっけ、1 億5,000 万円ぐらいでという頭で予算出ましたね、たしか。私も、だからこれ、そんなにお金かからないのだったら、あの施設をそのまま生かすのもいいかなと思ったのですけれども、運営でこの下のもの、ま

た工事費って下にあるわけですよ、これが3,700万円、3,800万円ぐらいに近い。これは何ですか。
要はこれ維持費がこんなにかかるのかと思わなかったものですから、ちょっと伺いたい。

○議長（北郷幹夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（加賀博行君） ただいまのご質問にお答えします。

この工事費3,783万3,400円、こちらが今ほど申し上げた外構の駐車場の部分の工事費になります。
以上です。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） なかったら、歳出の質疑はこれで終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。歳入です。

7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 2点ほど。

○議長（北郷幹夫君） 何ページですか。

○7番（小磯利雄君） 歳入、町税のほうですから、18、19ページです。それを含めて全体的に財政の分析指標からちょっとお聞きしたいと思いますが、全ての項目において、特に昨年問題になっていた経常収支比率が90から大きく56%ですか、これだけが特に突出して大きく前進したということは大変ありがたい。私は、こういう数字を見るのは久々です。そういった中で、先ほど財政の歳入に関しまして、東京電力をはじめ、そのグループ企業の大きな大きな歳入があったということが伝達されました。

そこでお聞きしますけれども、では東京電力関係の結果、固定資産税や町民法人税など、歳入合計または町税に関わるそのウエート、令和4年度は幾らだったのかな。ちょっと教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

令和4年度の決算書で参りますと、令和4年度一般会計歳入合計が約76億円でございます。そのうち、町税が占める収入済額が約38億9,000万円ほどになっております。区分として東京電力関係と申し上げますが、東京電力とか、ホールディングスとか、あとフェエル、パワーグリッド、あとJERAも含めまして、それにIGCCも加えまして、固定資産税と町民法人税の収入済額が約28億8,199万9,300円ということになっております。約29億円ということになります。

歳入に占める割合でございますが、令和4年度の歳入合計に占める割合としては37.55%、あとそのうち町税に占める割合でございますが、こちらは73.93%ということになっております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 東京電力さん様々ですね。本当にありがたい。

町長はよく言われます。本町の基幹産業、農業、よく言われるのです。私もそれは大事だと思います。では、農業者の皆さんの所得額というのはいかほどなのでしょう。今話されたその割合からいえば、どのくらい占めるのですか。それは分かりますか。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

先般の確定申告の状況でよろしければお答えいたしたいと思います。農業所得者は、町民税課税標準額が384万円、歳入合計に占める割合0.05%、町税に占める割合0.10%。あと、自営業者と営業等所得者、こちらが町民税課税標準額が1億4,086万4,000円、歳入に占める割合が1.37%、あと町税に占める割合が2.69%となっております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 今農家をめぐる環境は大きく変わっています。政策的に大規模化を進められ、なおかつ農業をやめられる方、そういうことですね。そういった中で、今後の農業者所得というのは期待できるのかどうか。これは誰に聞けばいいのだ。産業振興課。分かりますか。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えします。

農業所得、今後増える見込みがあるのかという部分なのですが、今資材の高騰、あとは米価下落ということで農業を取り巻く情勢は非常に厳しい状況にあります。町としては、今後付加価値の高い有機栽培米並びに特別栽培米を推進し、ブランド力を高めて、価格、収入アップにつなげていきたいというふうに考えております。

あとは、水稻以外の作物、野菜などを栽培していただいて、水稻以外の収入アップのほうにも力を入れて、町のほうの単独の補助金、補助要項も定めまして、今後農家の支援のほうをしていきたいというふうに考えております。

米だけではなく収入向上、アップにはつながっていかないという考えでおりますので、米プラスアルファの部分で町のほうとしては推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） ぜひ本町の歳入増につながるようによろしくをお願いをしたい。

昨年も決算のたびに何かと話題になります不納欠損、以前委員会等々の資料でも頂いているのですけれども、多分変わりはないのかな。せっかく決算議会ですから、令和4年度の不納欠損等について、どういう状況だったのか。一般的な税收、そして国保、その辺ちょっと分かれば教えていただけますか。令和3年度と4年度、どう違うのか。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 7 番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

令和3年度と令和4年度の不納欠損額についてでございますが、全体的に町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、あと国民健康保険税合わせますと、人数にして53名の減少、あと件数にして426件の減少、あと金額にして896万382円減少しております。内訳のほうなのですが、こういう区分はちょっとよくないのかもしれませんが、3.11に広野町に住所を置いていた方と3月12日以降転入してきた方の不納欠損の内訳の状況を見ますと、ほとんどの方が3月12日以降に転入してきた人の割合。もともとの方野町民の方は数名というような状況になっております。今後不納欠損は、当然一円たりとも出していけないという気持ちで今後も定期的な督促状の発付と、あとやはり督促状を出しても納税されていない方については、厳しく滞納処分を実施していくというようなことで進めてまいりたいと思います。

今年度早々、県税部とタイアップいたしまして、町県民税の収納対策について、いろいろノウハウを教えていただいているところでございます。そういった取組をしながら、少しでも不納欠損のほうを減らしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 7 番、小磯利雄君。

○7 番（小磯利雄君） 7 月の27日だったかな、国のほうに要望活動行きましたときに、議長が大変不納欠損が多くて困るということでのいろいろな対応策等を要望いたしました。結果、このようなことに、ぐんと少なくなったことは大変いいことです。皆さん方のその辺の努力は認めていきたいと、そのように思います。

それと、あともう一点。これちょっと非常に私、今もって疑問なのです。令和3年度の広野町社会福祉協議会の決算書を見ますと、決算剰余金が大変出まして、令和3年度は決算剰余金が2,898万2,000円で、そのうち80%に当たる2,317万2,418円、これが繰越金、社会福祉協議会の中で。そして、残り20%、町への返還金として581万483円という数字がこの決算書上には上がっているのです。それで、本町の歳入のどこ見ても私分からないの、歳入五百八十何万円というのは。どこに歳入になっているの。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 7 番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

6 月議会の際にも回答したところではございますが、社会福祉協議会の事業につきまして、4 月から3 月までの支出したものについて、1 年間の契約で支出しております。3 月までの事業費を精算して3 月までの費用について、社会福祉協議会のほうでは3 月で決算、完全に締めてしまうものですから、繰越金として社会福祉協議会のほうでは発生します。その分、社会福祉協議会から返してもらうものにつきましては、町のほうでは支出のほうの減額、変更契約によって、契約額を減額させて、3 月付で減額して、4 月になってから社会福祉協議会から繰越金の中から返してもらうよ

うな形を取っております。ただ、町のほうでは、歳入で処理するのではなくて、歳出の減額で調整をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 社会福祉法人協議会、民間企業ですよね。商法に準じた一つのルールの下で会計処理をされていると思うのです。こういうことは、民間企業ではそういう解決方法、処理方法というのは認められない。私ももろもろの企業支援をしていますけれども。それおかしくないですか。だって、我々はそういう説明は聞いていませんよ、数字の変更について。

では、お聞きします。監査役、監査しているのでしょうか。今回のこの今の課長の答弁について、この解決方法、処理方法は適法なのですか。

○議長（北郷幹夫君） 代表監査委員。

○代表監査委員（鯨岡公一君） 社会福祉協議会の監査について実施しました。私ども、令和4年度、昨年度の監査ですが、そのこの部分については、本来社協の場合については、年度の当初で委託しています。それは実績にかかわらず。その部分で繰越金が発生するという部分の解決策になるかどうか分かりませんが、一考察として、契約時に概算払いをやっておいて、実績に応じて精算すると。要はもともと補助金の性質というものは、いわゆる足りない部分について補助しますよというのが本来の性質です。それを年度当初に満額を支出するのではなくて、例えば工事のように前払いとかしておいて、実績に合った形で3月に精算払いをすれば、その余剰金とかは出ないのかなと考えています。そういった部分について、担当課長と話したのが今回の決算の内容です。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） この歳入のどこかにあったかと思うのですけれども、東電の賠償金、歳入として上がっていますよね。私は、そういう形で上げていただけるのは誰が見ても分かるのです。繰り越した金額がここに歳入として上がってきていますよと、雑入ではなく賠償金として。諸収入の中に賠償金というのが上がっているのでしょうか。今回だって6億3,000万円くらいのお金が入っているのでしょうか。それは、誰が見たって分かるのです。そういうふうに歳出の頭をカットして調整をして、こういう決算処理をするというのはおかしい。誰が見ても分かりやすい、そういう会計処理というのをしていただけませんか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど代表監査委員が申されたとおり、年度の事業で行っております。今までは年度初めに半分、中間払いで、10月頃に半分支出しております。社会福祉協議会の事業、ほとんどが人件費ですので、人件費、支払いできないというわけにはいかないということがございましたので、そのような処理

をしておりました。これからは3月の支払いでうまく精算、調整できるように検討してまいります。
以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 社協のそういう引き当てすべき金額として、預金と基金と合わせて5,000万円オーバーの金額があるのでしょうか。事業費にも人件費にも当然充当できるということで、そういうお金があるのでしょうか。そういうお金を使ってやるべきなのではないの。私は、職員に対しては払うべきものはちゃんと払う、それは当然です。では、あの預金やあの基金というのは何を目的に使うの。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えします。

基金とかにつきましては、当然支出に不足が生じた場合に使うものとなっております。

契約に基づき、社会福祉協議会の事業を行っているところです。その契約についても社会福祉、非営利の団体であるということから、利益を全く出さない形で事業費を算出しております。ですので、完全精算という形で支出をしているところでございますので、先ほどお話しした3月でうまく調整できるような形で今後は検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 最後です。

とにかく皆さん、我々、分かりやすいように、変な疑念を持たれないように、きちっと仕上げてください。社協においては、会計の会社が入るといような話も一時ありました。私は当然だと思いますし、監査も外部の方が入っていただければもっといいのかなと、そのように期待しております。いずれにしろ、私のこの質問は終わります。

○議長（北郷幹夫君） そのほか歳入全般でありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） なしと認めます。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 議長、討論に入る前に、皆さんにお話ししたいことがあります。よろしいでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 皆さんにお話ししたいこと。

○8番（門馬 巧君） ええ。

○議長（北郷幹夫君） どうぞ、どうぞ。

○8番（門馬 巧君） それは、他町村を含む我々の議会議員構成についてであります。他町村を含

む議員の子弟がそれぞれの役場職員としての就業実態を自分なりに調査してみました。その実態は、葛尾村2名、川内村1名、富岡町1名、檜葉町2名、大熊町、双葉町はゼロでした。浪江町については残念ながら教えてもらえませんでした。最後に、我が広野町は同じように3名でございます。2番、3番、4番の子弟になりますが、このように我が広野町が突出して多いことが分かりました。もとより憲法22条、何人も公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有するとうたわれております。そこで私が注目した文言が、何人も公共の福祉に反しない限りの部分であります。議員として難しい判断を求められた場合に、子弟が役場に在籍している方が執行者に対して、付度なしで決心、決断できましようか、これは残念ながら否でしょうし、これでは町民に対しての道義的、倫理的に議員としての職責を果たしていることにはなりません。このことを私は利己的と言わずして何と言いましよう。私は他の文言を知りません。加えて監査委員である6番議員の今年の1月12日の全協での発言であります。この中でこの監査委員は100万、200万の赤字はしょうがないと言い切っています。この言葉、およそ監査委員として、公平、公正を旨とする方の適正な言葉でしょうか。監査委員としての適格性を疑われます。これが我が議会の実態です。この中で賛否を問うことは、おのずと決まってしまう。再度言います。これが今我が町の議会の実態です。非常に残念です。

そこで、反対討論に入ります。この反対討論の中で、まず道の駅問題については、令和4年第4回定例会、12月15日、16日に開催された2日目報告第1号とした報告内容に記されています。本事業に要した金額は、今まで8億3,000万円と認識していましたが、昨日の小磯さんの質問の中で8億2,692万円となると分かりました。このような巨額を投じて事業を実施したにもかかわらず、所期の目的をなし得ずしていまだに町民に対して何の説明も謝罪もありません。執行者の未必の故意とはいえ現況は、厳然たる事実であります。あの現況を見ると、無性に無念さを感じます。この現実を町民にしっかりと説明責任を果たしていただき、跡地利用についても早急に方向性を見いだされることを強く求め、道の駅に関する調査特別委員会の最終報告とします。とこのように衆議一決し報告したものです。それにもかかわらず、町長は我々が求めたことに何一つ応えていません。このほか、また、令和3年度のことはいえ振興公社で1,660万7,700円の赤字を出しながら第三セクターとして、地方自治法第238条1項7号の縛りを受けるにもかかわらずこれを怠り、町民、議会に報告もなく、自治法238条に抵触することであると思われるのである。このように、誠実さが少しも感じられないのであります。このような行政運営の結果であるこの決算は認定することはできません。曹洞宗開祖、道元禅師の言葉に眼横鼻直があります。その意味は当たり前を当たり前と考え行動する。ということです。今こそ我々議員の二大責務である批判と監視を発揮され、町民目線の判断をされることを切に望みます。

以上。

○議長（北郷幹夫君） 次は、賛成討論ございますか。なしでよろしいですね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） では、議案第45号 令和4年度広野町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数（賛成3名、反対4名）〕

○議長（北郷幹夫君） 起立少数です。

よって、議案第45号は認定されませんでした。

以上です。

お諮りいたします。本日、13日で議案第45号の審議が終了しましたので、明日の日程は特別会計の決算審議のみとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、明日、3日目は特別会計の決算審議のみに決しました。

事務局より日程表を配付いたします。日程表の報告は省略いたします。

（配付する。）

○散会の宣告

○議長（北郷幹夫君） 以上で今期定例会第2日目の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

明日9月14日は午前9時から会期3日目を開きます。

ご苦労さまでした。

（午後 3時42分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議 会 議 長 北 郷 幹 夫

署 名 議 員 門 馬 ま り え

署 名 議 員 畑 中 大 子

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和5年第3回広野町議会定例会会議録（第3日）

令和5年9月14日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第46号 令和4年度広野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第47号 令和4年度広野町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第48号 令和4年度広野町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第49号 令和4年度広野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第50号 令和4年度広野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第51号 令和4年度広野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（8名）

1番	阿	部	憲	一	君	2番	北	郷	伯	弘	君	
3番	遠	藤		浩	君	4番	北	郷	幹	夫	君	
5番	門	馬	ま	り	え	君	6番	畑	中	大	子	君
7番	小	磯	利	雄	君	8番	門	馬		巧	君	

○欠席議員（1名）

9番	渡	邊	正	俊	君
----	---	---	---	---	---

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町		長		遠		藤		智	君
副	町	長		松		本	正	人	君
教	育	長		根		本	良	政	君
参事兼総務課		長		飯		島	洋	一	君
参事兼復興企画課		長		小		松	和	真	君
参事兼産業振興課		長		猪		狩	裕	一	君
建設課		長		松		本	周	次	君
参事兼環境防災課		長		遠		藤	義	宏	君
健康福祉課		長		佐		藤	尚	文	君

参事兼 子ども家庭課長	坂	本	淳	君
参事兼 町民税務課長	岡		修 一	君
会計管理者兼 出納室長	北	郷	智 恵 子	君
教育次長兼 学校教育課長兼 生涯学習課長兼 公民館長	加	賀	博 行	君
代表監査委員	鯨	岡	公 一	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡 宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻 介	君

○開議の宣告

○議長（北郷幹夫君） 皆さん、おはようございます。

暑い方は、本日も上着を脱いでも結構でございます。よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回広野町議会定例会第3日目を開きます。

（午前 9時00分）

○会議録署名議員の指名

○議長（北郷幹夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

7番 小 磯 利 雄 君

8番 門 馬 巧 君

を指名いたします。

○議案第46号 令和4年度広野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（北郷幹夫君） 日程第2、議案第46号 令和4年度広野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第46号の提案理由を申し上げます。

東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故から12年が経過した現在において、持病の悪化や長期の避難生活による心身の不調、運動不足、食生活の変化等を要因とする医療費の増加に対し、引き続き庁内関係部署はもとより、関係機関との連携を密にし、生活習慣病の予防を重点に各種施策に取り組みました。

保険給付費は、前年度と比較して1.94%増となり、歳出総額は75.64%を占めました。また、東日本大震災の発生等に伴う国保税の現年度分課税免除、医療費一部負担金の免除分については、昨年と同様国庫支出金として手当てされました。歳入総額は、前年度と比較して0.56%の増となる7億8,822万2,000円となり、これに対して歳出総額は7億4,185万円となり、実質収支は4,637万2,000円となる事業会計であります。

歳入歳出の決算につきましては別冊決算書のとおりであり、地方自治法第233条第5項の規定による主要な施策の成果などにつきましても別冊のとおりであります。

詳細な内容につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 次に、会計管理者。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 3ページの歳入の不納欠損額なのですが、この不納欠損の対象者は、町に住民登録を一時的なりにもした人だと思えるのですが、前に作業者の方らの話を聞いたときに、要するに主たる居住地が実際に住んでいたということになるわけなのですが、その主たる居住地は何で決まるのかというと、実態というところと、あと本人の意思次第というところがあるのですよね。これは、国の法律なのですが、この辺もよく分からないのと、それから作業者だとそっちこっち移るわけです。その都度住所を変えているわけでもないし、税金のほうでも一体どこに納めるのかも分からなくなる。実際私も経験していて、会社を辞めてから知り合いの会社に勤めようとしたらそこがポシャって、今度別なところにずっといたりして、もう分からなくなってしまったといって、それで広野に住所を移したときにちょっともめたのですが、要するにこれは、だからどこで線引きできるのかがよく分からないです。広野町に住所を移したら、その人たちが対象なのか、後でそういうクレームがついて何か出てくるのか、その線引き、対象者の線引きちょっとお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 1番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えいたします。

住所の部分の線引きでございますと、国民健康保険の資格につきましては、住民登録をしているところで国保の資格が発生して、国保税が発生するような形になります。ですので、転入、転出の届けがないと、国保のほうの保険証の発行や国保税の納税通知ができないことになっております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） そうしますと、広野に住所を移したのだけでも、またそこからどこかに移って、向こうのほうで医療のお世話になったという場合には、広野のほうの不納欠損になってしまいうのかなと思うのですが、なってしまうよね、それって。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

広野町を出て、転入先、移動先のほうに転入の手続をしないと、広野町のほうの国保のままという形になります。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） そのほかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 反対討論をいたします。

昨日の一般会計と関連する議案であり、さらに急を要する案件でもないため、昨日同様の理由により反対いたします。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君、もう一度、昨日の理由によりって、その理由は何ですか。皆さん分からないと。

○7番（小磯利雄君） 昨日、門馬巧議員が反対討論を行いました。その中で、要するに町長の姿勢、町民に対するきちっとした説明責任、そして議会に対する説明責任、または議会を無視しているような、そういうことが多々あります。十分付き合ってきました。しかし、この決算を機会に、その件については昨日の同様の理由で反対いたします。

○議長（北郷幹夫君） 3番、遠藤浩君。

○3番（遠藤 浩君） すみません。賛成のほう。

○議長（北郷幹夫君） 賛成討論ね。どうぞ。

○3番（遠藤 浩君） ただいまの、賛成という立場でお話しさせていただきたいと思います。

今の反対討論ありました。昨日の町長の政治的、あるいは道義的説明の責任というものを果たしていないというところ。昨日一般会計部分ということで、本日この特別会計の認定になりますけれども、この1年、しっかりと議会の中で精査をされてきた決算書であります。数字自体は、間違いはないというふうに感じておりますし、それを否定するというものにおいては、これまでのものをなくすという、私はそう捉えますので、認定という中においては賛成をしたいと思います。町長のそういった政治姿勢というものの、当然理由にはなるかと思いますが、理由として出す中では、やはりこの決算書の中の款項、この項目に対してこの部分が認められないというものをしっかり示していただく中で判定をするというふうに私は考えますので、数字上は十分承認できるというものですので、私は賛成という立場であります。

以上です。

〔何事か声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 今、反対討論。

〔「賛成討論」「順番ですよね。反対討論」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 反対、賛成、反対だからね、順番でいくと。

では、よろしいですか。討論はよろしいですね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） では、議案第46号 令和4年度広野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数（賛成4名、反対3名）〕

○議長（北郷幹夫君） 賛成多数です。

よって、議案46号は原案のとおり認定されました。

○議案第47号 令和4年度広野町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（北郷幹夫君） 日程第3、議案第47号 令和4年度広野町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第47号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前議案同様議会の認定をいただくための提案であります。令和4年度において、広洋台整備事業及び駅東側整備事業並びに東町土地開発事業を主体に事業を展開しましたが、これらの事業に係る工事請負費、委託料が歳出総額の96.18%を占めました。歳入総額5億647万7,000円に対し、歳出総額4億9,148万9,000円となり、実質収支は1,498万8,000円となる事業会計であります。

歳入歳出の決算につきましては別冊決算書のとおりであり、地方自治法第233条第5項の規定による主要な施策の成果などにつきましても別冊のとおりであります。

詳細な内容につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 次に、会計管理者。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 2ページの繰入金は、4,860万円、この内容は一般会計の繰入れなのでしょうか。お尋ねします。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長、答弁。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

一般会計からの繰入金4億8,645万2,000円につきましては、特別会計において事業を実施します工事費に充当する金額でございます。こちらにつきましては、福島再生加速化交付金、こちらを一般会計で受けまして、その金額につきまして事業費分を特別会計のほうに繰り出しをし、特別会計のほうで繰入れをしているということでございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） では、そのほかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） では、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 反対討論です。

先ほど同様、昨日の一般会計と関連する議案であります。さらに、急を要する案件でもないため、昨日同様町民への丁寧な説明、または議会を無視するような町長姿勢等の件により、この件について反対をいたします。

○議長（北郷幹夫君） 賛成討論ございませんか。

5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） 昨日同様ということで、実際にやった事業に対しての支出を反対するというのはいかがなものでしょうか。まして国保、それからこういう土地開発事業の会計については、住民対象にやっているところもいっぱいあると私は考えますので、反対する理由はないと思います。

○議長（北郷幹夫君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） ないようですので、議案第47号 令和4年度広野町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数（賛成5名、反対2名）〕

○議長（北郷幹夫君） 起立多数です。

よって、議案第47号は原案のとおり認定されました。

○議案第48号 令和4年度広野町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（北郷幹夫君） 日程第4、議案第48号 令和4年度広野町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第48号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前議案同様議会の認定をいただくための提案であります。令和4年度の特定環境保全公共下水道事業は、広野浄化センターの処理設備及び管路、マンホールポンプ等各施設の点検及び維持管理業務に努めてまいりました。歳入総額2億568万8,000円に対し、歳出総額1億9,746万円となり、実質収支は822万8,000円となる事業会計であります。

歳入歳出の決算につきましては別冊決算書のとおりであり、地方自治法第233条第5項の規定による主要な施策の成果などにつきましても別冊のとおりであります。

詳細な内容につきましては、会計管理者より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 次に、会計管理者。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 4、5ページ、公債費、相当な、莫大な投資の下、数十年前にやられたわけですけれども、現在借入残高は幾らあるのですか。そして、今後何年かかるのでしょうか、返済に。ちょっと教えてください。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

償還金の残高につきましては、現時点で2億8,293万8,038円となっております。完全に償還が終わる年度につきましては、令和15年となっております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） ページでいうと13ページからになると思うのですが、歳出全般でちょっとお伺いしたいのですけれども、この歳出で、昨日から問題になった、建設課長、大丈夫ですか。どうですか。13ページからの歳出が主に係ると思うのですけれども、昨日から問題になった道の駅と、この13ページ、歳出のずっと項目いっぱいありますけれども、道の駅と何か関係あるものがありますか。広く捉えてもらって結構ですけれども、それちょっと明確にしたいと思うのですけれども。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） 1番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えいたします。

公共下水道の事業区域の中に建設予定の道の駅のエリアは入っておりませんので、下水道のほうと関連があることはないです。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 多分、例えば一般管理諸経費とか、総務関係のもあるのですけれども、その辺も全く関係ないですか。どうですか。広く捉えてもらって結構なのですが。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この特別会計に係る費用につきましては、下水道の事業のエリア内のものに対してのみですので、道の駅に関係あるところはございません。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） よろしいですね。

これより討論を行います。討論ある方お願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） では、なしと認めます。

議案第48号 令和4年度広野町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成7名、反対なし）〕

○議長（北郷幹夫君） 起立全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり認定されました。

○議案第49号 令和4年度広野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

について

○議長（北郷幹夫君） 日程第5、議案第49号 令和4年度広野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいただきます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第49号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前議案同様議会の認定をいただくための提案であります。令和4年度の広野町農業集落排水事業は、上浅見川地区浄化センター及び二本櫛地区浄化センターの施設内機械、電気設備と管路、マンホール等の点検及び維持管理に努めてまいりました。歳入総額4,057万9,000円に対し、歳出総額3,908万9,000円となり、実質収支は149万円となる事業会計であります。

歳入歳出の決算につきましては別冊決算書のとおりであり、地方自治法第233条第5項の規定による主要な施策の成果などにつきましても別冊のとおりであります。

詳細な内容につきましては、会計管理者より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 次に、会計管理者。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 担当課長にお伺いします。

先ほどと同じ質問なのですが、この13ページからの歳出に関わる部分で、一般管理費とかいろいろこれあるのですけれども、昨日から問題になっている道の駅に関わる項目があるかどうか確認したいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長、答弁。

○建設課長（松本周次君） 1番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの農業集落排水事業におきましても、道の駅のエリアは入っておりませんので、この会計に関連するものはございません。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 現状では入っていないということなのですか、それともこれから入る部分があるのかどうなのか、ちょっとその辺もお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） ただいまの質問にお答えいたします。

農業集落排水事業の区域につきましては、今現時点で全て完了となっておりますので、これからエリアが増えるというようなことはございません。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 阿部君は、まずその辺の案内が分からないのだから、そのエリアを先に説明しないと分からないでしょう。残念ながら阿部君は、町内に住んでいないし、もともと広野町民ではないので、残念ながらエリアが分からない。それを丁寧に説明しないと分からないと思います。説明してください。

○議長（北郷幹夫君） この2か所のエリアを説明してくださいということですね。

〔「はい」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） 農業集落排水事業のエリアにつきましては2地区ありまして、1地区につきましては上浅見川地区、もう一つについては二本櫛地区となっております。上浅見川地区につきましては、長畑から南山までのエリアが県道上戸渡・広野線沿いにエリアとしてとなっております。二本櫛の地区につきましては、二本櫛の集落のところ、県道いわき・浪江線から西側のエリアで二本櫛のあの辺の集落一帯がエリアとなっております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 同じ質問だったのですが、もう一点は意外と最近聞いていません。公共下水道に関しては、相当件数が空き家の増加によって減少しているということは聞いているのですが、この農業集落排水に関する利用者の減少というのは、昨今、この5年間あたりデータあります。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

農業集落排水の利用者の人数につきましては、令和3年度125件、令和2年が126件と、あとほぼ同じような形で、減少は見られません。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 先ほど門馬巧議員の質問がありましたけれども、私が引っかかっているのは、農業集落排水事業、だからこのエリアが広がらないのかとか、あるいは今後の道の駅の計画がどうなるか分からないわけですね。そこの部分で可能性を伺ったわけで、可能性の部分でまた今後引

つかかってくるようなことであればこれは認められないという、その辺の理由で伺ったわけですが、そのエリア、確かに私もよく分からないのです、この集落エリア。だから、結局その可能性はないということですのでよろしいですね、では。分かりました。

あと、1点申し上げておくのですが、私確かにいわきのほうにいます。この件とこれなんか、今発言ありましたけれども、全く関係ないことですから、これで阿部君はどうかというのだけはもう控えていただきたいと思います。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第49号 令和4年度広野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成7名、反対なし）〕

○議長（北郷幹夫君） 起立全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり認定されました。

○議案第50号 令和4年度広野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（北郷幹夫君） 日程第6、議案第50号 令和4年度広野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第50号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前議案同様議会の認定をいただくための提案であります。原発事故による避難生活の長期化による介護サービス利用者への負担増を抑えるため、介護保険料の減免、介護サービス利用時の自己負担分を全額負担するなどの施策を前年度に引き続き実施するとともに、介護予防事業として町内の集会所においていきいき百歳体操を実施し、高齢者が自主的に運動できる取

組を行いました。歳入総額 6 億 5,705 万 9,000 円に対し、歳出総額 4 億 9,994 万 1,000 円となり、実質収支は 1 億 5,711 万 8,000 円となる事業会計であります。

歳入歳出の決算につきましては別冊決算書のとおりであり、地方自治法第 233 条第 5 項の規定による主要な施策の成果などにつきましても別冊のとおりであります。

詳細な内容につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 次に、会計管理者。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

6 番、畑中大子さん。

○6 番（畑中大子さん） 要介護度を変更したいときに、介護認定の作業が行われますよね。

○議長（北郷幹夫君） 6 番、畑中大子さん、何ページの関連になるのですか。

○6 番（畑中大子さん） ごめんなさい。25 ページです。認定調査等費のところでお聞きします。

それで、最近ちょっとお聞きしたのですけれども、その対象の方が少し要介護度を上げてサービスをしたほうがいいのではないかという、そういう判断がされて、そういう調査が行われるということなのでも、その場合に、例えばもう早めに、進んだ体の調子を維持するために何か器具を早めに買ったほうがいいとか、そういうことは判断としてありますよね。そうしますと、介護認定を受けるのに、その作業が結構時間がかかるということなのです。下手しますと、お医者さんの意見とかも必要なので、約 1 か月ぐらいかかるときもあるというふうにお聞きしたのですけれども、実際にそんなに介護認定には時間がかかるのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 6 番、畑中大子議員のただいまのご質問にお答えいたします。

介護認定につきましては、介護の認定の調査を町の職員でいたします。その後、広域圏のほうで行っております認定調査会のほうで、その調査の内容、あと医師の意見書の状況から見て、その介護区分でいいかどうかの判定をもらってから認定という形になりますので、遅い場合は 1 か月ぐらいかかる場合がございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 6 番、畑中大子さん。

○6 番（畑中大子さん） そうしますと、その結果が出てから要介護度に応じたサービスが受けられるということになると思うのですけれども、例えば足の調子がすごく悪くなって、進んで、お医者さんからそういった器具を早めに使用したほうがいいですよみたいなこと言われると、要介護度が決まる前に欲しい場合もあると思うのですけれども、そういうときは、要介護度 2 の方が 3 にな

って受けられるサービスの場合は、その認定されてからでないと使えないということになるのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

原則は、そのような形になるところではございますが、状況に応じて早めの用意とか、そういったことは可能かと思えます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 6 番、畑中大子さん。

○6 番（畑中大子さん） 本当にやはり体の健康を保ったり、あるいは病気を早く治したりしたいという場合に、要介護度を待っているわけにはいかないと思うのです。ですから、その辺りはやはりお医者さんの判断とか、あるいは介護されている人の意見とかで早め、早めに早いサービスが受けられるように、町としてもそういった場合に前向きな姿勢で取り組めるように働きかけていただきたいと思いますのですけれども、ちょっとご意見を伺いたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

サービスの利用につきましては、ケアマネジャーにご相談していただきながらサービスの提供をするような形になります。早めにケアマネジャーさんに相談していただいて、早めに認定を受けられるような体制を整えていただきたいと思います。と考えております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 8 番、門馬巧君。

○8 番（門馬 巧君） 6 番議員の質問内容を踏まえまして、課長おっしゃっているのは 3 年前のことだよ。この 6 番議員は、もっと迅速にできないかと、こう質問したと思います。決まりは決まりとしても、何でもう少し弱者を、見守ってやる。早急、この支援を町として相手に立ってこれはすべきだと思いますが、答弁求めます。当たり前を当たり前にこれは誰でもできるの。町独自の取組はできないか、こういうことと思います。お願いします。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 8 番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの説明、説明足らずで申し訳ありません。認定調査依頼があったものにつきましては、迅速に対応はしているところでございます。ただ、認定調査の委員会のほう、広域圏のほうで行っているところですが、随時行っているわけではございませんので、月 1 回認定の審査会行っております。そういったことがあって、遅い場合ですと認定に時間がかかるというところであります。ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 8 番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 課長レベルでは残念ながらできません。そして町長に、広域圏の今、理事でありますね。今の内容を聞いて、町長、町民の不満、等級に応じて早め、早めの手当てを何かトップとして、お願いしてください。お願いします。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいま8番、門馬巧議員のご質問にお答えいたします。

広域圏組合と町村会と今朝も打合せをしています。日々、日々の中で、緊密に置かれている状況の動きをお伝え申し上げています。確認をしています。本件のこの認定調査会、認定をするためには、広域圏の中で月1回この審査会が執り行われるということであります。これは1度で足りるのか、2度行ふべきではないかという話はこれまでもしています。これまでの動きと、これからの帰還困難区域が解除されてからの動き、この全体の動き、この委員会を開催するのも状況がなかなか難しいところもこれまでありました。そういった状況の中で、住民の福祉の支援を、介護の支援をしっかりと受けれる体制を整えなければ、戻ってからの生活は、これはなし得ないということは繰り返し申し上げています。ついては、月1回のこの委員会を回数を増やしていくべきということを精力的に取り組んでいきます。

重ねて補足させていただきますが、この委員会だけではなく、例えば広野町内においてもこの資格取得を、総務省、国機関のそういった委員会の動きというものも今見据えながらやっています。ということで、広く、今10年余の時間軸にありますが、人が集まらない、人が動くことがなかなか難しいという状況にあって、特段広域圏については、全体が緊密に連携を図って動ける体制をつくっていくということをこれまでの町村会で取り組んできたことについて、この案件だけではなくて、広く町民の生活を守るということを誠実に、町民の視点に立ってしっかりと取り組んでいきたいと、取り組んでいくということであります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第50号 令和4年度広野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成7名、反対なし）〕

○議長（北郷幹夫君） 起立全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり認定されました。

お諮りいたします。

〔「続行」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 続行ですか。分かりました。続行します。よろしいですね。

〔何事か声あり〕

○議案第51号 令和4年度広野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（北郷幹夫君） 日程第7、議案第51号 令和4年度広野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第51号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前議案同様議会の認定をいただくための提案であります。本医療制度は、県内全ての市町村で構成する福島県後期高齢者医療広域連合が財政運営をし、構成市町村は保険料徴収と窓口業務を担っております。令和4年度の保険料は、東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故に伴う避難のため、前年度と同様に被保険者のほとんどが減免の対象となりました。歳入総額2,126万7,000円に対し、歳出総額2,050万5,000円となり、実質収支は76万2,000円となる事業会計であります。

歳入歳出の決算につきましては別冊決算書のとおりであり、地方自治法第233条第5項の規定による主要な施策の成果などにつきましても別冊のとおりであります。

詳細な内容につきましては、会計管理者より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 次に、会計管理者。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 高齢者医療ということで、全般のことでちょっとお伺いしたいのですが、広野町の場合に高野病院があると思うのですが、私もちょっと身内のほうで経験しまして、つまり面会時間、あそこどうなのでしょう。今も15分だけになっているのでしょうか。そこをちょっ

とお伺いしたい。分かります。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 1 番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えいたします。

面会時間につきましては、把握しておりませんでした。申し訳ありませんでした。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 病院もそうですし、介護施設なんかもそうだと思うのですけれども、私は全部経験して終わった後で、何でこうなのかなということちょっと調べたのですけれども、いわき市の場合は、医療センターもそうですけれども、これ誰が決めているのだと思ったわけです。一律に決めているわけですから。そしたら、国なり県なりの指針に合わせて、見て各病院がそれぞれ判断しているというわけです。だから、5分のところもあるし、15分のところもあるわけです。15分の縛りを解除するとしたらどうするのですかって聞いたら、それできるというわけです。それは病院単位でもできるし、担当の先生単位でできるって、いわき市でもどこでも。だから、そういうことを一般の人は知らぬと思うのです。これ高齢医療だから、先々ということを考えると、やっぱりその時間を長くしていただきたいというのを自分が経験して本当に思うのですけれども、この辺もしちょっと行き詰まって、PRの点とか町民への告知の点で、ちょっと何か善処していただければと。もしもう少し延ばせるのであれば、高野病院。どうですか、その辺。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 1 番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えいたします。

現在コロナのほう、またはやっている、流行が出ている状況でございます。そちらの面会時間の部分につきましては、私どものほうで短くしてほしいとか、そういったことはちょっとお願いできないものなのかなと思っております。そちらは、やっぱり医療機関のほうで判断いただく部分だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 町でできないというのか、私のほうでちょっと確認してみますけれども、それで延ばせるようだったら、ちょっとそういうのをPRしたほうがいいのではないかと思います。介護施設のほうなんかも今どうなっているのか分からないですけれども、コロナといたって、今のコロナは風邪と変わらないですから、はっきり言って。高齢者だから、その影響は分からない、はっきり読めませんけれども。延ばせるのだったら、残された時間短いわけだから、現実には厳しい状況になってしまうと、本当に後悔することになります。分かりました。では、私のほうで確認して、それでも延ばせるのだったらまたお話しします。

終わります。

○議長（北郷幹夫君） そのほかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第51号 令和4年度広野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成7名、反対なし）〕

○議長（北郷幹夫君） 起立全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり認定されました。

○散会の宣告

○議長（北郷幹夫君） 以上で今期定例会第3日目の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

明日9月15日は、午前9時から会期4日目を開きます。

ご苦労さまでした。

(午前10時29分)

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議 会 議 長 北 郷 幹 夫

署 名 議 員 小 磯 利 雄

署 名 議 員 門 馬 巧

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和5年第3回広野町議会定例会会議録（第4日）

令和5年9月15日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第52号 令和5年度広野町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 3 議案第53号 令和5年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第54号 令和5年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第55号 令和5年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第56号 令和5年度広野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第57号 令和5年度広野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第58号 令和5年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 発議第 4号 町長の不信任案について
- 日程第10 発議第 3号 広野町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 報告第 1号 広野町の健全化判断比率等の報告について
- 日程第12 委員会の閉会中の継続調査の申出について

○出席議員（8名）

1番	阿	部	憲	一	君	2番	北	郷	伯	弘	君	
3番	遠	藤		浩	君	4番	北	郷	幹	夫	君	
5番	門	馬	ま	り	え	君	6番	畑	中	大	子	君
7番	小	磯	利	雄	君	8番	門	馬		巧	君	

○欠席議員（1名）

9番	渡	邊	正	俊	君
----	---	---	---	---	---

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	遠	藤		智	君
副町	長	松	本	正	人	君
教 育	長	根	本	良	政	君
参事兼総務課長		飯	島	洋	一	君
参事兼復興企画課長		小	松	和	真	君

参 事 兼 産 業 振 興 課 長	猪 狩 裕 一 君
建 設 課 長	松 本 周 次 君
参 事 兼 環 境 防 災 課 長	遠 藤 義 宏 君
健 康 福 祉 課 長	佐 藤 尚 文 君
参 事 兼 こ ども 家 庭 課 長	坂 本 淳 君
参 事 兼 町 民 税 務 課 長	岡 修 一 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	北 郷 智 恵 子 君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 兼 生 涯 学 習 課 長 兼 公 民 館 長	加 賀 博 行 君
代 表 監 査 委 員	鯨 岡 公 一 君

○本会議に出席した事務局職員

参 事 兼 議 会 事 務 局 長	林 聡 宏 君
議 会 事 務 局 書 記	黒 田 峻 介 君

○開議の宣告

○議長（北郷幹夫君） 皆さん、おはようございます。

本日も、暑い方は上着を脱いでも結構でございます。よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は8人であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回広野町議会定例会第4日目を開きます。

(午前 9時00分)

○会議録署名議員の指名

○議長（北郷幹夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

1番 阿 部 憲 一 君

2番 北 郷 伯 弘 君

を指名いたします。

○議案第52号 令和5年度広野町一般会計補正予算（第3号）

○議長（北郷幹夫君） 日程第2、議案第52号 令和5年度広野町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

(朗読する。)

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第52号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ3億7,539万2,000円を追加いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、財政調整基金費、地域振興対策費、林業振興費、保健体育施設費などの増額計上であります。

歳入の主なるものは、固定資産税、寄附金、特別会計繰入金、基金繰入金、繰越金などの増額計上であります。

詳細な内容につきましては、各担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

(参事兼総務課長、内容説明を行う。)

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

(参事兼町民税務課長、内容説明を行う。)

○議長(北郷幹夫君) 復興企画課長。

(参事兼復興企画課長、内容説明を行う。)

○議長(北郷幹夫君) 健康福祉課長。

(健康福祉課長、内容説明を行う。)

○議長(北郷幹夫君) こども家庭課長。

(参事兼こども家庭課長、内容説明を行う。)

○議長(北郷幹夫君) 環境防災課長。

(参事兼環境防災課長、内容説明を行う。)

○議長(北郷幹夫君) 産業振興課長。

(参事兼産業振興課長、内容説明を行う。)

○議長(北郷幹夫君) 建設課長。

(建設課長、内容説明を行う。)

○議長(北郷幹夫君) 学校教育課長兼生涯学習課長。

(学校教育課長兼生涯学習課長、内容説明を行う。)

○議長(北郷幹夫君) 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

8番、門馬巧君。

○8番(門馬 巧君) まず、総務費の13ページのシロアリ駆除で、これは現場で何件あったのか。

それで、広野町の集会所全部点検したのかお願いします。

○議長(北郷幹夫君) 総務課長。

○参事兼総務課長(飯島洋一君) 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えします。

先ほど館地区集会所においてシロアリの被害があるということで、現場等を確認をして、玄関部の枠というか棧、そちらのところにシロアリがあったと。それ以外については広がりはない、全体的な広がりはないということで、当該箇所のみ駆除で当面对応できるかなということで、今般所要額の補正計上をさせていただいております。

以上であります。

○議長(北郷幹夫君) 8番、門馬巧君。

○8番(門馬 巧君) いや、その1件だけ。

○議長(北郷幹夫君) 総務課長。

○参事兼総務課長(飯島洋一君) 失礼しました。ただいまのご質問においてお答えいたします。

シロアリについては1か所のみということで、他の集会所等については状況等を確認しながら対応しております。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 同じページの、岡さん、税務課長にお尋ねします。時間外勤務のマイナンバーカードに振り仮名表記するために、こういう説明だと思っているのですが、それに間違いないですか。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（岡 修一君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードのローマ字表記なのですが、マイナンバーカードを10年に1回更新する必要があります。その更新のタイミングで、実はデザインが今のデザインとちょっと変更がありまして、そのタイミングに合わせて氏名にローマ字を表記するというようなことになってございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 次に、15ページの二ツ沼総合公園の工事費199万3,000円、具体的に工事名をお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

二ツ沼総合公園の工事費でございますけれども、こちらにつきましては防犯カメラを、今公園内に防犯カメラありませんので、防犯上の観点から犯罪抑止のための防犯カメラを主要な建物5か所について設置をする工事費の計上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） その下の細目も同じようをお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

細目の5、公設商業施設、ひろのてらすでありますけれども、ひろのてらすの駐車場と建物との間ですけれども、こちら歩車道が分離されていない。車の通り、駐車場の通りと歩道が設置されていないということもありまして、買物をされた方が駐車場に向かう際にそこを横断する、もしくは徒歩で来られた方が施設に入ってくる際にどうしても駐車場を横断する形で入ってきますので、そういったところ、ちょっと危険な部分があるというご指摘をいただいております、一昨年においては国道側に歩道をつけたのですけれども、町道側にも歩道をつけて安全を確保するというようなことを今回計画をいたしまして、工事費を計上しております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） これは課長、ぜひ早急に執り行うべきだと思います。自分目で、足の悪い人

は特にそう思います。自分もそういう目に遭ったことがあるんです。歩車分離の観点から早急に工事の判断をお願いします。

そのページの、総務課長かな、これ確認です。物価高騰支援補助金の申込みは10月1日から始まる。これは確認です。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長、答弁。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えいたします。

原則10月2日から開始する予定でございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 19ページ、スズメバチ駆除、これは何件ありましたか。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えいたします。

スズメバチ駆除費補助金の申請件数ですが、今年度は今のところ9件申請がございます。ちなみに、令和4年度は2件ございました。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） やっぱり高温で蜂は、活発に活動しているんですね。自分は不用意にはなっていないんですが、うちのほうでも、刺されて今医者にかかっている、こういう人もいます。これは自然現象だから何ともしようがない。分かりました。

建設課長に確認します。中ほどの右に林道補修費の工事費500万円は、この自分の理解では上北迫の桶地線かと思うのですが、間違いありませんか。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えいたします。

林道補修事業の工事の箇所につきましては、桶地のほうに上っていく以前お話があった場所の補修費の計上となっております。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） よろしく申し上げます。

同ページの住宅工事費のLEDは何灯で、単価をお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 8番、門馬巧議員のご質問にお答えします。

ご質問の桜田住宅2号棟の共用部です。基本的には階段と棟全部という形になりますので、こちら今年度においては桜田の住宅2号棟、北側のほうの共用部をLED化をしないと、光熱水費を削減したいというようなことで考えてございます。次年度において1号棟のほうを計画的に実施して、

共用部のLED化を図っていくということで考えております。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 課長、これは、あそこまで言ってなかなか、質問事項が課長になかなか伝わらないが、これは今何本ありましょうか。電灯入る総数は何本ありましょうか。それで、1灯当たり単価、それを聞きたいの。単価。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

交換する電気の灯具の個数は幾つあるのか、単価は幾らなのかというようなご質問かと思います。詳細の個数ちょっとございませんので、後ほどその個数等については回答させていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 最後にします。これは、学校教育課長にお尋ねします。25ページの樹木管理委託料の下にありますね。いいんだけど、課長、工事発注の予定はいつ頃を今想定していますか。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えします。

樹木管理委託料、小学校、中学校それぞれ計上させていただいております、その発注時期、いつ頃を考えているかというご質問でよろしかったでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○学校教育課長（加賀博行君） 樹木管理委託につきましては、速やかに発注はしたいと思っております、いつ、10月1日とか、そういうふうには考えてはございませんが、速やかに議会が終了すれば発注したいというふうを考えているところです。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 速やかにはいいのだけれども、一般的に樹木は春の彼岸から、秋の彼岸までは、水分あげるでしょう。だから、自分が知りたいのは、10月とか11月がいいの、冬季のほうが長もちするので、そのようにできますか。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えいたします。

発注は速やかにしたいと考えておりますが、剪定等、伐採等につきましては、今議員おっしゃられたとおり、11月から冬季にかけての剪定、伐採になるというふうを考えて設計のほうは組んでおります。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） ぜひそのようにお願いします。問題は、自然現象だから水分あげているうちは、残念ながらやらないほうがいいの。それをお願いします。

次に、27ページの総合グラウンド施設管理費の具体的な工事名をお教え願います。

○議長（北郷幹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（加賀博行君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この総合グラウンド施設管理費における工事費につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、照明の劣化、老化による修繕の工事になります。総合グラウンドには照明塔10基、テニスコートには4基ございますが、分電盤等の劣化が激しくて、その修繕をさせていただきたいというふうに思っております。総合グラウンドの照明塔につきましては、地上のほうに分電盤、あと照明塔の上部のほうにプルボックスが入っておりまして、ちょっと高所作業が必要になってくる関係でこの工事費を積算しております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 1問だけ。19ページの上の災害救助費なのですが、これは四倉の鬼越仮設だと思えるのですが、あそこの駅西側全部広く工事やって、これもうあの仮設なくなったのかと思いましたが、よく見たらありました、最近。この55万3,000円ということなのですが、これの原資は結局何になるのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（遠藤義宏君） 1番、阿部憲一議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの原資につきましては、町の単費ということになっております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） あと、これ全体見て、減額要求というのがこれだけかなと思うのですが、ちょっと教えていただきたいのですが、私は経理のほう暗いものですから、年度初めに多めに取って、それで年度終わりに調整するものだと思っているのですが、これここで減額って出しているわけですね。何をこのタイミングで減額要求するのか、それとも年度末でやるのか、この辺の別というのは何か基準みたいなものってあるのですか。どなたに伺ったら、総務課長でも誰でもいいですが。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長、答弁。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 1番、阿部憲一議員のご質問にお答えします。

なぜこの時期に減額補正を計上したのか、一般的なルールはあるのかということでございますが、

ご指摘いただいている災害救助費のところについては、事業がもう見通しが立ったということで、これ以上支出の見込みがないということで、今般減額の補正をさせていただいたということとなります。一般的には年度末等と、あと今後の支出の見込みがないもの、あとは事業を確定したもの、それぞれの時期に不必要な部分については不用額として減額補正をするというような形で今までもやってきておりました。繰り返しになりますが、今般の減額の部分については、事業が完了したということ、光熱水費の支出の見込みがないこと、そういったことの観点から今般減額補正を計上したものと捉えております。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 20、21ページ、2日前にお約束いたしました森林再生事業に関しましてちょっとお聞きしたい。

私は、被災12市町村がこの森林再生事業の対象になっているのかなということで捉えております。では、この12市町村の進捗状況というのはどうなのかというのをお聞きしたい。データありますか。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えします。

まず、ふくしま森林再生事業を現在行っている市町村、県内で44市町村あります。被災12市町村、当町はそこに含まれているわけでございますけれども、現在大熊町、双葉町を除く市町村においては、森林再生事業を実施しております。その進捗状況につきましては、データ等ありませんので、お答えすることはできません。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 私たち産業の委員会でも質問して、ちょっと驚いたのですけれども、要は令和7年度で終了かな、その段階での本町における進捗率というのは40%切るのでしょうか。ということは、60%の対象面積が間に合わない。8年度以降にそれはやりたいというような、申請をしたというような話がありました。これ間違いないよね。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいまのご質問にお答えします。

間違いございません。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） どうしてこれほど進捗率が悪いのか、私本当に気になっているのです。どこに原因があるのですか。これだけ繰越し、繰越しで、何億円のお金を毎年繰り越しているわけでしょう。お金はあるのです。何がないのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいまのご質問にお答えします。

委員会において説明申し上げたとおりでございますが、実施する事業所数が少ないというのが現実であります。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 本町に森林の管理に大変期待を持てる方がいらっしゃいました。何とか皆さん、協力してくださいと私はお願いしました。では、いわき市森林組合が受託団体なのでしょう、そちらのほうにちょっと聞いてみましようという、申請してみましようということで申請したらしいのですが、何はともあれ35歳が上限なのです。もうそれでみんな切られてしまう。これは、広野町としてもやっぱりゆゆしき事態ですわな。何とかこの事業を進展させたい、こんないい事業はないので、その35歳の条件をもう少し60代後半あたりまで持っていくとか、そういうことを町として考えるということはいかがなのですか。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいまのご質問にお答えします。

現在、広野町のふくしま森林再生事業につきましては、今議員おっしゃられたとおり、いわき市森林組合ともう一つ、双葉地方森林組合、2つが入って事業を行っております。ただいまおっしゃられた35歳上限ということに関しましては、町として状況を精査して、内容を確認しながら、要求できるところは要求してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 優秀な技能者のベテランがたくさんおりますので、そして全体的にとにかく進捗率を上げていきましょうよ。お金はあるのですから、あとはどう管理するか、皆さんの判断です。

では、次に行きます。ここに入っていないのですけれども、これ産業課の皆さんにちょっと関係しているのですけれども、本町の農業委員会人数、土地改良区の人数、定数何人ですか。

○議長（北郷幹夫君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（猪狩裕一君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、農業委員会のほうですが、農業委員が8名と農地利用最適化推進委員が3名、合計11名でございます。

土地改良区の人員ではございますが、手元に資料がございません。総代とかいろいろ人数があると思います。調べて後ほどご報告させていただきます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 私が何でこんなことをお聞きするかというと、これは町長にお聞きしたい。ご存じのとおり我々、次の選挙において8名です。定数が8名。その8名にした理由というのは、当然のごとく人口が大幅に減って、それに比例してやはり我々は8名のほうがいいだろうということで、身を削りました。大変つらい判断でした。でも、行政において、これは別に農業委員会だけではないよ。改良区だけではない。町全体の中にそういう団体がたくさんいらっしゃいます。ありますわな。私はこれは、来年度の予算の編成にそろそろ入るのしょうから、定数というものを全体的に見直しをされてはいかがでしょうか。私たちはそれを期待したい。いかがですか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 7番、小磯利雄議員のただいまの町内における組織体の定数の展望についてお答えしたいと思います。

震災からの5年、10年、今12年余の進捗にありますが、この間様々に組織体の人数、対応、体制等々については、繰り返し検討しながら取り組んできました。例えばこの庁内の役場職員、そして任期付職員、会計年度職員と、こういう体制も繰り返し必要なことと、見直すべきことと捉えながら来ました。現在定数91名ということで、ご質疑いただいているのは、これまでどおり必要とあれば、それはどのように柔軟的に対応するかという質疑をいただいてきました。ということにおいて、これからの15年目、20年目という第2期復興・創生期間以降に向けて、体制というものはしっかりと見直しを図りながら対応していかなければならないということを念頭として、この役場庁舎内の体制について鋭意検討しながら展望していくということで、今日まで取り組んできております。つきましては、令和6年度に向かうというお話がありましたが、一つ一つその積み上げにおいて、しっかりとこの説明、理解をいただける対応に当たっていききたいと、そのように考えております。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 私は役場職員の話をしたのではなく、外部団体の皆さんはどうなのですかということを私はお聞きしたのです。実は、残念ながら一部の委員会の委員の皆さんから、今1人、2人、我々だって削らなくてはいけないのだと、コンプライアンスも何にもあったものではないというような、そういうことがありまして、ちょっと私もそれは意外だなと思ってはいたのですけれども、外部のそういう皆さんの削減というのもやっぱり検討されてもいかなものですか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいまのご質問に重ねてお答えいたします。

身を削るという、そういった覚悟等々については、ただいま申し上げたように、役場を運営するに当たり、時代が変革をしていく中において、しっかりとした体制をしていかなければならないということを申し上げたことにつきましては、外部団体もそれは全くその範疇の中にありまして、つきましては、各種団体も目的があって今対応に当たっているということであります。目的が管理をするに当たっては今の現況でよいのか、悪いのか、例えば震災前と震災後とで止まっていたものを

途中で動かし始めてきたという状況の中で、そこは現況をしっかりと確認をして、各外部団体等々においてもしっかりと対応していくということを捉えていくものであります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 震災から13年目、復興予算も相当減額されてきました。一方においてスリム化された行政組織の下で、外部に委託できるものは委託するというような、そういう流れもあります。よくご検討いただきたいと思います。この件の質問は終わります。

次、企画、14、15。先般、令和4年度の決算の中で、例の箒平地区における汚水、要するに汚れた工事の件がありました。私も水道企業団の議員として、大分前からこの件については動いておりました。いろいろと昨日も企業団の者が見えて、一応いろいろと資料を頂いているのですけれども、その件についてちょっとお聞きしたい。まず、現状の前に、いわき地区におけるこの工事は、いわき市のほうからいつ知ったのですか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） 7番、小磯利雄議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

ちょっと確認をさせていただきます。こちらの工事というのは、いわき市の幸之助の太陽光パネルの工事でよろしかったでしょうか。工事が行われているといったところ、それによって今般の9月の8日の台風の大雨によりまして、濁水が発生をしたという件だというふうに認識してございます。こちらの工事につきましては、実際にその濁水が発生をし、その後現地の確認をしたところ、そういった工事が行われているということは、そのときに正式には確認をしたところでございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。今のページ数はどこですか。

○7番（小磯利雄君） 復興企画の所管ですから、14、15です。

飲料水、これは我々の生命線です。とっても大事な生命線です。かつてあの場所において、牧場を造るという話がありましたよね。そのときにあなたのお父さんや、もろもろの大先輩たちが反対をしました。そして、ストップをかけました。あの場所です。企業名あるいは事業面積というものはご存じですか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

企業名であります、福島ソーラーシェア発電所合同会社となっております。

開発に係る森林面積でありますけれども、約21ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 今の件は、それは風力発電所の面積とはまた別なの。その件言ったの。違う。

〔「いや、違います」の声あり〕

○7番（小磯利雄君） 私は、水道企業団のほうからお聞きしました。調査しました。株式会社エコ革、栃木県佐野市。そして、造成面積は31.6ヘクタール。今、相当上面を剥ぎ取りまして、工事に入っていると。そこに大雨が降って、一気に流れてきたということですね。普通であれば、これは我々も経験していますけれども、調整池を先に造って、さあ、その上部に工事を着工してくださいというのが一つのルールなのではないですか。9月の8日に聞いたということですから、その辺の確認はできなかったのでしょうか。どうなのですか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

私が申し上げました福島ソーラーシェア発電所合同会社というのは、事業の代表会社となっておりまして、今議員が申されましたエコ革につきましては、工事を施工している施工事業者になります。土木工事をやっている会社ということになります。こちらにつきまして、大雨の発生した後でございますけれども、9月の11日ですが、いわき農林事務所に対しまして、復興企画課職員より浅見川の濁度について、原因について確認してほしいというような電話をさせていただいております。その際、いわき農林事務所から事業者に対して改善指導をしてほしいというような依頼を町からさせてもらっております。その後、9月の12日、朝になりますけれども、いわき農林事務所から林地開発の工事をやっているエコ革に対しまして連絡が入り、広野町に業務の内容について説明するようというような話となり、9月の13日、午前中でありましたが、施工業者が来庁いたしました。復興企画課職員に今般の事業の内容について説明をしてございます。内容につきましては、かいつまんで申し上げますと、町のほうからは、今議員申されたとおり、開発に当たってまず沈砂池や砂防のための施設を講じて事業をするべきではないのかというようなお話をさせていただいております。事業者からは、今まさにその工事を行っているところだというような回答でございました。

そういったことで、なおさらに改善等をできるものについて、しっかり改善をしてほしいというようなお願いをしております。それを受けまして、町といたしましては、9月の13日、議会終了後でありますけれども、いわき農林事務所長に対しまして、さらなる業務の改善、さらには指導の徹底、こういったものを依頼しております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） この件が私の耳に入ったのは、箒平地区の区長さんから水道企業団に連絡が行ったのです。すごく汚れていると。この水は、広野町民の飲む小滝平の浄水場につながる水なのでしょうと、大丈夫なのですかというのが、その一報が一番最初です。私はそれを聞きました。非常に残念です。

それで、お聞きしますけれども、ある地元の方に言わせると、本町の町内に風力発電所を、これ

は大分前からその予定は、計画は我々聞いていますけれども、その風力発電所の工事敷地からの水が相当同じく入っているということです。そちらのことはご存じですか。今、それで面積はどのぐらいなの。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

風力発電に関しましては、まだ実際に工事は着工してございません。実際に工事を着工してございませんので、今般の事象に影響を及ぼしているというふうには、町としては認識をしてございません。

一方で、計画につきましては、令和2年11月16日に全員協議会におきましてご説明をさせていただいているとおりでございまして、こちらにつきましては……広野町内におきまして3基のブレード、風車を設置する計画となっております。さらに、こちらにつきましては当時の全員協議会の中でも、開発に当たりまして雨が降った際に、その雨水処理がどうなるのかというようなご質問をいただいたところでございます。風車一つ一つにしっかりと土砂流出防止の沈砂池を造るといったところと、切り開いた道路の側道についてはしっかりと緑化、さらには道路面には砂利敷きをして、雨水処理についても対策を講じるというようなご説明をさせていただいております。

今手元で確認できる内容としましては以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 私の質問は、簡潔になるべく心がけているのですが、もう少し簡潔に答弁してください。

○議長（北郷幹夫君） 7番、これが最後の質問にしてください。

○7番（小磯利雄君） では、最後ですから、いきましょか。小滝平浄水場原水の浸出検査結果一覧というのが私の手元にあります。令和5年の4月、5月、7月、3回、これはいわき市水道局が水質検査をしております。全くもってゼロ、安全な水。ところが、令和5年の9月8日、今回の事象の下、徹底的に緊急にある事業者さんに検査をしていただきました。私、これ単位が分からないのですけれども、例えば一般細菌がみんなゼロだったのです。それが5,800とか、あるいは硫化窒素及び亜鉛硫化窒素2.0とか、とにかく一気に数字がばあっと出ているのです。その件数が25、そして今もって分析中が4、これはやっぱり問題だな。本町の小滝平の浄水場タンク、一時止めなくてはいけないような、あそこに取水するのを止めなくてはいけないような状況も考えてはいるらしいです。私たちの命綱です、幾ら木戸川の水にすぐチェンジできるとはいえ。この件は、データは皆さんお持ちなのですか。それと、今後の対応はどうされるのですか。この2点、最後ですから、お願いします。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

データにつきましては、水道企業団より頂いてございます。水道企業団と会議をいたしまして、説明を受けているところでございます。議員お申出のとおり、そういった事象があるということは承知しておりますが、一方でこれだけの大量の大雨が降った際にこういった事象が起きるということは、一般的なことであるといったようなことは聞いてございます。また、濁度の原因となる部分については、今言われているようなところもあるのだろうというふうには認識しておりますが、比較している水質の部分が飲料水と取水の部分で比較をしておりますので、当然飲料水においてはそういったものは全部取り除かれた数値で水というものは供給されますので、そこはゼロになっているのはごく一般的というふうには認識してございます。取水する部分、そういったところにおいては、当然大雨が降った際には取水を制限するというのは通常の業務だということで水道企業団からは説明を受けてございます。必ずしも今般のエリアの開発によって、全ての大船水源地における濁水の主な原因、全ての原因というふうには認識はしていないというふうなところでございます。

一方で、そういった開発が行われている現状は、我々としても重く受け止めておりますので、なおさらにその開発における防災対策、これについて指導の徹底をいわき農林事務所に依頼をし、さらには現場においても事業者としっかりとコンタクトをして、業務の改善を図っていくように指導をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいまのご質問に重ねて答弁したいと思います。

ただいま企画課長から答弁をいたしましたとおりであります。私は、9月の13日の福島県いわき農林事務所長とのこの現場確認についての意見を捉える際に、まず今申し上げたとおり、貯水池、貯水整地、これをいわゆる適正に、法に照らしてきちっとやっているのかという確認をいたしましたものであります。ただいま答弁申し上げたように、今建設のさなかにあるということでありまして、今般の台風13号が、この雨水が大量に発生したことによって、それが対応に届かなかったという事実を確認はしたところであります。つきましては、林地開発の法に照らして適切に対応することということを森林組合事務所の下において、しっかりと工事施工会社に指導をすることを強く要請をしたところであります。貯水池の整地も、こういった今秋の季節にあって、自然災害がいつ起きるか分からないことにおいては、一日も早く速やかにそれを完成させることを繰り返し要請をしたところであります。

県当局もこの状況は当然承知をしておりまして、ただいま答弁申し上げたように、太陽光発電における案件でありまして、風力発電には近位はしていないということの確認をしております。ついては、双葉水道企業団としっかりと緊密に連携を図って、地元の広野としては緊密な連携の下に速やかな対応に当たるということ強く今申し上げている現況にあります。つきましては、今現状において飲料水等々に影響するという状況には至っておりません。ということにおいて、かかる状況

が起きないように、県と、そして水道企業団と連携をしっかりと捉えて、指導の下に法に照らして履行していくと。そして、工事会社等々においては、先ほど答弁申し上げたように、速やかに役場の企画のほうに出向いて、その報告を受けて対応することにおいては誠実に、かつ正しく対応することをしっかりと捉えて取り組んでいきます。私も箒平の行政区長さんから直接この話を伺っておりまして、その後速やかに対応に当たっているところであります。今現状においては、かかる事象が生じないことにおいて確認をしながら、しっかりと対応しているところにあります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 質問はありません。私は、この案件はまだ現在進行形ですわな。1つ残念なのは、9月の8日までこの事実が分からなかったという、その情報が本庁に入っていなかったというのは非常に残念。私たちの一番、幾らいわき市内のエリアとはいえ、水は上から下に流れるのです。過去の前例もあります。そういうことを踏まえますと、やはりもう少し情報というか、意思疎通というものをしっかりと持っていただきたいなと思います。

それとあと、31.6ヘクタールの敷地、今後の維持管理に大量の除草剤などなど、そういうのをまかれてしまったのでは、箒平の人はもちろん、我々も飲料水としてそれが本当に大丈夫なのかどうかということをやっぱり懸念せざるを得ません。やっぱりそこはしっかりと確認をしていただきたいなと、そう思います。よろしいですか。答弁は結構です。

では、次行きます。これは予算とは違うのですけれども、令和6年から7年度の補正、6ページ、パークゴルフを利用した官民連携事業に2,540万円の限度額で上がっています。債務負担行為ね。これ何。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） 令和5年度の当初予算でもご説明をさせていただいておりますが、二ツ沼総合公園のパークゴルフ場をフィールドといたしまして、成果連動型の民間委託契約方式、P F S事業と呼んでおりますけれども、こちらを展開するための事業費でございます。これにつきましては、3年間の債務負担行為で実施をするということが採択の要件となっております、その業務の費用でございます。

具体的には、今糖尿病や腎臓病などが重症化しているという実態、さらには門馬まりえ議員からもありましたフレイル予防対策、こういったものが行政課題として上げられてございます。その行政課題を民間の力を活用いたしまして、民間のノウハウを積極的に取り入れた柔軟できめ細やかな行政サービスが提供されるという新しい手法を活用するものでございます。このことによりまして、地域住民の満足度の向上といった高い成果を生むための事業として期待をされているものでございます。今般は、二ツ沼総合公園のパークゴルフ場の利用者、パークゴルフを行っている方々に参加をしていただきまして、その方々に株式会社カゴメさんのベジチェックデジタル、野菜を取って運

動をすることで健康が増進されるというような事業でありますけれども、そういったものを行って、さらにその健康と食における成果を基に、様々な成人病の予防、さらには運動習慣の改善、こういったものを行っていく事業でございます。3年間の中で、そういった住民の健康増進と、さらには運動習慣の改善といったものを成果として、達成したものにつきまして報酬を払っていくというような内容になってございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） ちょっとお諮りします。

ただいまの時間は10時34分ですが、ただいまから50分まで休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、10時50分まで休憩いたします。

（午前10時34分）

○議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

○議長（北郷幹夫君） 質疑ある方、お願いします。

7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 1つだけ。10、11、繰越金。この繰越金というのは、1億9,514万円、この財源先はどちらになりますか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長、答弁。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 7番、小磯利雄議員のご質問にお答えします。

前年度繰越金1億4,514万円でございますが、こちらについては一般財源扱いという形になります。必要に応じて、積めるものは例えば財政調整基金に積むであるとか、他の事業に充当していくというような性質のものでございます。中身とすれば、一般財源というようなことでご理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） 確認ですけれども、昨日6特別会計決算承認いたしました。それはそれでいいのです。その前日に、一般会計は議会において否決されました。その否決された中からこういう数字が出てきているのかなということであれば、これは問題だ。どうなのですか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 7番、小磯利雄議員のご質問にお答えします。

過日、令和4年度一般会計の決算の認定において不認定という結果になってございます。こちらの解釈でございますが、議会が決算を認定しないことによる法的効果については、議会の認定は主として政治的見地に立って、総括的な判断によってその内容の妥当性を確認するものであり、たとえば議会において決算を認定しない旨の議決を行ったとしても、それによって既に執行された支出、令和4年によって行われた支出の効力が法律上影響を受けるものではないというふうに解してございます。つまり基本的には、そういった不認定という形になりましたが、令和4年度において行われた財務上の支出等々、収入も含めて、そちらには問題はないというふうに捉えてございます。よって、今般、10ページ、11ページになりますが、その認定の際にお示しした決算書の中の部分がありますが、実質収支に関する調書で地方自治法233条の2の規定による基金繰入額を除いた額を今般計上させていただいておりますので、問題がないというふうに捉えてございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） るる長く説明がありましたけれども、その説明の根拠というか、条例、法律というのはどこにあるの。私も勉強した。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） こちらにつきましては、地方自治法233条第3項の部分の部分が根拠の規定になってございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（北郷幹夫君） 7番、小磯利雄君。

○7番（小磯利雄君） それなら結構です。私も16年この世界におります。何しろ歴史に残る大変な案件でした。その後の進め方というのは、やっぱりしっかりと法的裏づけの下でやらなくてはいけないというのは、これは私非常に気になっていたものですから、一応確認をさせていただきました。いずれ合法的に胸を張っていけるようなときが来るかもしれません。それはそのときでまた応援をしたいと思います。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 反対の側から討論させていただきたいと思います。

私、町議会議員に入って最初にこの町の問題でびっくりしたのは、門馬巧議員が町側に質問されたことで、道の駅の事業がどんどん進んでいるのだけれども、下に4つ、あのとき委員会でしたか、

部会でしたか、それができて、もうそれでどんどん、どんどん物事を進めているという、これが議会側に全然情報として入ってきていないということで、えっ、こんな状況なのかということで私びっくりしたのです。議会に入って翌年でしたか、それでこの事業は一体どうなっているのだと思って、一体全体で幾らかかるのか、町側の負担は幾らかかるのか、そういう質問をしました。それから、果たしてこの事業は成功するのかなのかという見込みを得たいために、事例はどのようなかということも確認しましたし、果たしてあそこに造ったときに採算の見込みがあるのかということも確認しました。どうもどれも薄い。これは私、ずっと毎年予算は反対してきました。前の黒田議長に一般会計の予算でも反対したことがいっぱいある。全部これ言うのですかと言ったら、いや、3つぐらいでいいというから、毎年それ言っていませんけれども、一貫して私反対しています。

それで今回、おととい決算で、これが否決することになりましたね。これ地方自治法233条の7項でありますけれども、町長側からこれで何らかの意見表明なり、態度表明なり出るのだと思っていました。町長には明らかに、少なくとも政治的に、道義的に責任がありますから。しかし、これがないということなのです。そうすると、今般の補正予算ですけれども、この中に直接道の駅の件は入っていませんけれども、この前に私ずっと反対してきた予算の延長です。これで何にもアクションしないのか。これ政治的にはおかしいと思います、私は。ですので、反対しますけれども。反対。それで、この問題は、道の駅の件は、議会とは別に第三者機関をつくって、そこで徹底的にやるべきだと思います。私は、これずっと反対している身ですから、私もそこに入ってとことんやりたいと思います。そういう意味で私は反対します。

○議長（北郷幹夫君） 賛成討論。

5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） 今回の補正につきましては、広野町の各課全体の補正予算として上がってきています。特に子育て支援特別給付事業や、低所得者の支援事業や、子供の股関節検診の補正事業や、暮らしと体と健康と福祉に関するものも入っていますので、これを否決しますと住民の生活に大きな影響があると思います。ですから、私はこれは3月までの今年度、令和5年度の事業として、補正として組んで出しているのですから、これをきちんと賛成いただいて遂行しないと、3月までの事業が非常に困難になるし、子供たちや生活困窮者に対する影響も出てくるのではないかなと思いますので、ぜひ議員の皆様には賛成をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（北郷幹夫君） そのほかよろしいですか。

〔何事か声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 総務課長に確認したい。この場合、民生費にあるものは、賛成関係ないよね。民生費にあるものは仮に反対してもお支払いはできますよね。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 8 番、門馬巧議員のご質問にお答えします。

部分的に支払うことができるのかというようなことでございますが、現在討論いただいておりますが、あくまで議案第52号に対して賛成、反対の討論をしているということでございます。仮に否決という形になれば、52号については議決いただけなかったということになりますので、事業がストップするということになります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8 番、門馬巧君。

○8 番（門馬 巧君） つまり、民生費あるでしょう。これはストップにならないでしょう。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

あくまで今回、議案第52号の中で各課が補正要求の中身についてご説明させていただきました。その一部が、例えば健康福祉課が提出している民生費、例えば今賛成討論でもございましたが、物価高騰対応生活困窮者世帯緊急支援事業、その部分だけ執行するということはできませんので、全部取下げというか、もう予算がなくなるというようなことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） では、よろしいですね、討論は。

では、議案第52号 令和5年度広野町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方は起立願います。

〔起立多数（賛成6名、反対1名）〕

○議長（北郷幹夫君） 起立多数です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議案第53号 令和5年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（北郷幹夫君） 日程第3、議案第53号 令和5年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第53号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ2,806万1,000円を追加いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、予備費の増額計上であります。

歳入の主なるものは、基金繰入金の減額計上及び繰越金を増額計上いたしております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第53号 令和5年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議案第54号 令和5年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（北郷幹夫君） 日程第4、議案第54号 令和5年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第54号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ1,498万8,000円を追加いたすための提案であります。

歳出につきましては、一般会計の繰出金の増額計上であります。

歳入につきましては、繰越金を増額計上いたしております。

なお、担当課長による内容説明は省略させていただきますが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第54号 令和5年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議案第55号 令和5年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（北郷幹夫君） 日程第5、議案第55号 令和5年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第55号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ837万3,000円を追加いたすための提案であります。

歳出につきましては、一般会計への繰出金及び広野地区特定環境保全公共下水道事業費の増額計上であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び繰越金を増額計上いたしております。

なお、担当課長による内容説明は省略させていただきますが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第55号 令和5年度広野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議案第56号 令和5年度広野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（北郷幹夫君） 日程第6、議案第56号 令和5年度広野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第56号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ149万円を追加いたすための提案であります。

歳出につきましては、一般会計への繰出金の増額計上であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び繰越金を増額計上いたしております。

なお、担当課長による内容説明は省略させていただきますが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第56号 令和5年度広野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議案第57号 令和5年度広野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（北郷幹夫君） 日程第7、議案第57号 令和5年度広野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

(朗読する。)

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第57号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,786万円を追加いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、償還金、一般会計繰出金、予備費の増額計上であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び繰越金を増額計上いたしております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。
(健康福祉課長、内容説明を行う。)

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。
これより歳入歳出全般について質疑を行います。
5番、門馬まりえさん。

○5番（門馬まりえさん） 歳入のところで教えていただきたいのですが、今年度から介護保険料も取られるような形になってきますね、後半。そうすると、低所得者保険料軽減負担金という制度があって、低所得者の方は介護保険料は料金的にそんなに大きな負担にはなっていないという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤尚文君） 5番、門馬まりえ議員のただいまのご質問にお答えいたします。

介護保険料につきましては、所得に応じて介護保険料が決まっております。低所得者に関しまして、通常の率よりも若干割り引く形で保険料を計算する仕組みとなっております。その分について、一般会計から低所得者の保険料を軽減するための繰入金を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑。
〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第57号 令和5年度広野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議案第58号 令和5年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（北郷幹夫君） 日程第8、議案第58号 令和5年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第58号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ76万円を追加いたすための提案であります。

歳出につきましては、一般会計繰出金の増額計上及び予備費の減額計上であります。

歳入につきましては、繰越金を増額計上しております。

なお、担当課長による内容説明は省略させていただきますが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第58号 令和5年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○動議の提出

〔「議長、8番」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

- 8番（門馬 巧君） ここで動議を提出したいと思います。
- 議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君、動議どうぞ。
- 8番（門馬 巧君） 内容は、自分は議会運営委員会で会議したいと思います。
- 議長（北郷幹夫君） 内容は。内容をちょっと確認取りたいのですけれども、件名だけ。件名だけでいいです。
- 8番（門馬 巧君） 広野町長の不信任案に関する動議内容です。
- 議長（北郷幹夫君） ただいま8番、門馬巧君から、町長に対する不信任案の件でよろしいですね。
〔「はい」の声あり〕
- 議長（北郷幹夫君） との動議が提出されました。
この動議に賛成の方は起立願います。
〔何事か声あり〕
- 議長（北郷幹夫君） 違う。件名今言ったから。
〔何事か声あり〕
- 議長（北郷幹夫君） 町長の不信任案についての動議ということでいいですね。
〔「はい」の声あり〕
- 議長（北郷幹夫君） この動議に賛成の方の起立をお願いします。
〔賛成者あり〕
- 議長（北郷幹夫君） この動議は1人以上、現在4人の賛成者がありますので、成立いたしました。
ただいまから議会運営委員会を開催したいと思いますので、その間13時まで休憩いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
〔何事か声あり〕
- 議長（北郷幹夫君） お昼を含めて13時まで休憩したいと思いますので、これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（北郷幹夫君） では、13時まで休憩いたします。

（午前 11時32分）

-
- 議長（北郷幹夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○日程の追加

- 議長（北郷幹夫君） 先ほど門馬巧君ほか3名から町長の不信任案が提出されました。本案を日程に追加し、追加日程第9として日程の順序を変更し、直ちに議題とします。
事務局より日程表を配付いたします。

(配付する。)

○発議第4号 町長の不信任案について

○議長（北郷幹夫君） では、皆さんよろしいですか。

では、町長の不信任案についての提出者の説明を求めます。

提出者は8番、門馬巧君でございますが、健康の関係で、体調の関係で7番、小磯利雄君に説明をお願いしたいと思います。説明者の登壇を求めます。

〔7番 小磯利雄君登壇〕

○7番（小磯利雄君） 代読をいたします。

広野町長の不信任理由。防災拠点道の駅整備事業については、平成28年5月16日の第1回から令和2年8月18日開会の産業厚生常任委員会から17回にわたる委員会中、誰一人として賛意を述べる者はいませんでした。それにもかかわらず事業が進行したのは、富岡町との契約等の問題と、本町議会は本議会制を取っていることによることです。町長は、我々もろもろの意見を真摯に受け止め、行政運営を改めていければと痛切に思います。土取り工事に要した8億2,692万円の巨額の費用を投入したにもかかわらず、所期の目的を達せずにしても町民に何ら説明、謝罪もしない。こんな無責任極まりない、かつ傲慢な行政運営はほかに類を見ない。

加えて、株式会社広野町振興公社に関わる問題です。私がこの問題を知るところは、小磯取締役が、3階事務局内の机の上に振興公社の資料を置かれていて、興味を持って見て、令和4年第4回取締役会資料を読みました。その中に議案第1号 経営改善計画承認の件を熟読いたしました。その中には、過去6年間の収支状況が記されていました。それによると、平成28年度から令和元年度において1億400万9,000円余りを東京電力から賠償金を受け取りながらも町議会に諮らず、主にバナナ事業に係る施設に投資したことが読み取れます。このことは小磯取締役に確認、ご教示いただきました。その他、小磯取締役の申出によると、2,000万円を町に返却したと、あるときの取締役会の席上社長が口頭で話されましたが、町の決算書には記載がないとのことです。このように皆さん極まりない経営により、令和3年度、1,667万7,000円の赤字に転落したとのことであり、これが第三セクターとして地方自治法238条1項7号の適用を受ける、現在遠藤町長が筆頭の株主として、形式的には経営に直接的には参加していないが、逐一報告、連絡、相談を受けていることは火を見ることよりも明らかである。これが振興公社の現状であります。

社会福祉協議会職員の不祥事において刑事事件にならなかったものの、組織管理体制の在り方、監査の在り方についても非常に疑問があるにもかかわらず、責任の取り方は給与1か月減の処置のみであり、町民は到底納得できるものではありません。論語にいう巧言令色鮮な仁とは、まさに遠藤町長のためにある言葉である。言葉巧みに表情を取り繕っている人がかえって仁の心が欠けているものだ。私は、道の駅問題、振興公社問題等通底する町長の認識不足を指摘すると、町民本位

の思慮の欠落と議会軽視の傲慢な行政運営にあることは明白であり、人心は乖離するばかりであります。これ以上、東北に春を告げるまち広野のかじ取りを任せることはできません。

以上の理由により、ここに遠藤智町長の不信任案を提出する。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより広野町長不信任案についての質疑を行います。質問ある方ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。質疑なしと認めます。

これより討論を行います。反対の討論を先に行います。討論ある方。ないですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） ないようですので、これで討論を終わります。討論なしと認めます。

これから広野町長の不信任案の採決を行います。不信任案の議決については、地方自治法第178条第3項の規定により、議員数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要とします。出席議員は8人であり、議員数の3分の2以上です。また、その4分の3は6人であります。

では、ただいまから広野町長の不信任案について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を本案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔特別議決規定未満（賛成4名、反対4名）〕

○議長（北郷幹夫君） ただいまの起立者は、4分の3以上に達しません。

したがって、広野町長の不信任案は否決されました。

○発議第3号 広野町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（北郷幹夫君） 日程第10、発議第3号 広野町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 次に、提出者、広野町議会運営委員会委員長、8番、門馬巧君の説明を求めるところですが、健康上の理由により、副委員長の6番、畑中大子さんより代理説明をお願いします。

6番、畑中大子さん、登壇を許します。

〔6番 畑中大子さん登壇〕

○6番（畑中大子さん） それでは、ご説明いたします。

発議第3号 広野町議会委員会条例の一部を改正する条例について説明をいたします。令和5年6月16日開催の広野町議会第3回定例会において、発議第2号 広野町議会議員定数条例の一部を改正する条例が議決され、次回の改選から議員定数が10人から8人に改められたことに伴い、委員会の定数を見直すことが必要となり、今般条例の改正案を上程することとなりました。

改正案をまとめるに当たり、議会運営委員会において協議をし、各常任委員会の定数についてはおのおの4名とする案といたしましたが、協議の中で、全員協議会を開き、その中で議員の皆さんの意見を聞くべきであるとの提案があり、8月25日に全員協議会を開催し、議員の皆さんの意見を拝聴しました。意見の中には、4名でも十分機能する。誰か一人でも欠席となると本当に少なくなってしまう、多様な意見が出なくなってしまう。全員が両委員会の委員になる方法もある。定数を増やす場合は、所属委員会の審議について一般質問しないルールの変更が必要となる。などの意見がありました。これらの意見を踏まえ、再度令和5年9月4日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、広野町議会委員会条例の第2条に示す総務文教常任委員会の定数を5人から4人へ、産業厚生常任委員会の定数を5人から4人へ改正することといたしました。議会運営委員会提出の資料の1ページに新旧対照表を記載しておりますので、ご確認ください。

議案書にお戻りください。この条例の附則になりますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の広野町委員会条例の規定は、次の一般選挙後初めて招集される議会の招集の日から適用するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質問ある方ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

では、ありがとうございました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 反対の側から討論を行います。

この5人から4人に改めるということですが、仮にこれ8人になったとしても、この中でまた常任委員会の問題ですけれども、これを両方兼務することもできるわけです。この4人というのはあまりにも少ない。全国的に見れば、1つの常任委員会、これが非常に重要な問題なのですけれども、この中に7人から8人は必要だと、こういう認識が広まっている中で4人しかいないって、常軌逸しています。これ委員会って成立するかどうかの問題になります。これではとてもできません。そもそも議員の定数をこんなに減らすということが異常な、あり得ないことなのです。つきまして、私は強く反対します。

○議長（北郷幹夫君） 賛成討論の方はいませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なし。そのほか討論ないことを認めます。よろしいですね。

では、発議第3号 広野町議会委員会条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数（賛成6名、反対1名）〕

○議長（北郷幹夫君） 起立多数です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○報告第1号 広野町の健全化判断比率等の報告について

○議長（北郷幹夫君） 日程第11、報告第1号 広野町健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 報告第1号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、別冊のとおり監査委員の審査を受け、健全化判断比率等を報告するものであります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 次に、広野町の健全化判断比率等の報告事について、監査委員の意見を求めます。

代表監査委員、登壇を許します。

〔代表監査委員 鯨岡公一君登壇〕

○代表監査委員（鯨岡公一君） 一部総務課長と重複する箇所もございますが、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率に係る報告並びに意見を述べさせていただきます。

審査に当たっては、健全化判断比率計算書及び資金不足比率計算書が関係法令に準拠して作成されているか、計算方法に誤りはないか等に主眼を置き、関係諸帳簿を検証するとともに関係職員に説明を求め、審査いたしました。その結果につきましては、お手元に配付いたしました令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書に記載のとおりです。

まず、健全化判断比率についてであります。審査意見書の2ページ目を御覧ください。実質赤

字比率及び連結実質赤字比率については、一般会計及び各特別会計とも実質収支は黒字であり、実質赤字額及び連結実質赤字額はない財政状況であると認めました。

実質公債費比率については、早期健全化基準が25％であるのに対し6％であり、前年度と比較して0.6ポイント減少しています。実質公債費比率は3年間の平均値で表すが、比率を算出する計算式において分母となる標準税収額が固定資産税の大規模償却資産分の大幅な増加となったことに伴い、当該年度の単年度比率が前年度に比べ2.52245ポイント減少し4.41618％となり、3年間の平均値である実質公債費比率は0.9ポイント減の6％となりました。このように、実質公債費比率は早期健全化基準を大きく下回っています。今後の実質公債費比率の推移については、広野IGCCパワー合同会社に係る固定資産税により、令和5年度以降5年間は4％から5％台で推移する見込みですが、それ以降は固定資産税の低減に加え、小滝平浄水場整備に係る双葉地方水道企業団の起こした地方債による負担金等の額が上昇することが見込まれ、実質的には5％から7％台で推移する見込みであります。今後税収の減収等により、標準財政規模の縮小や復興関連新規地方債の償還も見込まれ、これに伴い実質公債費比率及び将来負担比率ともに数値の悪化が予測されることから、中長期的な財政計画を立て、より一層財政健全化へ向けた取組を強化されるよう要望します。

続きまして、3ページの表を御覧いただきたいと思います。こちらには資金不足比率について記載しておりますが、広野町で対象となるのは、特別会計の名称欄に記載されております3特別会計でございます。3特別会計とも資金の不足額がない財政状況にあると認めました。

以上のことから、今後もお一層財政の健全化に努められるようお願いし、結びといたします。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号 広野町の健全化判断比率等の報告については終了いたします。

○委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（北郷幹夫君） 日程第12、委員会の閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

広野町議会会議規則第75条の規定により、議会運営委員会委員長からは議長の諮問に関する事項について、広報委員会委員長からは議会だより編集について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長及び広報委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○閉会の宣告

○議長（北郷幹夫君） 以上で今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第3回広野町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午後 1時29分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議 会 議 長 北 郷 幹 夫

署 名 議 員 阿 部 憲 一

署 名 議 員 北 郷 伯 弘